

目 次

○第1号（9月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	7
◇波多野宏美君	7
◇村上慎一君	19
◇川田敏彦君	32
◇早坂 通君	44
◇山口宗一君	57
散 会	72

○第2号（9月3日）

議事日程 第2号	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	75
欠席議員	75
説明のため出席した者	75
事務局職員出席者	75
開 議	76
日程第 1 議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について	76
日程第 2 議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出	

		決算の認定について……………	8 4
日程第 3	議案第 6 3 号	平成 3 0 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	8 8
日程第 4	議案第 6 4 号	平成 3 0 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	9 0
日程第 5	議案第 6 5 号	平成 3 0 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳 入歳出決算の認定について……………	9 2
日程第 6	議案第 6 6 号	平成 3 0 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	9 4
日程第 7	議案第 6 7 号	平成 3 0 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	9 7
日程第 8	議案第 6 8 号	平成 3 0 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	9 9
日程第 9	議案第 6 9 号	平成 3 0 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳 出決算の認定について……………	1 0 2
日程第 1 0	議案第 7 0 号	平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計決算の認定につ いて……………	1 0 3
日程第 1 1	議案第 7 1 号	平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分に ついて……………	1 0 8
日程第 1 2	議案第 7 3 号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	1 0 9
日程第 1 3	議案第 8 2 号	榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 1 1
日程第 1 4	議案第 8 3 号	令和元年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）につ いて……………	1 1 2
日程第 1 5	議案第 8 4 号	令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 2 0
日程第 1 6	議案第 8 5 号	令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について……………	1 2 1
日程第 1 7	議案第 8 6 号	令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 2 2
日程第 1 8	議案第 8 7 号	令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 2 3

日程第 19	議案第 88 号	令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	124
日程第 20	陳情について		125
散 会			126

○第 3 号 (9 月 18 日)

議事日程 第 3 号			127
本日の会議に付した事件			128
出席議員			129
欠席議員			129
説明のため出席した者			129
事務局職員出席者			129
開 議			130
日程第 1	議案第 61 号	平成 30 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定に ついて	130
日程第 2	発委第 2 号	平成 30 年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する 改善要望書の提出について	131
日程第 3	議案第 62 号	平成 30 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について	131
日程第 4	議案第 63 号	平成 30 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について	133
日程第 5	議案第 64 号	平成 30 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について	133
日程第 6	議案第 65 号	平成 30 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳 入歳出決算の認定について	134
日程第 7	議案第 66 号	平成 30 年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	135
日程第 8	議案第 67 号	平成 30 年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	137
日程第 9	議案第 68 号	平成 30 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	138
日程第 10	議案第 69 号	平成 30 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	139

日程第 1 1	議案第 7 0 号	平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について……………	1 4 0
日程第 1 2	議案第 7 1 号	平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について……………	1 4 1
日程第 1 3	議案第 7 2 号	榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について……………	1 4 2
日程第 1 4	議案第 7 4 号	榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4 4
日程第 1 5	議案第 7 5 号	榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4 5
日程第 1 6	議案第 7 6 号	榛東村消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4 7
日程第 1 7	議案第 7 7 号	榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4 9
日程第 1 8	議案第 7 8 号	榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 0
日程第 1 9	議案第 7 9 号	榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 1
日程第 2 0	議案第 8 0 号	榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 2
日程第 2 1	議案第 8 1 号	榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5 4
日程第 2 2	報告第 4 号	平成 3 0 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について……………	1 5 5
日程第 2 3	報告第 5 号	平成 3 0 年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について……………	1 5 5
日程第 2 4	発委第 3 号	榛東村議会のあり方検討特別委員会の設置に関する決議……………	1 5 6
日程第 2 5		議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	1 5 9
日程第 2 6		総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 5 9
日程第 2 7		文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 5 9

日程第 28	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	159
日程第 29	議員派遣について	159
日程第 30	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	159
議長挨拶		160
閉 会		160

令和元年第3回

榛東村議会定例会会議録

第1号

9月2日(月)

令和元年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

令和元年9月2日（月曜日）

議事日程 第1号

令和元年9月2日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
8番	清 水 健一 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企画財政課長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住民生活課長	村 上 誠 君
健康保険課長	安 田 睦 君	産業振興課長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久保田 邦夫 君	上下水道課長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君	代表監査委員	岩 崎 唯雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

9月に入り、ようやく朝夕に秋を感じる季節となりました。本年は平年より長い梅雨の影響で、村内の農作物への影響も心配されましたが、特産物のブドウも実り、ことしも榛東村ぶどう郷はにぎわいを見せております。

遅い梅雨明けとなったことしの夏は、本県においても12日間連続となる猛暑日を記録し、全国各地で酷暑に見舞われました。また、台風や大雨、豪雨による災害も発生し、先月28日に九州北部を襲った記録的豪雨は、大きな被害をもたらしました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

また、昨日、9月1日は1960年に創設された防災の日でありました。東京消防庁のホームページによりますと、9月1日は、1923年、関東大震災が発生した日であるとともに、戦後最大の被害をこうむった1959年9月26日の「伊勢湾台風」が創設の大きな決め手となったということでもあります。

台風シーズンの到来を控え、行政はもとより、住民の一人一人が台風、地震などの災害について、認識を深め、これに対処する心構えを準備していくことが大切であります。

さて、議員のなり手不足の問題については、全国町村議会議長会が、その原因の一つが町村議会議員の低額な議員報酬であると考えられることから、改めて町村議会議員の議会・議員活動の実態を検証するとともに、現在の町村議会議員にふさわしい議員報酬のあり方を検討するため、平成29年4月に「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」を設置し、平成30年3月に中間報告、平成31年3月に最終報告が取りまとめられました。

以前も申したように最終報告書では、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながることや議員定数の減少により当選ラインが上昇することも議員のなり手不足の原因の一つであるとの分析結果等、ほかにも多様な人材が議員となれるよう所得損失手当（仮）等といった新制度の提案などがまとめられております。

群馬県町村議会議長会においても、この問題に対しまして、以下のことを決議に盛り込み、国に要請しております。

議員の兼業禁止の緩和、休暇・休職・復職制度の整備、育児手当など手当制度の拡充、学校教育における地方議会の啓発、保育スペースやバリアフリー化等の施設整備など幅広い層から多様な人材を確保するための環境整備を図ること。

町村も市と同様に選挙運動用の自動車及びポスター、ビラの頒布を選挙公営の対象とすること。

地方議会議員の厚生年金への加入のための法整備を早急に実現すること等であります。

今後、本村議会においても、これらを踏まえて、将来の議会や多様な人材の議会参画のため、議員

報酬や議員定数など議会のあり方を検討する必要があり、議会運営委員会に諮問しておりました、それらを検討する特別委員会の設置について、今定例会にて発委されることとなっております。

また、今回の定例会は決算議会として、平成30年度の決算を審査する重要な議会であり、厳しい財政事情の中で決議された多種多様な予算が、その趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、各特別会計、企業会計ともに収入・支出が的確であるか、村民の立場に立って確認しなければならない重大な使命を有する議会であります。また、審査の結果は今後の予算編成や行財政運営の改善に生かされるよう努力すべきであります。

本日は、通告により5名の議員による一般質問がございます。一般質問の目的と効果は、ただ単に執行機関の所信を明らかにするだけではございません。執行機関の政治姿勢を明確にし、事務執行、行政運営について、それが適切に行われているかを監視する機能、そしてその上で政策提案を行うことも一般質問の大きな目的でございます。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進行し、適正妥当な議決に達せられるよう、ご理解、ご協力をお願いし開会の挨拶といたします。

ただいまから令和元年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたしました。

また、本日は大変お忙しい中、岩崎唯雄代表監査委員が出席されております。岩崎代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算審査に当たられ、大変お疲れさまでした。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

13番早坂通議員、2番善養寺孝議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日から18日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から18日までの17日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

1、議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案28件、報告2件を受理いたしました。

2、陳情の受理につきましては、郵送により2件を受理いたしました。

3、例月現金出納検査の結果に関する報告でございますが、別添資料のとおり令和元年5月から7月分の例月現金出納検査の結果でございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

4、群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり理事会が開催され、平成30年度事業報告並びに一般会計歳入歳出決算について承認されました。

5、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり臨時会が開催され、財産の取得について、また、条例改正等の議案について審議され、原案のとおり可決されました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。



◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長から挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議長さんのほうから許可をいただきました。令和元年第3回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議員各位の出席をいただきまして、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

今定例会に上程させていただく議案等について、その大宗を説明を申し上げたいと思います。

議案第61号から70号までは、一般会計、各特別会計、上水道事業会計の平成30年度の決算の認定をお願いするものでございます。

議案第71号は、決算に基づく上水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして議決をいただくものでございます。

一般会計及び特別会計の決算の認定については、地方自治法の規定に基づきまして、また、上水道事業会計の決算の認定については、地方公営企業法に基づき、監査委員の審査意見を付して上程をいたしているところでございます。

岩崎代表監査委員、そして波多野監査委員におかれましては、厳しい暑さの中、現地踏査も含め集中的に審査していただきました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

議案第73号につきましては、さきの選挙において公約として私が掲げさせてもらいました福祉医療費の対象者を高校生まで拡大するため、福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正し、本年度中に必要なシステム改修を行った上で来年度から実施しようとするものでございます。

議案第72号につきましては、榛東村会計年度の任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

そして、74号については、榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。平成29年の地方公務員法の改正に伴いまして、改正法が施行される令和2年4月1日に向けまして条例の新規制定、関係条例の一部改正を行おうというものでございます。

議案第75号につきましては、榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

76号につきましては、榛東村消防団に関する条例の一部を改正する条例。

77号につきましては、榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

さらに78号につきましては、榛東村下水道条例の一部を改正する条例については、平成28年に公布されました成年被後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく処置でございまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう関係条例において規定されている成年被後見人等に係る欠格事項、その他の権利の制限に係る処置の適正化等を図るための改正を行うものでございます。

79号につきましては、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして、村職員の育児支援、介護支援に係る規定を改正するものでございます。

80号につきましては、榛東村上水道の給与条例の一部を改正する条例については、委任をしている水道法の施行令の改正に伴う整備を行うものでございます。

81号につきましては、榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、住民基本台帳法施行令の改正により、住民票個人番号カード等への旧氏、言うなれば古いというんですか、前の氏を記載が可能とすることを伴いまして、旧氏による印鑑登録を可能とする改正を行うものでございます。

議案第82号につきましては、榛東村立幼稚園保育料の条例の一部を改正する条例について、消費税率の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化を行うための所要の改正を行うものでございます。

83号から88号までは、一般会計、そして特別会計、これ5会計ございますけれども、その予算を補正するもので、平成30年度の決算に応じまして前年度繰越金の補正を行うほか、当初予算編成後に生じた理由によりまして、所要事項について補正を行おうとするものでございます。

一般会計補正予算では、公約に掲げさせてもらいました高齢者運転免許の自主返納支援、その事業を拡充する経費を計上しております。現行の現金1万円のほか、福祉タクシー券、またはバスカードの3つの中からそれぞれの家庭環境等に応じまして、自由に選んでいただける制度とするもので、これはことしの10月1日から実施することといたしているところでございます。

また、福祉医療費の対象者を高校生まで拡大することに伴いまして、システム改修費を計上いたし、来年4月1日から子育て世代の負担軽減を図ってまいりたいというように思っております。

そのほか、榛東中学校の講堂及び多目的室、これ体育館でございますけれども、その天井改修工事の経費を約1億円計上いたしました。本工事は令和2年度以降に行う予定としておりましたけれども、国庫補助金の追加要望に、その中に申請をするということで予算化をお願いするものでございます。

以上、28議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

また、報告事項は2件ございます。平成30年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び平成30年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告をいたすものでございます。

先ほど決まりました会期は、本日から9月18日までとただいま決定されました。これから17日間よろしくお願いたします。

よろしくお願いたします。

◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確でわかりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番、波多野宏美議員の一般質問を許可いたします。

1番波多野宏美議員。

〔1番 波多野宏美君登壇〕

○1番（波多野宏美君） 1番波多野宏美。

皆さん、改めましておはようございます。

先月8月の中旬から、特に夏ということで、先ほど議長等お話もありましたが、九州の3県にまた

がる集中豪雨等により、相当な、相当なというよりも、たくさんの死者が出ると、また被害なんていうのは本当に想像つかないぐらいの災害が今なお続いているそうです。非常に毎日のようにテレビ等で放映されていますが、あの水難というか、水の事故というか、あれはやはりもう現実問題、どうしようもない事態、特に水、そして電気、全てにおいて生活上の中で、それに対応し切れない状態が見受けられていました。

本県も例外ではありません。私も昨年、デ・レーケという問題をちょっと取り上げさせていただいて、まさにこういうやはり特にこの榛東村については傾斜地でございます。ですから、むしろあってからでは遅い事態なので、日ごろその辺の点検、特に備えあれば憂いなしということで、非常事態になったときに、私も含めて皆さん方がどこまで危機感を持って、それに対応できるような生活のことを考えてできているのかなというふうに私は思います。ですから、私も含めて、ふと今ここで、じゃ、電気が使えなくなったらどうするんだと、そうすると、また水が使えないとなるとどうするんだと。いろいろな生活の中で、このことについては大変な問題であるというふうに昨日まで私も考えていました。ですから、やはり準備は必要だなというふうに思いました。

本日は、4つの質問事項を通告させていただいております。

その中には、全てにおいて村長の公約の中に全て入っております。そういった中での対応策というか、村側の考え等、これはただそれを通告するだけではなくて、我々もその辺を一緒に考えていく必要ではないかなというふうに思っております。

以後、自席に戻り一般質問にかえたいと思います。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それでは、一般質問に入りたいと思います。

まず1番に、教育振興対策についてという内容ですが、1つ目は、本村の児童・生徒の学力と体力の向上対策について、どうのお考えであるか。日ごろ、特に小・中学校を含めて、先生方へどのような指導体制をしているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 学力向上対策と体力向上対策ということで、非常に幅が広いというご質問でございますけれども、特に学力向上につきましては、私がこの職についたときから榛東村の子どもたちにとって、これは第一の課題だろうということで取り組んでまいりました。したがって、ちょっと長くなるやもしれませんが、よろしくお聞きしたいと思います。

初めに、今子どもたちが生きているこの日本、世界と考えてもいいと思うんですけども、どういう現状であるかと、それにつきましては、例えば情報化の目覚ましい発展、それから人工知能と呼ばれるAI、それからロボット等の態様によって、非常にこの先見通しのきかない予測困難な時代を迎

えているんだろうというふうに思います。

具体的には、これはアメリカの例ですけれども、アメリカの子どもたちが大学を出た後、65%は今アメリカにある職業につかないだろうと、職業が大きく変わるだろうと。それから、日本では少子高齢化ということで、この10年、20年の間に、その労働人口の約半分、これがAIであるとかロボットが代替になって、そういう仕事につけなくなるということ。それから、もう一つは、日本では2007年、12年前です。そこに生まれた子どもたちというのは、半分以上107歳以上生きると、医療の進歩によって。そういう変化の激しい予測困難を今の子どもたちは迎えていると、こういう現状がございます。

そういう中で、では今子どもたちにとって必要な学力とは何なんだろうということを考えてみますと、これは、生きて働く知識、技能の習得、知識であるとか技能の習得というのは、今までの学校で行っていましたけれども、それが生きて働かなければならないという問題、それから学んだことを自分の人生であるとか、日本、社会とそこに生かしていくんだ、そういう学びに向かう力と人間性の受容、これが2つ目。

3つ目が、未知の状況に置かれている子どもたちですから、そういうものに対応できる思考力であったり、判断力であったり、表現力、これを養わなければならないと。今学校現場でこれらを踏まえますと、主体的、対話的で深い学びと、アクティブラーニングという言葉でもいいと思うんですけども、そういう授業を迎えているということでございます。そういう中で、こういう学力の育成に向けて一番大事なものは、先生方の指導力を向上することと、こういうこととでございます。

具体的な取り組みを幾つか申し上げたいと思います。

まず、ことしから南小学校では県の指定を受けました。これは学力向上支援事業と、こういう事業で2年間の指定でございます。学力向上を目指していると。学力向上を対策というのは非常にいろいろありますけれども、これをやったからすぐできるという問題ではない、教育は。それがいつ開花するかというのは非常に難しい問題ではありますけれども、一番に取り組みなくてはならない問題ということで、例えば授業を変えていく、今お話ししましたような。それから、家庭や地域社会とも連携していくと、こういうことが大事で、これを今実践的に研究をしております、この事業については南小学校だけではなく、北小、中学校と同一歩調でやろうということは、教職員の全体研修会であるとか校長会では確認をしております。

それから2つ目です。村には教育研究所という組織がございます。この教育研究所のことしの取り組みにつきましては、先ほど申し上げましたような新しい学習指導要領が来年度完全実施になります、小学校は。中学校が再来年度という大事な時期を迎えておりますので、授業研究班というグループとICT機器を効果的に活用した授業づくりをするためのICTの教育研究班というこの2つの班を設置してございます。これは小・中学校から担当が集まっているわけですけれども、このことも村内の教職員がその研修を還元をさせて同一歩調で取り組ませると、こういうこととでございます。

3つ目でございます。3つ目につきましては、先生方というのはどちらかというと担任ということ

で、ある程度授業も閉鎖的になっておるんですけれども、一番大事なことは、その先生が、その学校の中の先生に授業を見ていただいて、この授業どうだったかと、そういう研究会を持つことが大事ということで、村内の教職員は1年に1回はそういう研究授業をしましょうということでございます。

それから4つ目です。ICT教育についてですけれども、この後、事務局長のほうから詳しい説明はあるというふうには思いますけれども、この機器を有効活用することは、例えば子どもたちにとっただけに、授業の1時間の狙いを達成したりとか、興味・関心と、そこの辺を活用できることは非常に有効であると。今現在、中学校にとってはその環境は整ってはおるんですけれども、配置されたことが狙いではないと。村当局のご理解によってすばらしい環境ができましたけれども、これを現場の教員がどう活用していくと、授業の中で。そこが一番大事な点かなというふうに考えております。

それから、群馬県のほうでは、学力向上特配ということで、正規職員以外に正規の者を学力を向上させるために配置してくださっています。本村では、たった3校しかございませんけれども、4人の学力向上特配ということが配置されておまして、これは群馬県少人数プロジェクトと、こういうことで県独自の予算で非常にお金のかかっている事業なんですけれども、その一環でございます。例えば授業をどういうふうにするかという場合に、小学校であると教科担任制、文科省の中教審では小学校の低学年から教科担任制というふうな審議が始まっておりますけれども、こういう方法で先生方の専門性を高めたり、多忙化原因を解消したり、教材研究をやったりすることができるだろうということで、それは今後様子を見ないと何とも言えない。

それから、専科の指導ですね。これはもう音楽であるとか、体育であるとか、始まっておりますけれども、専科指導で、本村で一番多いのは、やはり少人数の指導と、特配教員を活用して先生方2人でチームをいわゆるTT等の指導、あるいは習熟度別にクラスを分けて、その子の達成状況によって問題を変えていくという取り組みをしております。

それから次です。村費の教職員をいわゆるマイタウンティーチャーというふうな名前にしておりますけれども、本村では17名、教員免許を持った職員を配置しております。これだけの数というのは群馬県下どこに行ってもありません。この学習支援員と特別支援学級支援員ということ2つに分けておりますけれども、やっぱり子どもたちのそのきめ細かな指導をと、特性を抱えているお子さんにはそういう指導を、通常学級の中ではちょっと学習がおくれている子の個別指導等に当たらせているということでございます。教育委員会としても、この辺はいろいろ先生方と集まっていただいて、細かな指導をしているところでございます。

それから7番目になりますけれども、教職員であるとか、大学生を活用したぐんぐんスクールやぐんぐんサマー塾と、取り組みをしております。ぐんぐんスクールというのは、小学校は夏休み、中学校は放課後7時間目あたりを活用して個別に指導をして補充学習を行っている。サマー塾というのは、夏休み中に小学校の3年生以上を対象として、会議室を使って子どもたちの宿題を見てあげたり、補充学習をしているということで、サマー塾につきましては、ことし延べ200人ぐらいの子どもが集

まってくれたということです。

それから8番目ですけれども、英語教育の充実に向けたオンライン英会話と、それからALTの問題、これは再三申し上げているとおり小学校の五、六年生から中学3年まで、パソコン上でネイティブスピーカーとのやりとりをして、英語の会話力を高めていくというふうなこと。ただ、これは、そう簡単に会話力は育成できない、「あ、通じた」という喜びをまず子どもたちに味わわせてやると、こういう狙いで、英語って楽しいんだなということでやっております。それからALTにつきましては、中学校1名、小学校に1名ということで先生方も非常に助かっているという状況です。

それから最後ですけれども、今コミュニティスクールという動きが全国的に広がっております。コミュニティスクールというのは、簡単に言えば社会に開かれた学校をつくるために、そういう教育課程をつくっていいんじゃないかと、教育委員会としても来年度実施に向けて今準備段階でございます。今の教育というのは、学校の中で、教員だけでは育てていくことが難しくなっていると。そういう中で、例えば地域の人的資源であったり、物的資源であったり、保護者の方も、運営協議会という組織があるんですけれども、そこで集まっていただいて、榛東村の子どもたちにとって、いろんな立場の人のご意見を聞きながら教育を充実していくと、そういう取り組みをぜひ来年度からしたいなというふうに考えています。このキーワードは、学校と家庭、地域社会が協働、協力して働くというキーワードがございますけれども、ぜひそれに向けて進めていきたいと考えております。

それから、体力の向上対策について答弁したいと思います。

この体力の向上対策につきましては、榛東村の子どもたちの体力の実態は何なんだろうかと、このことが明らかにならないと具体的な手だてはできてこないだろうというふうに思いますが、学校では、新体力テストということで毎年春の段階に実施しております。その結果を受けて、じゃ、日々の授業をどうしようか、体育のいろんな活動をどうしようかということで進んでいるわけですけれども、今わかっている段階では、この結果で、質問紙もございますので、そういう読んでみますと、子どもたちというのは運動が二極化されていると、好きである、嫌いであると、簡単に言えば。そういう方向があると。それから、小学校ではソフトボール投げさせるんですけれども、そういう投げる力がやや低い。それから持久力、持久力もちょっと劣っているかなと、特に中学校では持久力が劣っていると。

質問紙では、小学校では、休み時間余り外出ない子が多いなという感想を受けます。それから中学校では、体力って必要かという設問に対しては、余り数は多くないですけれども、そんなの必要ないという生徒もいるので、その辺も課題になるなということを受けて、各学校では体力向上プランと、こういうものを毎年作成しております。

中身につきましては、ことしのテーマをどうするんだと、学校は。それから現状と課題は何だと。去年の新体力テストとことしを比較してどうだと。それから数値目標をどうするんだと。具体的な取り組みをどうしていくんだというふうなことで、各学校からも出されておりますけれども、小学校の

取り組みにつきましては、やはりまず基本は体育の授業を充実させることというふうに考えます。これは、子どもたちって運動面では能力差がありますので、その能力に応じた場をつくってやると、授業の中で。これは場の設定というふうに言い方していますが。そして運動ができる、できた喜びを実感させると。それから、体育の授業もきちっとプログラムをつくって、年間計画がございしますが、事細かいスモールステップをつかったプログラムをつくと。それから、授業が始まる前であるとか休み時間に、こういう時間を活用して楽しく運動を実施すると。

中学校については、やはり授業をきちっと工夫していかなければならないと。子どもたちが例えば持久力であるとか低ければ、授業の始めにその辺を意識した準備運動を取り入れていくと。部活動については今加入率が97%でございしますが、やはりその各所で基礎体力となるような運動を共通して行うということです。

それから、体力の向上に欠かせないものの大きなものに、食育と食習慣とこういうことがございます。例えば子どもたちを実態見たときに、朝食をとってこない、それから規則的な習慣が確立されていないという状況はございます。したがって、そのため学校では、養護教諭、保健室の先生ですね、それから教員外の保健担当の保健主事と、これが学級活動であるとか学校保健委員会というような行事もございしますので、その中で食育であるとか食習慣の指導を行っている。さらに給食センターには、栄養教諭という職員いますので、園、小学校、中学校、給食の時間が多いと思うんですけども、訪問をして個別に指導を行っているということでございます。

長時間にわたって申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） 大変、教育長そのものですね、細かい答弁していただいてありがとうございました。

早速ですが、2つ目の小・中学校にICT情報通信技術を活用して、どのような効果が期待されるかということです。お願いします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ICTの関係でございしますが、昨年度、榛東村北小学校、南小学校のパソコン教室のパソコンを入れかえまして、Windows10に対応しているバージョンになりました。これは、ディスプレイ部分を外せばタブレットパソコンとして活用することができる仕様のものでございます。また、昨年度は榛東中学校の無線LANの整備を行いました。

今年度の整備の状況と今活用というところで答弁をさせていただこうと思います。

今年度は、榛東中学校のICTの整備に取り組ませていただいております。新しい学習指導要領や

学校教育の情報化の推進に関する法律などをもとにした国のICT環境整備の方針を受けて、本村においてはこの夏季休業中に工事を実施いたしまして、榛東中学校の各教室に合計25台の大型モニター、また、教師分と生徒分を合わせて200台のタブレットパソコンを導入いたしました。これは、国の示しているICT環境整備の基準をクリアするものであり、他市町村と比べても先駆けた整備でございます。

活用ということでございますが、各教科領域の指導の中でICTを活用することは、児童・生徒の学習への興味・関心の向上、また、わかりやすい授業の実現によって、本村の目指しているところの全ての子どもが活躍できる事業に資するものであると考えております。また、児童・生徒の思考を視覚化し、互いに交流することで、先ほど教育長が申し上げました主体的、対話的で深い学びを実現させて、これからの時代に求められる資質、能力を育成することができると考えております。

具体的な学習場面としては、デジタル教科書やインターネット上のさまざまな情報、これらを有効活用してデジタルデータによる図やグラフ、写真、動画、音声、生徒の書き込みなどを授業などにおいて、わかりやすく提示できるようになります。

このたびの榛東中学校の整備によって、榛東中学校では、個別学習において、AI、これは人工知能ですが、AIや学習履歴を用いることで、生徒一人一人の理解や関心の程度に合わせて、それぞれ異なる問題を解くようなドリル学習が可能になったり、教師や生徒、生徒と生徒、これらが双方向で情報共有しながら話し合いを進めることができたり、現在求められている最新の授業を実現することができるようになりました。もちろん、これまでと同様に海外の講師とつながるオンライン英会話も推進いたします。

また、先ほど教育長が教員の指導力の向上は欠かせないという話があったと思います。本村では、平成29年度から榛東村教育研究所にICT教育研究班を設置したり、ICTに係る教職員研修を実施したりして、ICTの効果的な活用について理解を深めてまいりました。最近では8月23日に群馬大学講師の小熊良一氏をお招きし、村内教職員悉皆研修として、学びを深めるICT活用について学んだところでございます。

榛東中学校のICT機器の整備状況及び授業の様子を議員の皆様にもぜひごらんいただこうと思っております。期日が決まり次第お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

私も近隣市町村等に幾人かの友人がおりまして、特にお隣、吉岡町の方々と話すこともありまして、何か村長の公約ではありませんが、やはり子どもらを教育するのは榛東村だよねというような大変うれしいお話を聞くことがよくあります。今後も教育委員会、教育長さんはじめ一致団結してすばらし

い指導をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、2番目の高齢者の運転免許証の自主返納について。

1つ目に、自家用車にかわる移動手段、どう考えるべきかと、この件については2番目の項目と準じて対策はしているのはわかります。

この件については、一つちょっと例というか、新聞等にも紹介がありました7月27日上毛新聞等で明和町さん、明和町さんが細かく金額に至るまで、やはり補助の問題を取り上げておりました。確かに榛東村でも定期券型のタクシー利用、これについてもされております。また、返納すれば1万円というようなこともされております。ただ、私の実際たまたま義理母のほうが発行返納いたしまして、そのときにちょっと勉強不足だったのが、同世帯に自分の息子さんや娘さんなんかがいるという場合は、その補助のものが出ないというような、これも確かにしんとう広報等で紹介はあったんですが、それを見落とす人がたくさんおりますので、今後そういう対策も必要だなというふうに思います。

それでは、1番目の質問をお願いします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 高齢者を含めまして交通弱者と呼ばれている方々の移動手段につきましては、全国的に多くの自治体で重要な課題として捉えておりまして、さまざまな施策が展開されたり、それから試験導入、実証実験、これらがされております。

本村におきましても、この問題は十分認識しているところではございますが、参考とさせていただきたい先進事例等々がなかなか本村の状況に適合するわけでもなく、具体的な施策が見出せていない、これが現状でございます。そのため、当面の間に当たりましては、福祉タクシー制度、これを活用していただきたいと考えております。なおですが、高齢者の交通事故、それから逆走など、これらが毎日のように報道されているのは要因の一つであると思われませんが、免許証の自主返納、議員おっしゃったように確かにふえてきております。

先ほど村長からもありましたが、バスカードの交付や福祉タクシーの利用、これらも免許証を自主返納された方々への支援策として、10月から新たに加えようと今回の補正予算にも計上しておりますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 2番目の定期券型タクシー導入についてと、これは細かいもし金額等が、紹介もありますが、やはり村民の方まだまだその辺を知らない人がおりますので、そういう意味を踏まえましてお願いします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議員おっしゃる上毛新聞の記事、タクシー定額乗り放題、この見出しで先月上毛新聞に掲載された記事、私も見ております。明和町が大手旅行会社と連携いたしまして2月まで実証実験を行うという記事でございましたので、その結果といたしますか動向を見たいと考えております。

このほかにも、九州のほうにおきましては、数年前にはなるんですが、同じ旅行会社が社会実験といたしまして、タクシー定期券、これの販売もいたしました。なかなか難しかったようで事業化とはなっておりません。別のサービスを検討するというにいたしましたようでございまして、移動手段の確保につきましては全国で試行錯誤が繰り返されております。

タクシーの利用ということでありますれば、前橋市や吉岡町、渋川市などでタクシーの相乗り、これを推奨しております。1台のタクシーに多くの人数が乗ることによりまして1人当たりの負担額、これを減らしているような制度でございます。ただ、ちょっと財政負担等々の大きさによりまして、事業の継続が課題となっている団体もあるようでございます。

本村におきましても、なかなか具体的な施策につながっていないため、今回のような提案をいただいたと思います。さきにも申し上げましたが、課題であることは十二分に承知はしております。情報収集や検討を引き続き行っていきまして、本村に合致するような施策を見出したいと考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） この問題につきましては、我々もやがてはこの自主返納に差しかかる時期が来るわけです。切実な問題でありますし、やはり身近に買い物に行こうと思うときに、なかなか行けないというようなときも来るわけですから、この辺の対策をぜひ早急をお願いしたいなというふうに思います。

3つ目に行きます。駒寄インターチェンジの活用について。

1つ目、本村は2020年以降開発可能な市街化区域の整備についての考えはないのかと、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 市街化区域の整備ということでございます。

市街化区域は、都市計画法で定められました都市計画区域の一つで、市街化区域に定められた区域では、道路、公園、下水道などの都市施設の整備が重点的に実施される区域とされております。

また、市街化区域を定めることは市街化調整区域を同時に定めることが必要で、いわゆる線引きが必要となっております。

南新井前橋線バイパス周辺は、農業振興地域が多くあるため、住宅や工場の開発が急激に進むこと

は考えづらく、早急に市街化区域を定めなければならないと考えておりません。今後開発が進み、都市空間が形成された時点で、都市計画区域の必要性により、区域の見直しを行うことが重要であるとと考えております。

また、南新井前橋線バイパスは、駒寄スマートインターや圏央地域へのアクセスの主要幹線であり、住民の利便性の向上や産業の活性化、観光振興や自衛隊を含む災害時救援活動の迅速化等、その整備効果は高いものと考えております。

村では、住民のさらなる利便性の向上が図られるようバイパスのアクセス道路の整備や取りつけ道路の整備を検討しております。

なお、南新井前橋線バイパスの進捗状況でございますけれども、第3期工区の吉岡町陣場から榛東村雛子交差点までの区間は令和2年度の完成見込みとなっております。また、第4期工区につきましては今年度着手見込みとなっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 時間が経過しておりますので、次の2番目、産業物産導入の考えはあるかと、この件につきましては、先日7月31日にも上毛新聞等で、玉村町が玉村スマートインターチェンジのここの計画についてかなり熱を入れて記事を出しておりました。

本村もこの駒寄インターチェンジの導入について、これはこの関越自動車道IC設置及び関連道路建設促進期成同盟会がパンフレットを作成して、細かいところまで区画の紹介がされております。平成32年、2020年に完成予定ということですが、その中に、私は絶好のこの駒寄インターチェンジの中に、一つの物産等の紹介等、榛東村も必ずや参入していただいて、名産品、ブドウ、イチゴ、農作物、こういったものの紹介ができる場にしてほしいなというふうに思っております。いかがでしょう。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 現在、駒寄スマートインターは、先ほど議員が言ったように令和2年度の供用開始を目標に大型車対応化の整備が進められているところでございますが、駒寄パーキングの建物の更新計画、また、サービスエリア等の計画はまだ公表されていないところでございます。吉岡町の担当レベルが、もし更新の情報等入れればお互いに協力していこうという話になっております。

また、現在の村の農産物等の情報なんかは、毎年関越自動車道の上り線、駒寄パーキングエリアで渋川広域農業活性化推進協議会観光農業分科会の事業の一環として、榛東村、吉岡町、渋川市の地元農産物や観光農園をPRし、地域農業の促進につなげることを目的に活動しているところでございます。

近年では、平成28年、29年度と、1月下旬にイチゴと冬の農産物を、昨年は11月上旬にリンゴとそ

の他秋の農産物、そして今年度、10月下旬に予定しているのですが、渋川地域の観光PRと、また、果樹、秋野菜の販売、PRを実施する予定でございます。また、そのときには同時に観光パンフレットの配布を行い、積極的に村の魅力を発信し、誘客促進を図っているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ぜひ、何度も言って申しわけないんですが、特に振興課長、この辺、村長にも活躍していただいて、ぜひ参入をして、あそこの駒寄インターの中に榛東村の物産が紹介されると、村民の方も願っております。その辺よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、次に最後の防災対策についての1つ目、村内に消防署設立の考えはないのかと、いかがでしょう。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現在、消防に関しましては、本村、渋川市、それから吉岡町で構成します渋川広域消防本部で行っているというところでございますが、渋川広域消防本部が、平成26年度でございすけれども、常備消防力適正配置調査というのを実施をいたしました。この調査は、平成27年3月に結果が取りまとめられております。この調査でございすけれども、火災や救急などの消防事業に対応した効率的、効果的な消防体制の構築に向けた科学的資料として、現状の消防力及び課題を把握した上で、課題改善のためのケーススタディーを実施し、今後の消防力整備の方策検討に資することを目的として実施をされたものでございます。

この調査結果を踏まえまして、現在吉岡町上野田にございす南分署、これは主に本村と吉岡町を管轄する分署でございすますが、この南分署が本村山子田地内の高崎渋川線バイパス沿線、大藪交差点の付近でございすけれども、こちらに移設されることとなってございす。

昨年度で既に用地買収は完了してございまして、本年度は住民説明会を開催した上で実施設計を行うということでございす。そして来年度、令和2年度から3年度にかけてまして工事が実施をされ、令和4年度からの運用開始となる予定となってございす。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 今すばらしい答弁と、計画は移転ということで、なされるということがわかりました。ぜひ一日も早いそういった特に防災対策ができるような、こんなこと言ってはあれなんです、やはりことしの前半にありました柘井議員のことのときも、たまたま何かそのときに重なったものがあつたらしくて、ここに駆けつける時間がちょっと私は遅かったなというふうに思った、強く感じたもので、こういった対策をどう考えていくのかなというふうに思ひまして、今回質問させて

いただきました。

最後に、この火災のときの対応、これにつきましては、たまたま数年前も私の住んでいる12区の上のほうで大変な火災がありまして、そのときも前にも質問のときにお話をしたように、村長もその場を見ていたということですのでけれども、やはりこの村内、いろいろ点検等、またお話をしていますと、防災の器具、特に水をかける先の部分、それがやはりなかったり、ホースが穴あいていたりとか、その辺の点検がしっかりされていけばいいんですが、いざというときに使えないということじゃ、もうこれはおそまつ甚だしい話でありますので、その辺の対策は今後ちゃんとされていくのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 火災時における消防水利、あるいは機械器具等のお尋ねでございますけれども、先ほど申しあげました適正配置の調査におきまして、本村と吉岡町の消防需要のカバー率最大化の場合、2点目として、渋川市の消防需要カバー率最大化の場合の2つのケースにおける署所配置及びそれぞれの運用効果の算定を行っております。7.5分以内、7分30秒以内に到着できる消防指標を最大とする署所配置を求め、高崎渋川線バイパス沿線に南分署を移設をするということ、渋川市内に所在します4署所は現状のままとするした場合において、渋川市における運用効果は若干低下をするが、本村及び吉岡町における運用効果は向上するという結果がまず得られております。

消防水利への関係でございますけれども、現在村内に消火栓が174カ所、それから防火水槽が209カ所ございます。ただ、これで充足しているかというところではございませんで、特に防火水槽につきまして計画的に設置をしてきております。本年度も防火水槽を村内に3カ所設置をする予定としておりまして、12区区内にも1カ所、今年度新たに整備をするという予定でございます。

また、消火栓につきましての点検はどうなんだというお尋ねでございますけれども、これは消防団が不定期ではございますけれども、点検は行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 今後もその辺の問題につきましては、本当にこれは災害とも同じですが、あってからではもう遅い、対策をしっかりしていただかないと、やはり安心安全な村民の生活が揺るがされるという問題になりますので、ひとつ点検怠りなく今後もよろしくお願ひしたいかなというふうに思います。

以上で私の一般質問これで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で1番波多野宏美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時6分休憩

午前10時28分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番18区の村上です。

皆さん挨拶されたように、9月に入りまして、朝晩の暑さが大分和らいできたところなんですけれども、日本は災害が非常に多い国なものですから、皆さんやっぱり言われたように、あちこちで災害が発生しています。

先ほど波多野議員が質問してくれた中で、本村の児童・生徒の学力と体力の向上ですか、村とすればいろんな施策を考えてくれて、それに予算をつけてくれて、私たち議会が承認をして、その予算を執行するという両輪で村の発展等に動いているわけなんですけれども、いろんな国内外でニュースがありますけれども、なかなか自分の身近なことは自分のことのように感じられて、ちょっと離れてしまったり、時系列過ぎますと他人事のように考えてしまうのが人間じゃないかと思うんですけれども、なかなか日本の報道ではありませんけれども、今ブラジルのアマゾンで、今まで史上類を見ないぐらいの何千箇所という森林火災が発生してしまっていて、あそこは地球の肺と言われてますよね。地球上の20%の酸素をつくってくれているのが、あのアマゾンなんですけれども、地球の裏側で起きている森林火災が、遠くすぐこの日本でも、私たちの環境にも多分CO₂の発生とかで影響が出てしまうのかと思いますけれども。

そんな中で、いろんなこういう騒動の中で、先ほどの学力、体力のことに関してなんですけれども、遠く海外の情報を見なくても、この身近な日本、榛東村の中でもいろんな新しい記録が生まれまじたりとか、身近なところで活躍している人がいます。先ほどのアマゾンの森林火災ですけれども、私、大きい台風でも何とか神様の加護で降ってくれて一気に鎮圧してくれればと思うんですけれども、ご存じの方もいるかもしれませんが、山口議員のご子息は、気象庁で日本を代表する台風の観測だとか予測の第一人者で、できましたらアマゾンの気象状況等を鑑みて発言でもしてくれれば、一気にあの森林火災が緩和されるようなこともできるんじゃないかななんて思います。

.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....

先ほど挨拶で村長言われたように、今回は9月、俗に言う決算議会です。皆さんからの貴重な税金をいただきながら、この村はなるべくいい方向に行くような施策と資金の使い方というのを考えながら進んでいますので、その実行につなげるように、また皆さんで協議をしながら、そのいい方向に行ければと思って頑張っているところですけれども。

以降は自席に戻って質問するんですけども、前回質問した内容がちょっと概略過ぎて、何度も言いますけれども、私たちの生活がよりよい方向に進めるように考えられた総合戦略という方法が打ち出されていますので、その進捗ぐあいと達成ぐあい、これは榛東村に住む住民が皆さん非常に大事なことなので、それを今回はもうちょっと詳細に聞きたいと思っています。

では自席に戻って以後質問したいと思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） それでは、通告書に伴って質問させていただきます。

1番目が、前回6月定例会でも同じ質問をさせていただいたんですけども、私の議会だよりに対する文章の構成能力が足りなくて、この質問に対する答弁等は掲載することができませんでした。この総合戦略というものは、村長が選挙公約を果たす過程で大事な戦略となっています。前回聞けなかった、もうちょっと詳細な箇所等に対しても各担当部署より説明を受けるべく質問をするんですけども。

戦略の中に大きく4つありますが、まず最初1番とすれば、「新たな雇用を創出する」に対して、どのような取り組みをされて、どのような成果、目標値の中にはK P Iで数値が細かくうたわれているんですけども、それに対してお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 総合戦略の中の新たな雇用を創出するというので、具体的に地域産業の推進、また施策として地域産業への集中的な支援ということで、現在村で行っていることを報告したいと思います。

地域産業への支援としては、昨年7月に先端設備等導入計画、導入促進基本計画を策定し、財政支援などを行っております。また、県と実施市町村が連携して中小企業を支援するぐんま新技術・新製品開発推進補助金、市町村・県パートナーシップ支援型と申しますが、予算40万円ほど確保して今年度から開始しております。

次に、創業支援事業ですが、創業支援等では、昨年度から相談に来ていた方が4月以降に2件ほど創業したと商工会のほうから報告を受けております。今後も商工会などと密に連携を図りながら、窓口での相談業務等を中心に創業者への支援を行っていきたいと思っております。

3つ目、農業経営環境の充実です。

昨年度は、高崎市在住の方がブドウを本村で栽培してみたいという相談を、ずっと相談に乗っておりまして、渋川地区農業指導センターと連携を図りながら、いろいろ支援をしてみいました。しかし、相談者から「地元の高崎でまとまった農地を借り受けることができ、ブドウ栽培を高崎市のほうで始めることになりました。今まで親身に相談、支援していただきありがとうございました」という報告を受けて、こちらのほうは残念ながら、ブドウ栽培頑張ってくださいと伝えたところでございます。

今年度は、他市の親元、要は沼田なんですが、沼田でお父さん、農業を営んでおります。しかし、親元を離れて、榛東村で農業、果樹園を営んでみたいと、だから農地を探してほしいということで、現在就農に向けて農業委員会、また農業指導センターと支援を進めているところでございます。

今後も新規就農の相談者に対して、農業委員会、県の指導センター、また関連機関と連携をしながら、新規就農へ向け支援を行っていきたいと考えております。

最後、4番目なんですが、地域資源を利用した6次産業化の推進、これは本当に難しく、地域資源を活用したハム、ソーセージ、ワイン、みそなど、もう既に6次産業として頑張っている事業者でございます。村としては、ふるさと納税の返礼品として全国の方、紹介、または発送することによって全国から好評をいただいているところでございます。これら以外にも地域資源を利用した新しい商品の開発に向けて、地元生産者の方が試行錯誤しながら努力してくれているということを聞いております。今後も新たな取り組みをしていく生産者の方に支援をしていきたいと思っております。

最後に、地域産業の推進は、先ほども言ったように、なかなか思いどおりにいかないことが多いです。今後も引き続き村の産業振興のため、商工会、JA、関係機関と連携を図りながら支援に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 今の取り組みということに関しては意見を聞きました。

時間の関係上、4項目ありますので、2番の「新しいひとの流れをつくる」に対しては、どのような施策をされて、結果は出せているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 新しいひとの流れをつくるという項目でございます。

この中にも具体的施策として、村外に向けた本村の魅力発信と移住促進事業などがうたっております。観光・移住の促進について、今年度新たに移住定住促進事業の予算化を図りまして、県と市町村が一体となって移住支援事業に取り組んでいます。

7月に東京で開催された県主催の移住相談会に、初めて職員3名で参加してきました。この相談会に何度も参加している他市町村の話聞いてみると、どこの市町村も企画課とか地域政策課が中心となって、今回のテーマは子育て支援、また次のときは就労支援というような、テーマを絞って、ターゲットを絞った方法で東京首都圏の方の相談の予約をとっているのが現状と教えていただきました。

11月にまた東京で行われるオールぐんま暮らしフェアに、移住相談会に今度榛東村として初めてブース参加してまいります。そのときは他課と連携を図って相談会に臨んで、榛東村の魅力をPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 続きまして、3番目の「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」についての取り組みや成果をお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） それでは、主に教育の分野についてお答えをさせていただきます。

KPIについては、異世代交流教室における延べ参加者数を5年間で8,000人と掲げているところでございます。この異世代交流教室というのは、主に北小学校と南小学校を会場に開催している放課後子ども教室のことでございます。5時間目が終わった後、6時間目に一、二年生は放課となり、その子供たちの時間を使って、希望するご家庭全員の参加を認めておりますので、この希望をかなえるという意味で言えば、抽せん等は行っておりませんので、全員参加ができているという意味では100%でございます。

この5年間で8,000人という数字でございますが、ことしの7月末の時点で延べ参加者数は6,000人弱でございます。今のペースでいったときに、今年度終了時点、つまり5年間で終了した時点での延べ参加者数の予測数は7,000人程度になると思われるので、達成率で言えば大体85%程度になるかなというふうに考えております。これは、最終的にKPIで掲げている8,000人の指標には若干届かない数字というふうになっておりますけれども、放課後の児童の安心安全な居場所づくりであったり、地域の方の参画や交流など地域コミュニティーの充実に効果的な取り組みができたと考えております。

また、先ほど波多野議員に対する阿佐見教育長の答弁の中でも、コミュニティスクールの導入というのを計画しているという話があったと思いますけれども、その足がかりになる結果が出ているとい

うふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 出産・子育ての部分についてお答えしたいと思います。

これまでの主な取り組み、また具体的施策にもありますように、不妊治療費等の助成事業として、それまで特定不妊治療費の助成のみであったところを一般不妊治療や不育治療、また男性不妊治療費用の助成も実施をしております。

また、任意予防接種助成事業としては、ロタウイルスやおたふく風邪予防接種費用の一部助成、またB型肝炎につきましては、定期予防接種となる以前までは任意接種として予防接種費用の一部を助成しておりました。

また、子育て支援センターの充実や子育ての相談などを聞く教室などを開催したり、新生児聴覚検査や3歳児健診における屈折検査などをはじめ、乳幼児健診の項目の充実を図ったり、本年度から妊産婦歯科検診と産婦健康診査を開始をしております。

また、さらに来年度から、村長からのお話もありましたが、子どもの福祉医療費の対象を高校生相当、18歳まで引き上げることを検討しておりまして、結婚・出産・子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできるむらづくりを目指しております。

このKPIにはないんですが、榛東村の合計特殊出生率ですけれども、平成20年から24年においては1.37であったところが、平成29年においては1.49と増加傾向にありまして、これらの取り組みの成果とも言えるかと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 今のお二人の答弁は非常にわかりやすいというか、私、6月に続いて今回も村長が掲げている総合戦略に対しての、これ目標値を挙げていますから、その達成を来年の3月、年度末までが一応この5年間の最終なんで、これを達成できるのかできないかによっては村の幸福度、将来像を見る中で非常に大事だと思って前回に引き続き質問させていただいているんですけども、事務局長の答弁は、いきなりもうKPIに対しての達成率、あとは達成できないながらもこんなことができたという非常にわかりやすい答弁をいただいて、それは多分先ほどの波多野議員の質問とあわせて、村の方向なり取り組み方がよく見えます。

また、前回内容確認のときにもありましたように、この3番目の結婚・出産・子育て、この分野に関しては、先ほど安田課長言われたように、KPIでうたってなくても、いろんな角度で見た数値がかなり合格点で、村が力を入れて努力をされているなということが強く伝わってくる場所なんです

けれども、何度も言いますように、この総合戦略によって執行職員皆さんが一丸となって、私たち住民の明るい未来のために日夜努力されていると思うんですけれども、そんな方向性の答弁をいただきたいんですけれども。

もう一つ、4番目として、「つながりを大切にした魅力あるむらづくり」に対して、どんなアクションを起こしたり、成果はどのようになっているのかをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 答弁は誰が。

暫時休憩といたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） このつながりを大切にした魅力あるむらづくりのところで、通学路見守り事業と防犯カメラ等設置事業についてお答えをさせていただきます。

通学路見守り事業につきましては、榛東村社会福祉協議会と連携をしたシルバー見守り隊による活動、また、榛東村青少年健全育成連絡協議会と協力した子ども安全協力の家の普及活動、また、各学校のPTAによるパトロール、村・学校・PTA・警察が連携した通学路点検などを実施しております。

防犯カメラ等設置事業につきましては、平成28年度に村内学校・幼稚園に設置を行いまして、榛東中学校に6台、北小学校に6台、南小学校に6台、北幼稚園に2台、南幼稚園に2台ということで、村内学校・幼稚園計22台設置を完了しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今に多少つけ加えさせていただきますが、この総合戦略の中には事務局長が答弁したように、見守りの事業であつたりとか、それから防犯カメラ等あつたわけですが、先ほど波多野議員のところ、最後に取り組みとして、コミュニティスクールということを考えていて来年度から実施したいと、この計画については今年度までですけれども、先ほど答弁したように、運営協議会というのは当然学校がいて教育委員会がいて、いろんな団体の中心になってくださる方が集まるわけで、例えば交通安全協会であつたり、それから社会福祉協議会であつたりとか、さまざま団体の代表の方に出させていただいて、いろんな、ここは子どもの安全だと思いますけれども、これについてご意見をいただきながら活動していくということですので、そういう面からもこの点を反省を踏

まえて、教育委員会として子どもの安全を守るためにいろんな立場を集めて、こういう手だても組めるなどそのようなことは考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 防犯カメラについては教育委員会のほうでお答えさせていただきましたけれども、全村分ということでお答えをさせていただきたいと思います。

防犯灯につきましては、昨年度末現在でございますけれども、1,519基を村内に設置してございます。これは全てLED化を図り節電に努めております。

また、防犯カメラ、教育委員会所管分が22基ということでございますけれども、それ以外に村内に52基ございまして、全村で74基の防犯カメラが現在稼働中でございます。

また、KPIで犯罪件数、平成26年が47件、これを40件にするということでKPIを掲げてございますが、防犯カメラ、あるいは防犯灯で抑止できない特殊詐欺ですとか、そういった事案が多く発生している関係ございまして、平成30年では53件ということで犯罪件数は増加をしましてしております。物理的なもので防げない事案につきましては、警察署、あるいは防犯関係団体と協力をいたしまして連携を図りまして、今後もその抑止に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 空き家対策事業についてでございます。

村では、平成29年度に空き家調査を実施しまして、村内空き家の現状を確認しております。

また、榛東村空き家対策計画の策定、空き家対策補助金交付要綱によりまして、地域住民の生活環境の保全と空き家の活用推進を図っております。

空き家補助金の交付実績でございますけれども、平成30年度空き家の除却補助、これが3件、定住目的のリフォームが1件、令和元年度除却補助が3件、事務所への改修リフォームが1件でございます。

また、本年度につきましては、空き家バンク設立に向けまして調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 2の地域資源を活用した観光の魅力向上の中の具体的施策としまして、既存資源の動線化と観光地化となっております。

本村の観光の核であるふるさと公園周辺の活性化については、ふるさと公園周辺活性化委員会の中で関係者と協議を現在行っております。

また、例年村内をめぐる観光バスツアーを開催しております。昨年度は趣向をちょっと変えまして農業委員会に協力をしていただき、村内の農業従事者等を中心に、独身男女が大型観光バスにて、榊原機械、地球屋さん、ブドウ園などで村内の観光施設をめぐり、体験を通じて自然に異性と出会う縁活交流会を開催しました。その参加者は、埼玉、東京、また県内でも前橋とか高崎とか、あらゆるところから参加していただき、次回もぜひそのような交流を図りたいという声がたくさん聞かれております。内容については、工夫を今年度もしながら開催していく方向でございます。

また、広域連携による観光促進でございますが、広域連携による観光促進では、誘客促進として首都圏をはじめとする各地で開催される観光キャラバン等に渋川市、吉岡町と合同で参加し、観光PRを現在行っております。

また、友好都市である茨城県大洗町、防災協定を締結している神奈川県大井町には、毎年10月に開催しているむらづくり産業祭にブースとして参加していただいております。その一方で、毎年11月には大洗あんこう祭、1月には大井町産業まつりに参加するなど、連携の強化を図っているところでございます。

また、東京都葛飾区とは防災観光分野での協定を締結しており、毎年10月の葛飾区産業フェアに農業委員、JA北群渋川、ワイナリー夢工房の皆さん等々と参加し、地元野菜や卵、ワイン、ハム、ソーセージといった本村の農産物のPRを行っているところでございます。

今年度もその葛飾も10月始まります。ぜひ議員の皆さん、ご協力のほどよろしく願いして、以上となります。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） かなり多くの課の方が担当されて、当然なんでしょうけれども、この総合戦略に向けて目標値を決めて日夜努力をされているんですけども、数値が示されたところとこういうことをやっていますという意見をいただいたんですけども、村民代表してこの判断をするとき、村長が挙げたこの数値目標には達していないのがほとんどですよ。そうなると、これが達成できないということは、次にどんなことを考えて、いい方向に行くのか、村長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、村上議員の質問ですけども……

○議長（南 千晴君） 村長、マイクをお願いします。立てていただいて。

○村長（真塩 卓君） 今の質問に対して、数値目標に達していない、これはやり方もあるのかもしれませんが、数値目標については本当にこれまで努力したいという希望的なものも入っており

ます。数値目標を少なくすればそれを達成するのかもしれませんが、これについては各課ともいろいろなものに対して努力をして、その数値目標を超えるべく頑張っているところですが、先ほどは教育委員会のほうでも8,000人目標を予測すると7,000人ぐらいだというような話もありました。

これからも、その数値目標は高いものを目標にすることも相当ございます。その達成率というものを高めるために努力をしていきたい、そういう魅力ある施策を考えていきたいということでやっていきたいと思いますので、皆さんのご協力もお願いをしたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

何度も言いますが、この執行側とすれば、作戦を考えて、数値目標値は上げますが、これは私も全て100%というのは望まないところで、先ほど教育委員会の事務局長が説明していただいたように、その数値が100%でなくても成果が上がっていれば、それは私はよしとするべきだと思います。ただ、皆さんが、ある施策に対してはこういう努力をしている、こういう事業をやっているというのは説明はいただいているんですけども、それが達成を100%が目標じゃありませんけれども、実際に村民に対して優しい、実のある業務内容になっているかどうかというのが、村民を代表として一番聞きたいところなんです。

それには、いろんな各種団体等々も力を合わせなくちゃいけないでしょうし、私1回目の質問から申し上げているように、これは役場の責任じゃないんですよ。自分たち個人だけの責任でもなくて、これは前も言うように公助、共助、自助、この3つはどうしても外せなくて、先ほどの波多野議員のところでも教育長申し上げていましたけれども、やはりみんなが協働で考えて、先ほど挨拶で申しあげましたように他人事でないんですよ。これ住民も含めてですけども、今起きていること、生活の中のことはみんな自分事なんです。

8月17日に太田市が1回目の自分ごと化会議というのを開催しまして、そのテーマは、今回は行政情報のあり方を、無作為に市民を集めて皆さんで協議をします。先月の25日は、富岡市役所が今度は子どもたちの遊び場ということに対して、同じ未来会議という名目で構想日本を使いながら、市民の直接の意見を聞きながらその方向に向かって施策を考えて、富岡市長もちょっと名刺交換させてもらったときに、4回会議やりますから、うまくすれば来年の予算化にも、それを参考にして取り上げているということを言われていました。

ぜひ本村も、最終的に行っている業務内容は、村民の幸せのために日夜活動してくれていますので、ぜひ庁舎内全員が同じ方向性に向かって、日夜努力していただければと思います。

それには、先ほど言った各種団体等々の連携、協力というのが必要なんですけれども、前回内容確認のときに、5月29日に行われた北群JA渋川の総代会の定例総会がありまして、私もそこへ出席し

ていたんですけれども、本村からは小山議員が総務産業建設委員長という挨拶だけで、ほかの渋川市、吉岡町は区部長議長さんが出席されていました。こういうことは、この総合戦略の中にもありますけれども、先ほどの農業分野に関しては、JAとは連携をとってという表現もされていますけれども、打ち合わせの中で総務課長言うには、多分連絡が来てなかったのかもしれませんがというご意見がありましたけれども、これ連絡が来ていなかったんですかね。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 私は、職場が前橋なものですから村内にいる時間が少なくて、村民の方の意見を聞く時間が非常に多分議員の中で一番少ないんだと思うんですけれども、そんな中で、今と同じなんですけれども、本村は特別に、自衛隊と共存ということで補助金もいっぱいもらって、村外へ出向きますと、先ほど富岡市あたりへ行っても、話を聞くと、榛東は防衛予算があって裕福だよねという話を県内外で聞きます。

それで、先ほどの話と同じように、7月末に行われた自衛隊の隊友会、この会がありましたけれども、そこにも、大事な会だと思うんですよ。これは自衛隊を退任された方に直接聞いたんですけれども、それにも村側は誰も出席されなかったと、ちょっと残念で、ほかのところは首長さんはじめて皆さん出席するんですけれども、そういうのはどうなっているんですかねという質問がありましたので、それはどうされたんでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時5分休憩

午前11時7分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村長が、各種会議、団体の会合に、いろいろご招待、お招きをさせていただきます。公務が重なるということももちろんございますし、お招きいただいた会合に全て出席できるということでもございませんので、またそのお尋ねの件につきましては、後ほど確認をさせていただき、お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、そういう事情があるというところもお酌み取りいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 資料がなくても、来たかどうかということだったんですけども、それは終わりにして、2問目の住民からの情報収集の新たな取り組みについてという質問なんですけれども、自治体の現場はフィールドでなく、行政ではなく、一人一人住民ですという地方議員向けの本を最近読みました。まさしく榛東村に住む全ての住民に対し、福祉の増強を目的として業務に当たることが自治体職員の責務ですが、多種多様な業務に追われる中で、なかなかタイムリーに住民の意見を聞くことは難しいかと私は思っています。

7月に着任された山本新知事も、SNSなどを通じた県の情報発信にかかわるネットメディア戦略アドバイザーというものを置いたり、県庁最上階にテレビ会議室を設置するなどして、積極的に情報公開等々に力を入れていますけれども、本村においても、先ほどの教育委員会さんからの答弁にあったように、AI、ICT等々、すごく急速に発達している今現在ですから、住民からの要望等を、こちらからの発信もそうなんですけれども、LINEだとかフェイスブック等を利用して、もっともっと身近に確認、連絡、情報供給ができるようなそんな体制はできないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 住民からの情報の提供ということでございますけれども、現在の村のホームページでございますけれども、そちらに村の代表アドレスを表示してございます。各種問い合わせ等はこのアドレスで受け付けております。ネット環境のメールでございますので、写真等の添付も可能であるという状況でございます。

また、いろいろ村内道路のポットホール、穴があいているとか、カーブミラーのふぐあい、あるいは防犯灯が故障しているよというようなことについては、電話で通報してくださる方も現在多数おります。

いずれにいたしましても、即時の対応が必要なものについて、住民から情報提供していただくことは極めて重要でございますので、村広報紙等を通じ情報提供をしていただけるように呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 先ほど紹介したように、太田市は自分ごと化会議という中で、ちょうどその質問に似ているんですけども、市政情報の主な情報ですよ、情報のあり方、市からの発信の仕方に対して、無作為な市民と一緒に協業をしているところなんですけれども、先ほど総務課長言われたようにホームページ、それは知っている人は知っているでしょう。ホームページを使える環境にある人は使えるんだと思うんですけども、太田市に行くと、村と同じように広報おたですとか、太田市のホームページ、あそこはエフエム太郎という放送も持っていますし、新聞、その他いろんな情報をもって、なるべく細かに市の情報を市民に伝えようということをテーマにして考えられています。

今、総務課長言われたように、確かに榛東村でもそういったツールはあるんでしょうけれども、それをもっと活発に交流できて住民と意見交換ができるようにするには、何か今考えられる施策はありますか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 通告いただきましたのが住民からの情報収集ということでございましたので、村からの情報発信ということについてはちょっと資料も持ち合わせていないんですけども、現在、先ほど申し上げました村のホームページ、あるいはしんとう広報、これが村からの情報発信の2つの大きな媒体となっております。

そして、議員からの、LINE、あるいはフェイスブック等のSNSというんでしょうか、そういったものを活用していけないかということでございますけれども、こちらにつきましては職員体制等の課題もございまして、研究をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 時間もありませんので、3番目の質問なんですけれども、補助金の交付団体ですよ、執行側だけでは全部手が回るはずもなく、いろんな各種団体、個人等にも、市民団体の育成だとか発展に寄与しながら、その活動を活発にする、水準を上げるとか、いろんな観点から補助金を村の予算の中から出していると思うんですけども、その団体はおよそどのぐらいあって、どんな活動にその資金が使われているんでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村におきましては、公共的な活動を行うような団体に支援を行うためであったり、福祉や環境、それから産業振興などの各種政策目標達成に向けて、奨励の意味合いなどから補助金を支出しているところでございます。

合計で70を超える補助金が今年度予算に計上されています。そのうち、お尋ねの各種団体に対する

補助金は14件でございます。

それから、その使い道といいますか、どういう団体でどんなことに使っているか、どういうのを対象にしているかというご質問ですが、団体に対する補助金で、金額の大きいほうからちょっと一例を挙げさせていただきますと、村社会福祉協議会、こちらに対する補助金におきましては主に社協職員の人件費、これに対して補助を行っております。それから、村商工会、これに対します補助金では会員、村内事業者ですが、に対して行っている金融や税、労務、これらに関する経営指導だったり、街路灯の維持管理、これらなどが対象となっております。それから、人権を守る榛東の会では人権相談、生活相談、同和問題啓発事業などがございます。このような活動に対しまして補助金を支出しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 今もご意見のように、各種団体の活発な活動に対して補助金を出されて、よりよい村にということ尽力されているんですけども、いろんな文献とか、村内外の行政から出てきた意見の中で、問題点というのを出されていて、その補助金団体に関して、財政の効率的運営を妨げ財政硬直化の要因になるとか、補助金の明確な目的が達成され効果が薄れても、その廃止が困難である。また、支出の明確な原則や基準がない場合、画一的、総花的になりやすいという指摘もあります。本来行政の責任においてなされるべき事業が、補助金という支出という形で安易にされやすいのではないかという指摘をされているところもあります。

本村では、そのように該当するようなことはないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど申しあげました団体運営補助以外の補助金も含めまして、補助金の交付に当たりましては、補助目的や補助の内容、それから補助率、補助金額等が時代に即しているか、それから村の施策目標に合致しているか、事業内容が適正であるか等々につきまして、十分に確認、審査を行った上で交付することが原則であるというふうに考えております。

基本的には、各担当課におきまして補助金交付や実績報告の確認等を行っておりますが、そのほかにも村では、補助金等適正化検討委員会によりまして、補助制度創設時の審査や既設補助金につきましても毎年状況確認等を行っております。この委員会では、団体の財政状況を見て、補助金額の縮小や当初の補助目的が達成されたと思われる補助金、利用者のない補助制度の終期設定を促すなどのほかにも、増額要望のありました補助金についても内容審査等を行っております。

議員がおっしゃられるとおり、言うまでもなく補助金の原資は村民、皆さんから納めていただきました税金であります。補助金を含めた公金の支出につきましては、その内容や効果を含めまして透明

性の確保が求められていると考えます。

補助制度につきましては、その背景や住民の方々、団体等の要望によりまして、内容はさまざまありますが、事業内容、活動内容の成果や効果などによる見直しや透明性の確保は常に行っていく必要があるとそのように認識しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 力強く答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、企画財政課長が言われたことをまるっきり真に受けて、そのまま進んでいただければと思うところです。

地方公共団体は、地方自治法2条14項の規定により、その事務を処理するに当たり、住民の福祉の増強に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されています。当然ながら執行側もその規定のもとに、先ほど企画財政課長言われたように、何度も言いますが、私たちは住民の貴重な税金を使わせていただきながら、村の明るい将来に向けて頑張っているところなものですから、ぜひ補助事業等に対しても、あとは先ほどの総合戦略のおおの項目に関しても、その観点から村の明るい将来のためにぜひ尽力していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で4番村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時20分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 魔の午後1時になりました。皆さん、眠らないようにしましょう。

今度の高校生までの医療費の無料化、これは村長の公約にあったんですけども、これが来年度の4月から実施するようになるようです。これは群馬県内でも、入院と外来の両方ですけれども、無料にしているのは3自治体だと思います。上野村、南牧村、大泉町だと思います。そうすると、榛東村は4番目に高校生の医療費、入院、外来、ともに無料ということになります。これは高校生を持つ世帯、それから、これから高校生になっていく子どもたちを持っている世帯にとっては、これは本当に歓迎される施策だというふうに思います。

きょうの一般質問で私は、榛東村での産業廃棄物の問題を取り上げる予定です。産業廃棄物、これがですね、榛東村の村内でいろんなところで使われています。これは産業廃棄物ですから、本来は管理型最終処分場というところへ持って行って、処分されるものなんです。それを捨てれば不法投棄だし、それを使ったとしても、これは不当に使用ということになります。もちろん罰則もあります。

群馬県内には、今、大きく騒がれているのは2つです。1つは、大同特殊鋼と、それから佐藤建設工業、これは渋川なんですけれども、そこと組んで出して、組んでというんですかね、そこと出している鉄鋼の産業廃棄物、スラグと言っているんですけれども、もう一つが東邦亜鉛のところから、これは群馬県内、それから関東の広い範囲で不当に使われています。これは何で産業廃棄物かといえば、それはもう当然毒物だからですよね。その毒物が榛東村の中にいろんなところで使われているということになります。例えば、六価クロムならば肺がんを誘発するし、それから、フッ素ならこれは突然死、中毒死が襲う可能性もあるんですね。きょうは、大同特殊鋼、それから、佐藤建設工業が出した産業廃棄物、それについてですね、質問をします。

以下、自席で質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 榛東村の産業廃棄物、これ、鉄鋼スラグというふうに言っているんですけれども、これが毒物を持っているだけではなくて、これは膨張性もあるんですね。最大10%膨張します。これを使っているところ、いろんなところありますけれども、それから、民家も公共のところもあります。八州高原のところも、あそこは大雨で崩れたんですけれども、スラグは、水を吸って膨張します。また、崩れる可能性もあります。

今回、榛東村のスラグの状況、産業廃棄物、これを見てもみますと、いろんなところで使われて、そういう施設もいろんなところで使われているわけですね。茅野公園だとか、榛名カントリーの造成工事、それから3号道路、それから白子の海、それから、その他、大同や佐藤建設工業が県に報告していないところもあるんですね。それから、民有もあります。これはわかっているところだけです。県の産業リサイクル課の資料によりますと、これは相馬原の駐屯地にも八州高原の1.8倍のスラグが行っています。これもそこから基準値を超えるフッ素、それから六価クロム、これが出る可能性があるわけですね。庁舎のところも、それから、演習場のところもあると。あそこは隊員が生活、訓練しているところですから、非常に心配なところですが、ただ、あそこは化学防御の部隊もありますから、適切な処理をしているのかと思いますけれども、いろいろ心配なところに入れられているというのがあると思います。

最初になんですけれども、重立ったところだけなんですけれども、ちょっとお聞きしていきたいと思えます。

まず、茅野公園のところ、ここは今、ここは2006年に84立米のスラグ、産業廃棄物も入っているん

ですけれども、ここは今、現状、簡単でいいんですけれども、お願いします。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 茅野公園の現状ということでございますけれども、茅野公園、スラグ碎石が入っているという部分ですけれども、駐車場の舗装されている部分の下に入っているということで確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それは被覆されて、撤去されているんでしょうか、被覆なんですか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 現状では、茅野公園の駐車場は被覆という形で、舗装の下にスラグ碎石がまだ残置されているという状況でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは本来産業廃棄物ですから、撤去ということが必要だと思うんですけれども、次に、白子の海、これ、現状、2013年の6月に入っていますけれども、これはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 今、現状ですね、榛東村太陽光発電所という形になっておりますけれども、こちらにつきましては、本年7月ですね、榛東村太陽光発電所の北側の進入路、南側の進入路のスラグ碎石の撤去工事を、大同特殊鋼の負担により完了しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それは撤去ということでよろしんですかね。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 撤去ということで、現状は全て取り除いているという形なんですけど、被覆を行うという形の中の撤去ということで、全部が取り切っているということでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 実質撤去ということで、それが望ましいと思います。ただ、言うのは、撤去したんなら撤去と言ってもらえれば、そのほうがわかりいいかと思います。

それから次に、榛名カントリー造成工事、これは2012年の2月から12年の9月に行いました。これは、ソフトバンクの榛東ソーラーパークと外周ということになります。これは資料によりますと744立米で、大型ダンプで169台ということに入っているということなんですね。ここは、村の2016年の9月の六価クロムとフッ素、この有害物質、これは有害というのですか、もう猛毒と言われる物質なんですね。これがフッ素の場合は4倍から7倍ですね、6.75倍入っていて、これはほかのところと比べても、一番多いですよ。このフッ素が基準値の6倍入っているという非常に危険なところになります。ここはこの前見せてもらったんですけども、すぐそばをウツボ沢が流れていて、それが1キロもすると船尾滝へ全部行くわけですよ。そうすると、船尾滝は現在、吉岡のこれは田んぼと、それから飲料、これは明治用水を通して使われているわけです。これは私たち榛東村だけではなくて、隣の町村の人たちの健康を害するということにもなります。このソフトバンクのソーラーの使う自然エネルギーそのもの、もちろんこれはいいことだったと思います。しかし、こういう産業廃棄物が捨てられていて、そして、自分たちもここを活用ができないでとまっていると。そればかりか、他の町村にも迷惑をかけているわけですよ。ここはフッ素も6.75倍、それから、パネルの下も、これはソフトバンクが直接図っても6.1倍というのが流れているところですよ。

吉岡では、これは町議会や町でもいろいろ問題になっていて、吉岡の町長も、これは何とかしなくちゃいけないというので、この間いろいろ議会と動いています。平成29年の5月には、町長が大同特殊鋼に直接申し入れ要望書を出しました。そこには、材料、または土壌が環境基準を超える分析結果となった箇所について、ここの箇所、これは佐藤建設工業から納品された再生砕石、それから、大同特殊鋼から出荷されたと考えられる鉄鋼スラグ、考えられるという言葉を使っているんですが、これはもう大同も認めています。そこについては、はっきりと処置をしてほしいというのを言っています。鉄鋼スラグの製品が除去されない限り、町民の不安の解消は難しいと考えますと。よって、この問題に対する今後の対処方針について、当町から提案をさせていただくことによりということで、撤去してくれと。で、こっちが撤去した場合には、費用は全部そっちが出してくれというのを要請しています。

その中で、吉岡は17カ所、大同と佐藤建設工業は認めたところがあるんですけども、18番目に榛東も、先ほどの八州高原のところ、このスラグについても要望を出しました。要望が18番目なんですけれども、この榛東村内の当該製品について、吉岡町の水源に影響を及ぼさないよう、将来にわたり適切な対応をすることというふうに出しました。これに対して、大同特殊鋼がその月のうちに返事を書いたんですね。その返事には、その18番のところについて、こういうふうに言っているんですね。鉄鋼スラグに関する連絡会議において、決定した対応方針に基づき、榛東村様と協議を進めてまいりますと、こういうふうにあるね。ここにある連絡会議、これは、国、渋川、群馬県ですかね、そこで、

国交省ですかね、群馬県、渋川、その3者でやっている連絡会議ですけれども、私たちはこれに縛られることはなく、産業廃棄物処理法でやってほしいと思いますけれども、こういう動きをしています。これに対して、私たちもこれに応えていかなければならないというふうに思います。

まず担当課長にお聞きしたいんですけども、具体的には吉岡町との協議、現状どんなことが今話されて、話が詰まっているのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、旧榛名カントリーの跡地の造成工事ということで少しお話がありましたけれども、実施されたのが平成24年の1月契約ということで、24年の1月12日から2月29日まで工事が実施されたということでございます。スラグ碎石につきましては、この旧榛名カントリー跡地及び施設周辺の整備でございます。平成24年2月の施工の先ほど申しました旧榛名カントリー跡地造成工事、また、同年4月から7月施工の自然エネルギー施設関連安全修景整備工事、同年5月施工の自然エネルギー施設関連災害復旧補強工事、また、平成24年10月から25年の1月に施工しました自然エネルギー施設関連災害復旧補強工事、平成25年3月に施工しました上野原周辺道補修工事、八州高原地内補強工事等を実施しておりますけれども、これらの工事でございますけれども、主に当時の総務課自然エネルギー推進対策室の発注により事業を実施されたものでございます。スラグ碎石は、これらの工事施工時に使用されたものと考えております。

現状ですね、吉岡町との協議というようなお話ですけれども、村では、平成28年1月、独自に吉岡町の滝沢川、また、榛東村の八幡川の水質検査を行い、当時、異常はないことを確認しております。吉岡町との水源上位部ということで位置しているということで、吉岡町とも連絡をとり合いまして、情報交換を図っております。早期対応を図り、地域住民の不安が解消されるよう、大同とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 吉岡町との協議も今後しっかり続けてもらいたいと思います。それから、水質異常、これはもちろんまだないんですけども、これは異常が出たときはもう取り返しがつきませんから、もとをとるというところで協議をしていただきたいと思います。

それから、村長にお聞きしたいんですけども、吉岡町は町長がそういうふうと言って、協議をしたいと言ってもいます。これは町長、町民の声、これをトップ同士で話し合っていたきたいのですが、これ、どういうふうにならしているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員の今質問ですけれども、先ほど、久保田課長のほうから話があったとおり、村としても、吉岡町、あるいは県とも、そのような連絡調整をしているところでございます。先週においては、吉岡町長のほうが村のほうへ来まして、最終的にはこの問題について、なるべく早く結論が出るようにということで、その結論等においては、榛東村のほうにお任せするというような話がありました。それについては、逐一詳細については連絡をすることになっております。その段階で川田議員がおっしゃるとおり、我々のほうは吉岡、実際の水源地でございますので、それらを人の人命とか、そういうものにかかわりがないように、なるべく早くやるべくこれは努力したいというように考えております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひその姿勢でやってほしいというふうに思います。

次に、榛東ソーラーパークとその外周の工事の件なんですけれども、このもとをつくったところですよ。やっぱりこの責任というのが大きいというふうに思います。これは2014年に、小山議員が質問をそのところでしました。そのときの工事契約書、これは総務課が一生懸命探して出してくれた工事契約の契約書と、それから約款、これが出ました。それ見せてもらったんですけれども、本当におかしい契約ですよ。私たち素人が見たって、これ村が積算した、あそこはどのくらいかかるだろうかと。そうしたら、5,422万円かかるという積算だったんですね。そしてやってみたら、やってみたらというか、話は500万でついたということなんです。10分の1になったと。これ、こんなことは普通どこでもないかと思うんですけども、そういう特別な安い価格でやってくれた救世主というんですかね、そういうふうなそういう人が出たということなんですけれども、この救世主さんは、後でとんでもないツケというんですかね、災いを榛東や吉岡に持ってきちゃうんですけれども、この工事契約書には、発注者と受注者、これ受注のほうは佐藤建設工業ですよ。それから、おのおの対等な立場における合意に基づいて、そして公正な請負契約を締結しと、信義に従って誠実にこれを履行するものとする、こういうふうにあるんですよ。公正に信義に従って誠実にやりますと、こういうわけですね。これ工事の内容は、誠実さ、誠実とは思えないんですよ。契約をした時点で佐藤建設工業は、このスラグを使う資格がなかったんです。それを偽って、スラグを使う契約をしたんですよ、これを。その後、佐藤建設工業は、そのとき持っていた3つの許可を今取り消されていますけれども、産廃の運搬業だとか、処分業だとか、処理施設の設置と、これ取り消されているんですけれども、これはあったとしても産業廃棄物、それから鉍砕、大同特殊鋼のスラグを使う許可はなかったんですね。そのときもなかったんです。それから、それを破碎して使うという許可もなかった。なかったのに、これを使ったんです。そして、それが産業廃棄物で、そして、環境基準を超える毒物も入っていたわけですよ。これは佐藤も大同も当時はもう十分知っていたんです。知っていて毒物を使ったわけです。そうすると、この信義に従って誠実にこれを履行する、もうこれ違反ということになるわけです。

よね。それから、もちろんここはソフトバンクに貸しているけれども、所有は村ですから、これは公有財産、これは村の財産ですから、村は当然この契約上の違反、それから公有財産、これを今後も毒物がどういふふうに出るかも監視しなければならない、そういう費用負担もあるわけですよね。そうすると、その妨害排除請求もできる、これをとれということもできるわけです。

それから、もう一つ、これは悪質な違反があるわけですよね。これは重大な過失があるわけです。これは当時、南議員も2012年の9月の質疑の中で、瑕疵担保責任の問題も取り上げていたんですけども、この工事契約書にはそれがちゃんと出ています。これは41条のところなんです。発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求すると、または、修補にかえ、もしくは、修補とともに損害の賠償を請求することができるのとあるわけですね。これ大きな瑕疵があったわけです。南議長が言ったときは、あのときはまだ鉄鋼スラグが産廃と認められていなかったときだったんですね。2015年に群馬県が認定しましたから。今度はもうはっきりしたわけです、あれはもう産業廃棄物で、平成13年以降のはもう全部だめですと、こういうふうに言っているわけです。2項にはその期限も書いてあるわけですね。引き渡しを受けた日から2年以内に行わなければならないんだと。ただし、ただしとあるんです。その瑕疵が受注者の故意または重大な過失、これにより生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とするとあるわけですね。これを、佐藤建設工業も信義に従って誠実にこれを履行しますと言っている中にちゃんと書いてあるんですね。これをちゃんと履行してもらおうということになります。これは、村はこれを即刻やるべきだと思います。これ考え方、これ村長なんですかね。村長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 経過については、後でまた久保田のほうからご説明があると思いますけれども、実際のところ、これに対して、今現在、村のほうとすると、群馬県と前橋市、渋川市の中で協定を結んでおります。これらについて、沿って我々のほうもやっているところがございますけれども、これについては、個々の内容についてまたやらなければならないということで、村のほうでもやっておりますけれども、これらについては大同特殊鋼が責任を持つということがありまして、これらについて今大同のほうと協議をしているところがございます。私も当初から大同特殊鋼だけじゃなく、実際の佐藤建設工業にこれをやるべきだということが私の主張でございましたけれども、今現在、その途中でございます。もっと詳しく久保田のほうから申し上げたい。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） ただいま、村長のほうから申し上げましたけれども、施工業者の責任ということでございますけれども、群馬県では、スラグ再生路盤材、いわゆる再生砕石を購入した建設業者は、当該スラグの性状等を知らないということで、その有責性は認められないものと判断をし

ております。ただ、先ほど申しましたように、佐藤建設工業、また、知っていてその碎石を投入したかどうかという部分も含めてですね、ただいま判断していかなければいけないということがあると思いますけれども、群馬県の対応ということで申しますと、廃棄物処理法、土壤汚染対策法等におきましても、費用負担の法的な根拠が難しいということで、現在、大同特殊鋼と協定を締結し、個別協定をすることとなっております。本村におきましても、大同特殊鋼から排出された鉄鋼スラグ碎石の対応につきましては、鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定というものを大同特殊鋼と締結しております。こちらで大同特殊鋼が対応を行うということとなっております。

佐藤建設工業でございますけれども、榛名カントリー跡地造成工事の瑕疵担保責任ということで、契約書、約款にですね、議員おっしゃいましたように、通常2年、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合は10年と規定されております。受けた業者である佐藤建設工業の有責性、その他につきましては、村の顧問弁護士の先生とも相談やアドバイスを仰いでまいったところがございます。今後につきましても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 佐藤建設工業は知らないということはないんです。県が佐藤建設工業を調べたときに、もう2009年からのことを全部調べて、佐藤建設工業がもう違反をしているというのを言っているんですね。ですから、佐藤建設工業はこれが違反のスラグだというのはもう知っている。ただ、ほかの業者はわからなかったかもしれない。ここは違います。自分でつくっていましたが、これは。

それから、瑕疵担保責任でやると、これは県とも相談をしてやっている。それから、大同と相談するという話が出ましたけれども、県のほうは、既に瑕疵担保請求というのはいまやっています。この前、東邦亜鉛のこれもスラグが高渋バイパスで使われて、それをすぐ直しました。これは岡田工務店というところですね。これはすぐ直したんですね。これについては、県がちゃんと瑕疵担保請求をしているんですね。これは県の高崎土木事務所がもうやっているんです。これはちゃんと岡田工務店に対して、工事目的物の瑕疵にかかわる補修工事の請求ということで、下記の工事の、下記というのは高渋バイパスですね、瑕疵があったので、工事請負契約の約款の第41条、さっきの41条の1項の規定によりと、修補工事を請求しますと。瑕疵の内容は、土壤汚染対策法に定める基準値を超過した建設資材を使用していたということなんです。これはヒ素と鉛だったんですけども、ちゃんとこれ土壤汚染対策法に定める基準値を超過したとなっているんですね。ですから、今回もちゃんとフッ素が基準値を超過しているんです。さらに、修補の事故、内容のところですね、ちゃんとそれは撤去しなさいと。撤去した後はちゃんと仮の工事もちょうんと、もどおりにしなさいということも言っています。ですから県は、もし県に相談すれば、それは瑕疵担保請求でいいですよと、その先ほどの約款の41条は、あれは県のそっくり市町村が使っているわけですから、県がやっているんですから、

全く矛盾することはありません。これはぜひやってもらいたいと思います。

それから、これはやっぱり村長、やるべきということになります。これは、明らかにこれ違法ということがもうわかっているわけですから、だから契約違反もあるというわけですから、これは告発の義務があるわけですね。一般の国民は、そういう犯罪や違法行為を見たときは告発ができるということですけども、これはもう皆さんはよくわかっていると思うんですけども、公務員はもう義務ですからね、これは刑事訴訟法の239条に基づいて、告発をしなければならない。もう明らかに違反があるわけですね。これを黙っていたら、そっちのほうが。刑罰はこれはないんですけども、行政処分はありますよね。それから黙っていると、これは黙認したということになるんですよ。これはいかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど来、私のほうからも申し上げているとおり、黙認も何もしてなく、県、前橋市、渋川市との協定に基づいて、それに倣ってやっている、これは1日も早くそれはやらなきゃならない、これは原状回復をしなければいけないということが、我々とする、住民の安全・安心を守るための一つの義務だというように考えております。

その中で、あと一つ申し上げれば、大同特殊鋼が27年ですか、この中にはフッ素とか、そういうのが入っていますという書類を持ってきました。そのときに、ある人がこれについては受け取れません、こんな数値は受け取れないということで、返している事実がございます。入っていないものを大同特殊鋼はさらにそれを出すように、1週間ぐらいだと思うんですけども、その入っているものを出さずに、出さずにというか、出せなく、入っていない数値を、表を持ってきたものが現実でございます。これも含めて私は、これ自体がおかしいんじゃないかと、ちゃんとわかっているものに対して、大同特殊鋼はちゃんと入っているということを持ってきたにもかかわらず、それを受け取り拒否みたいなことをすること自体が、本当に私は憤りを感じております。これらについても含めてこれからやらなきゃならないというように思っております。今、川田議員のおっしゃったとおりの憤りも私も思っているということは、よくご承知願いたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これを一刻も早く村民、それから周りのところにもですね、安心・安全のためにこれを取り除いてもらおうと、これはもう、もらおうという、おかしい。取り除かせるということですかね。これを一刻も早くすることが大事です。いろいろなこともあったようですけども、ここはぜひ早くこれを処置というんですかね、行動をとってほしいというふうに思います。

では、次の2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、写真の配付をお願いしてあります。これは写真を配付してほしいんです。これは

民有地でのスラグ被害の実態ということで、この質問したいと思います。

○議長（南 千晴君） ここで、事前に申し入れがありました写真について、配付の許可をいたしません。

暫時休憩といたします。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） では、民有地でのスラグの被害と村の役割と、これはこれも同じように大同から出された産業廃棄物、そのスラグが使われた民家です。村有地ではないんですけれども、しかし民家、村民のところというところで、写真を撮ってきました。前に総務常任委員会で見に行ってくれたり、それから村長も、それから村の建設課も、課長をはじめ見に行っているんですけども、改めてこういうふう写真を撮ってきました。家は、1ページ目なんですけれども、下から、スラグはこれは水を吸って膨張しますので、屋根が、中央が上がっているんですね。もちろん中のほうも、柱がもう斜めになっているんですけども、それから、今もっているのは、本当に補修、補強、耐震強化と、これを繰り返してやっともっているところの写真です。

それから、2ページは、中ですね、柱も24センチの柱、今のつくりの柱の3倍ぐらいのしっかりした柱、使っているんですけども、それでも見たように、こういうふう斜めに下から押し上げられて、曲がっています。

それから、3ページ目は、下の基礎のコンクリートがひび割れて、そして、もう母屋と離れている状態、これがスラグの膨張の力で離れさせられて、隆起している状態です。

4ページ目は、庭にあるスラグなんですけれども、これが10センチぐらいのスラグ、RCの100というんですかね、これが大同が渋川で出しているやつと全く同じ、もう見ればすぐわかるというものです。そういう状況になっています。

それから、もう一つは、健康の被害というのがあるんです。これははかりましたら、フッ素が基準値の9.4倍なんです。これは1リットル中0.8ミリグラム以内というところを、7.5ミリグラム出ているということなんです。それから、発がん性物質の六価クロムは、これは基準値の9.6倍、もう本当に異常、出ているんです。これも、1リットル中0.05ミリグラムの基準に対して、0.48ミリグラム検出されている。ちなみに、創造の森の進入路が六価クロムが出たんですね、基準値以上。これは撤去しなくちゃならないですんで、すぐ撤去したんですけども、創造の森は基準値の1.6倍なんです。ところがここは9.6倍なんです。ここで生活をして、そして、2階もいつ落ちてくるのかわか

らない、そういうところで生活をしているということです。

それから、家に沿って蛇ヶ見川も流れているんですね。そうすると、そちらにも溶け出していつているのは十分考えられるんです。と、個人だけの問題ではなっていないということになります。この民家、家族の実態の把握、これはどう今しているでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、前から申し上げたとおり、個人の自宅について、これは私も実際に見てきました。私が見ても、これだけ盛り上がり、気持ちが悪くなるぐらいの状況でした。これらについては、前から私も申し上げておりますけれども、民事問題とはいえ、私は住民の安心・安全を守る、そういうためにも、今までも、はっきりと大同特殊鋼のほうにもこれは申し入れをしております。その中には、民事という問題について、本当に介入が一部できないということが私自身ももどかしく思っているところは確かでございます。そういう中において、その民家の方も訴訟に踏み切ったと。我々は、その訴訟をさらに内容を聞きながら、あるいは進展を見ながら、私自身はこういうものにも安心・安全のためにも、介入という言葉はどこまで権限ができるかわかりませんが、そういうことは続けていきたいということで、大同特殊鋼のほうにもよく話はしておるんですけれども、進展していないところが現状でございます。我々にも手をかざしてください。一生懸命頑張ります。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひそういう気持ちでやっていただければと思います。それからまた、やっているかと思えます。これが現在も裁判になっているんですけれども、大同のほうは認めないわけですね。これはうちであるという証拠がないと言っているわけなんですけれども、しかし、状況証拠、その他、当時の状況を見て、これはもう大同以外ないと、これはもう本当に推測、判明できるというふうに思えます。2015年の9月には、渋川で民家でも大同がスラグを撤去したんですね。これは民家なんですけれども、これは渋川市の住宅で、整地に使用した素材に同工場のスラグが含まれていたことが明らかになりましたというんですけれども、これははっきりわかる前に大同は撤去をしたんですね、公にする前に。それで、その後公にしたんですけれども、民家でもやっぱりいろんな関係があったり、それからいろんな声があったりすれば、これは大同も動くんですね。今、村長がいろいろ努力されていることを言いましたので、言ってくれましたので、それは引き続き強めていただきたいというふうに思えます。

それから、群馬県も大同のスラグを産業廃棄物というふうに認定したときに、宅地造成のことも触れているんですね。それはこういうふうに言っているんです。渋川工場が、創業を開始した昭和12年ごろから、戦前ですね。副産物である鉄鋼スラグ、土地造成材等として再利用をしてきたと見られる

と。証拠はないんですけども、証拠というか、その残っている資料ないんですけども、群馬県は土地造成材としても大同製鋼渋川工場は再利用していたというふうに見ているんですね。そういうことがあります。

それから、この関東でもここまで持ってくる企業というのはないわけですよ。川崎にもう一つ特殊製鋼はあるんですけども、1,200台のダンプで榛東村まで持ってこられるかどうか、こんなのは疑問ですよ。だから私たちは、私は、もうこれは大同のもんだというふうに思いますけれども、やっぱりこれも声を強めるということだというふうに思います。これを村のできることに、村長が今いろいろこれから動くということも言ってくれました。それから建設課としても、建設課というんですかね、村としても、この家の川がすぐ流れていますから、そういうところの検査、それから何といたっても、榛東村民の命もかかっていると言っても過言ではないことですから、今後も対応というんですかね、そういうのもしていただきたいと思いますので、これは今村長からはしっかり聞きましたので、建設課長、これは具体的に村としてできること、考えられることを言ってください。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 担当しております建設課でございますけれども、随時、大同特殊鋼とは公有財産といいますか、村の土地に入った対応策と協議をしまっているところでございます。民間の工事につきましても、その際、振り立てていただいて、適切に対応するようにということでお話をしているわけなんですけれども、なかなか民事案件ということで、情報が得られない、また、県からも情報が得られないというような情報でございます。村としても今後につきましても、適切にこういう民事案件に限らず、お話をしていきながら大同と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） じゃ、民家の実態をですね、細かくまたこれからも把握してもらって、住民の安心・安全、これを守るという村の立場で対処をお願いしたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、5番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 先ほど、一般質問における冒頭挨拶の中で、一部発言の取り消しをお願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいま、村上議員から一般質問における冒頭挨拶の一部について、会議規則第61条の規定により、発言の一部について取り消したいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、村上議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ここで休憩といたします。

再開を2時10分といたします。

午後1時50分休憩

午後2時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番早坂通議員の一般質問を許可いたします。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂です。

きょうは、そちらにまず質問事項として、1つ、中央コミュニティセンター整備事業について、2つ目、交通弱者対策について、3つ目、カーブミラーについて、今の3事項について質問をいたします。

質問の要旨といたしましては、中央コミュニティセンター整備事業については、当事業は5次総合計画で図書館、学習センター、児童館等複合施設の整備として計画され、平成26年には建設地は北小学校前南と内定していたにもかかわらず、いまだに着工されていない理由は何かということです。

あとは、自席に戻って質問をいたします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、今申しましたが、まずは、当事業は第5次計画で図書館、学習センター、児童館等複合施設の整備として計画されておりましたが、いまだに着工されていない理由をお聞きします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 第5次総合計画、この計画は、平成17年度時点での構想とし

て、期間は平成18年度から平成27年度の10年間の構想ということで位置づいていたものでございます。中央コミュニティセンターの整備事業につきましては、この第5次総合計画、議員のおっしゃるとおり、スタートする段階でいろいろな機能を持った複合施設としての位置づけでスタートしたものでございますが、平成25年7月から榛東村社会教育施設建設委員会を開催して検討を進める中で、今後の人口減少なども問題として考慮して、当初の構想の見直しを行ってきたものでございます。

先ほど、平成26年の段階で建設地が内定ということが議員のお言葉の中でございましたが、平成26年の11月のこの建設委員会におきまして、確かに建設候補地の幾つかの案について検討は行ったということでございますが、候補地の決定には至っていないものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私が聞いたのは、建設地が決定していないということは、それはそれでわかりますけれども、ただ、これだけ以前に計画されていて、村民要望も大きいものですから、建設地だって決めようと思えば決められたんじゃないかと思うんですよね。余りにも計画が基本計画を立てから時間がかかり過ぎているわけですね。資料だと、平成20年に基本計画に載っているんですね。そうすると、もう11年がたつわけですね。その間の、もちろん建設地が決まらなかったということもわかりますけれども、ほかにも理由はあると思うんですよね。その辺の理由を聞きたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 建設地が決まらなかったというのは、特に理由ではございません。この第5次総合計画のスタート時点のときというのが、先ほど申し上げたとおり、平成17年度時点での構想でございます。この第5次総合計画を読み返してみますと、前半部分の今後の榛東村の構想の中で、人口が今後も右肩上がりにふえ続けていくだろうということがベースになっているのが第5次総合計画でございます。当時の榛東村の人口は、現在とそれほど大きな変わりはないので、ここ十数年の間は横ばい状態が続いているというのが現状だと思いますけれども、この平成17年度時点の段階では、令和2年には榛東村の人口が1万7,500人になるだろうという中で、当然、税収も含めて、財源等も含めて、そういう中で幾つかこういう施設が整理ができたというイメージでの構想だったというふうだと思います。その後、いざその第5次総合計画がスタートした中で、榛東村に限らず日本全体の少子高齢化と人口減の問題が各地で話題になったのは、議員もご存じのとおりだと思います。榛東村もそこで、この計画に限らず幾つかの計画の見直しをしていかなければ、今後の将来計画において無視できない状況だろうというところで、計画の途中の中で見直しを適宜実施をし、現在の第6次総合計画に至っているということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ただ、私からすると今の説明は、村民要望がそういうものにもかかわらず、10年も進展していないというのはなぜかなという、その疑問はぬぐい切れませんね。だから、もっと人口がどうのこうのという前に、やっぱりいろいろあったと思うんですよね。例えば、第6次総合計画の中にはこのように書かれているわけですね。生涯学習の推進を図る観点から、老朽化が進む中央公民館や図書館の整備を推進し、生涯学習の新たな拠点施設としていくことが必要となっていますというふうになっているわけですね。ですから、この中央公民館の老朽化というのはもう以前から言われていることなんですよ。そういうことを考えても早急に、その観点からもですね、この計画は進めなければならぬんだというふうに思うんですよね。ですから、どう言ったらいいですかね、なおかつ、計画の見直しをしているということですけども、その間、議会にはほとんど詳しい説明というのはありませんでしたよね。議員の質問によってところどころいろんなことがわかりはしてきましたけれども、だからそういうことも含めて、何かこの中央コミュニティセンターの整備事業を真剣に取り組んでいるのかというふうな疑問が出てくるわけなんですよ。その辺のことにに関して、もっとその納得できるような理由というのを説明してもらえませんか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） すみません、今のご質問ですが、第5次総合計画のことをお尋ねなのか、第6次総合計画のことをお尋ねなのかちょっと確認をしたいんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そうですね、私の今の質問がちょっとごっちゃになりましたね。ただ、当初の質問は、要は、5次計画も6次計画もひっくるめまして、なぜ今まで具体的に着工されていないのかという意味でお聞きをしました。この質問通告一覧表を見ると、ちょっと誤解を招くような質問だったのはわかります。

それでは、2のほうにいきますね。第6次総合計画の中央コミュニティセンター整備整備事業は、図書館、学習センター、児童館、給食センターの複合施設として理解してもよろしいのですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 図書館、学習センター、児童館、給食センターの複合施設かという質問でございますが、それは違います。今回の中央コミュニティセンターの整備事業につきましては、榛東村まちづくり計画という名称のもとで進めておるものでございます。

内容としましては、中央コミュニティセンターと学校給食センターの機能をあわせ持つ施設でございます。大規模な災害発生時には村の防災拠点となり、避難者を受け入れるとともに、避難生活を支える食事提供ができるようにしようと思っております。平時においては、村のコミュニティづくりを支える拠点となるとともに、調理場では学校給食を提供し、食物アレルギーにも対応できる施設にしたいと思っております。

コミュニティセンターの機能として今後どのような内容を盛り込んでいくかについては、建設委員会等を通して検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、中央コミュニティセンター、今後建設委員会で検討していくということですが、この中央コミュニティセンターと第5次計画で掲げられた学習施設の整備ですね、つまり複合施設ですね、これとの関係というのはどういうことなんですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 中央コミュニティセンターを整備していくというところの基本の中心の部分は、第5次総合計画と変わっているものではございません。国としても今後の整備につきましては、施設に複合的な機能を持たせて、より効果的な活用を図るようというの、国の方針でもございます。ただ、先ほど来申し上げてございますとおり、その時代の変化に伴って、村としてのニーズが移り変わっていくのは当然のことであるだろうというふうに考えております。当然のことながら、この第5次総合計画は10年間ございましたので、例えば平成23年の3月には、東日本大震災という榛東村においても大きな施策の見直しをしなければならないような国難がございました。そのような中で今回のような防災の拠点の重要性というのは再認識してきたものでございます。いろいろそのときのニーズ、当然、あれば、ないよりはあったほうが良いという施設もございますが、先ほど来申し上げておりましたとおり、人口減少等も加味しながら、その当時のニーズを見きわめながら構想を練り直して、現在に至るというものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そうしますと、図書館、学習センター、児童館、給食センターの複合施設ではないんですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） はい、それは違います。ただし、図書館というものにつきましては、以前から議会でもご説明させていただいていますとおり、図書機能としてどうあるべきだというのは、コミュニティセンターの機能として、今後建設委員会の中で当然のことながら検討してまいります。

また、学習センターという言葉が出ていますが、これは第5次総合計画、前のページのほうをごらんいただくと、正しくは生涯学習センターのことでございます。生涯学習センターというのは、前橋の文京町に群馬県生涯学習センターという施設がございますが、これは扱っている業務は今の中央コミュニティセンターであつたり、南部コミュニティセンターと同じものでございます。より生涯学習というのを色濃く打ち出すために名称を生涯学習センターというふうに呼称しているのであって、要は呼称の問題でございます。ですので、学習センターというものについては、今の中央コミュニティセンター、南部コミュニティセンターと示しているものは同等でございます。

この中に、どのような機能を持たせるのかというようなことにつきましては、先ほど来申し上げているように、建設委員会の中で今後検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の話だと、場合によっては図書館機能を持たないということも考えられるんですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） これは、建設委員会の中での検討によってまた考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 図書館に関しましては、もう大分以前から住民の要望は大きいんですよ。実際問題として、近隣市町村を見ましても、図書館と言われるものがないのは榛東ぐらいなんです。そういうことを考えた場合、住民の要望も大きいですから、その全部建設委員会は最終決定をするということはわかりますけれども、村の姿勢として図書館機能を持たすのか持たせないのか、そのぐらゐの方向は出ているというふうに思うんですよ。だから、村の現在の姿勢という、考え方というものをお答え願いたいんですけども。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 建設委員会が決定機関ではございませんので、建設委員会の意見を参考にして、村として考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ですから、現在、村としてどう考えているのかということです。図書館機能は持たせないのか、持たすのか、その辺の現在の村の考え方というのはいかがですかということです。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 必ずその機能を附帯させるかということについては白紙でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、村民要望が強いということはお存じだと思うんですけども、それにもかかわらず今みたいな白紙という考え方の根拠は、何なんですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 図書館と図書室という言葉がございますけれども、明確にその時点で議員がおっしゃる図書館というものがどのようなものを想像されているかわからないんですけども、今の榛東村の中央公民館や南部コミュニティセンターの蔵書の数と同じぐらいの本の機能を持たせる構想というのも一つ考えているところではございますが、ここも今の村民の方のニーズがどうなっているのかというのを、最近にまたこちらでも把握をもう一回し直そうというふうに考えておるところでございます。そういうことも含めて、建設委員会の中で村民の方のさまざまな意見をきちんと検討をしたいということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、一応、図書館というふうに表現したんだけど、もちろんここには図書室という意味も含まれて言っているわけで、それはわかりますよね。何も図書館で、いわゆる戸建てになっているものを言っているわけじゃなくて、中央コミュニティセンターの中に併設するわけだから、当然館ではなくて、つまり図書館機能という意味で言っているわけですから、そこは誤解

しないでください。わかっていると思うんですけれども、何か今の話だと、私は図書館、戸建てに建てるようなふうな、言っているような解釈でしたけれども、そうではないですよ。それはご承知ください。

じゃそうしましたら、村が今考えている中央コミュニティセンターの構想ですね、それはどのようなになっているのかという。あくまで建設委員会の意見を聞くというのはわかりますけれども、それはそれとして、当然、村としてこれだけ長い間計画の中でやってきたわけだから、どういうふうに、どういうものにしていくかというぐらいの構想はあると思うんですよ。それがないとすれば、何で今まで10年間もの間いろいろ計画立てながら行ってきたのかという話になりますからね、その辺の村としての構想ぐらいはあるわけでしょう。それをおっしゃってください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 基本的には、今の中央コミュニティセンター、現存している中央コミュニティセンターの後を継ぐ施設でございますので、今の中央コミュニティセンターが行っているような貸し館業務であったり、生涯学習を支える拠点となる機能は、当然のことながらあわせ持ちます。先ほど、生涯学習センターの話が出ていましたけれども、生涯学習センターと言われている施設の取り組んでいる機能としては、同じようなものは継続して持たせたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そうしましたら、児童館の機能というのはどういうお考えですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今回の中央コミュニティセンターの整備事業、第6次総合計画の中において、中央コミュニティセンターの整備の事業と給食センターも第6次総合計画には老朽化ということで載っていたかと思いますが、今回、それらを複合施設としてまちづくり計画として今進めているものでございます。児童館の整備については、その前の第5次総合計画の中央コミュニティセンターの整備事業の中の検討の中では、児童館の整備は既に含まれていなかったもので、その時点で検討は行われ、児童館についてはこの中央コミュニティセンターの整備事業の中からは外れているということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 当初はですね、児童館は村はあるにはあるけれども、要するに北のほうに

あるわけですね、それで、できるだけやっぱり中央に持ってくるべきだろうということで、第5次総合計画にはこれが入ってきたんだと思うんですね。第5次総合計画の中には入っていますよ、児童館等ということで。今、入っていないということでしたけれども、ちゃんと入っていますよ、事業概要の中にね。ということは、その児童館の機能は持たせないということは、もうほぼ村としては決定しているわけですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） もう一回言いますが、児童館については、第5次総合計画のスタートの時点で複合施設の中に含まれて計画がスタートしておりますが、先ほど来申し上げたとおり、中央コミュニティセンターのこの建設委員会というのが平成25年からスタートしているわけです。その中で施設の有用性であったり、人口減であったり、さまざまな検討が行われる中で、児童館の整備はそこからは漏れているということですので、誤解のないようにお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 漏れていたということは、どう言ったらいいかな、その忘れられていたということなんですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 忘れられていたということよりは、この中央コミュニティセンターの整備事業の中の構想ではなく、中央コミュニティセンターはその児童館機能ということは入れないで進んだということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、児童館については、今後の構想はあるんですか。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 児童館の部分についてお答えいたします。

榛東村児童館につきましては、現在、長岡に1カ所ございます。年間の利用者数はおおよそ3,900人、月平均でも320名ご利用をいただいております。議員のご指摘のとおり、北の一番端のほうに位置をしておりますが、年間を通してご利用いただいているところで、小池局長のお話にもあったとおり、村民の方からの新たな建設についてはニーズはないもの、現状の施設で十分満足いただいているものと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それは私のほうの認識だと、情報だと、やっぱり児童館も使いやすい中央のほうにつくってくれという声は、それなりにあるわけですね。そのニーズはないというのがどういふことかわかりませんが、もう一度その辺のこともきちっと住民のニーズを把握してもらいたいと思うんですね。何か今の話を聞いていると、何か住民のニーズとずれているような中央コミュニティセンターの構想かなというふうには私は感じてならないんですけども、もう一度それならば住民のニーズをきちっと把握をしてもらいたいんですね。村のほうは、いろいろな人口を初めとする社会情勢が変わったからというふうに言っていますけれども、じゃ住民のニーズはどのように変わったのかということも把握して、きちっとした方向で取り組んでいってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

交通弱者対策についてなんですが、先ほどの波多野議員の質問に対しまして、先進事例を見ても本村に適合するものはないということで、今後さらに検討していきたいということであるんですが、今まで先進事例を見た中で、榛東村にこれが向くんじゃないかと思ったものは全くないですか。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 私も、昨年からは企画財政課長ということで公共交通担当させていただきまして、言うとなんなんですけれども、結構な頻度でこういうご質問等もいただきまして、日ごろからインターネットを含め、いろいろなところのやつ、どんなことをやっているか、それから、国交省あたりも先進事例ということで出しているんで、ちょっと市町村名等、その辺は私も覚えてはいないんですが、例えば、NPO等々で地域内の輸送をやっているというようなところも見ましたけれども、そういうのは法的な制限がございまして、交通空白地域ですかね、そういうところでないとならぬとか、NPOとかの輸送は今だめであって、榛東はどう見てもその交通空白地帯、これにはならないなとか、県内でもそういうNPOとか、社会福祉法人等々が有償で輸送をやっているところは見たんですが、ちょっと地名出しても大丈夫かな、黒保根であったり、旧倉渕であったり、旧六合村ですね、そういうところの、私のイメージなんです、本当に交通がちょっと厳しいなと、民間の事業のやつは厳しいんで、そういうところについてはやっているところはあるんですが、なかなかそういうNPOのところは厳しいなというところもあります。

それから、午前中のところでタクシーの例を出させていただいたんですが、タクシーの乗り合わせ等というのいろいろ各市町村で取り組んで、試行も含めてやっております。ただ、その条件設定もいろいろやり方にはあるんでしょうが、私が見たところによりますと、希望者が多過ぎて年間の財政支出が相当苦しくなってきた、課題になっていると、そういうところもございました。

あと、無償であれば結構国交省への届け出等、法令等のやつも少なくなくて、輸送されるんですが、無

償でやるとなりますと、今度、財政的に、村であったり、事業所であってもなかなか長続きしないなど。あと、無償でやることによりまして、そちらのほうに住民の方々、こちらへ流れてきますと、今度、民間への影響、この辺もありますので、なかなか厳しいなど、そういうことをいろいろ考えていまして、ちょっと午前中にも波多野議員のところで言いわけというか、申し上げさせていただいたんですが、なかなかちょっと導入に乗り入れるような状況が見い出せていないというところがございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 現在は、先ほども波多野議員の質問のときも出ていたと思うんですけども、現在行われているのが福祉タクシーですかね。福祉タクシー券は500円を80枚ですか、年間ね、しているということで、それを計算すると年間4万円ですね。それを12で割ると約3,330円なんですね。それで計算しますと、私の家からフレッセイまで約2キロ、私の家を知らない方はあれだから、八幡神社ですね、八幡神社からフレッセイまで約2キロなわけですね。そのフレッセイまで、私、八幡神社のところからフレッセイまで買い物に行くのが今の福祉タクシー制度の金額だと、月に2回半しか行けないんですね。あんな近いところでもね。そう考えると、やっぱりなかなか交通弱者の要望、また生活を支えるような制度にはまだまだなっていないんじゃないかというふうに思うんですね。そのためにはやっぱりこの福祉タクシーの金額をふやすということもなかなか難しいでしょうからね、そうした場合に、何らかの手だてをやっぱり考える必要があると思うんですね。

そこで1つ提案なんですけれども、以前、村内にNPO法人でささえさんというのがありましたのはご存じだと思うんですけども、私は、そのささえさんの一員で、交通弱者の方の送り迎えもしておりました。そう考えた場合に、民間、NPOでやるというのもいいことなんですけれども、ただ1つやっぱり心配になるのが、いろいろな交通事故とかね、運転の技量にも差があるでしょうからね、そういうことも心配になるわけですね。そういうことですから、村でこの自家用有償旅客運送ができないかということなんですけれども、その辺については考え方は検討したことがありますか。なければ、今後、検討する余地はありますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時45分休憩

午後2時46分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村で自家用有償運送ということでしたが、なかなかいろいろ法的な

制限等もありまして、自家用有償が村でできるかどうか、その辺も含めて今後確認をしたいと思いません。先ほども言ったんですが、無償等であればなかなかあるんですけども、無償だとなかなか財政的なものも続いていきませんので、何かしらやるにしても有償とか自己負担等々を求めていかなければならないと思っていますが、そうなった自家用有償だと、先ほど来申し上げているんですけども、交通空白地帯だと市町村等、NPO等でできるんですけども、そうでないと、自家用ができたかどうか、その辺も含めて確認させていただきます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私の調べによると、自家用有償旅客運送というのは、交通の不便なところに限らず、それは国土交通省に届け出ればできるというふうに認識しているわけなんですけれども、それはそれでもう一回調べていただきたいのと、確かに村で有償にすることは難しいかなと思いますけれども、でも決してできないということもないんだろうというふうに思うんですけども、その辺のことはまだ村としてもはっきり掌握はしていないわけですね。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時48分休憩

午後2時52分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど、村での自家用運送ということでしたが、運送事業といえますか、業務、いろいろ切り口等々あると思うんですけども、まず有償、無償で考えた場合、無償であれば届け出等々許可とか要りませんので、これでしたら誰でもというか、やることはできると思います。ただ、先ほど来申し上げますように、財政的な課題があると。それから、民間への圧迫、そういうこともありまして、今度、有償の場合ですね、有償の場合ですと、考え方としまして、地域限定でやるかとか、利用者限定、これでやるのであれば、市町村運営でそういった事業はできます。ただ、利用者限定も、要介護者等々、そういう制限、要介護者とか、要介護支援者でしたっけ、そういう利用者のみですので、村でやったとしても、その他大勢の方々を輸送することはできないと。

それから、地域限定ということで、市町村運営で自家用車、使うこともできますが、これも先ほど来言っています公共交通空白地帯、これに限定されてしまいますので、申しわけありませんが、榛東村がこれに該当するかどうか、先ほど、4地区とか私申し上げたんですが、その地区名が私の頭に入っていましたので、榛東村は当たらないだろうなということで、国交省に榛東村が当たるかどうかの確認はしておりません。ただ、これに当たるようであれば、市町村運営で白ナンバー、自家用車でや

ることもできます。それ以外でありますと、有償で適正原価、適正利潤の範囲内の料金をとりまして、緑ナンバーでやるしかなくなるということになりますと、なかなか村ではというふうなことを考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 確かに、民間を圧迫するということもあるんですけども、ただやっぱりタクシーとなると、かなりのやっぱり費用がかかっちゃうわけですね。そういうことを考えた場合に、何らかの交通弱者対策は必要だというふうに思います。また、交通弱者というのは今後どんどんふえ続けるでしょうから、そうした場合に、どういうかな、日常の生活に支障を来すなんていう、例えば高齢者夫婦で両方とも免許を返納しちゃったなんていう世帯は、いろいろな日常生活も支障を来すようなこともありますし、病院行くのすら我慢しちゃうみたいなのところも出てきちゃう可能性もありますんでね、何とか榛東村に合ったその交通弱者対策というのを、今までも真剣に検討はしてきたとは思うんですけども、早急に検討をしてもらいたいというふうに思います。

それで、次の質問に移ります。

3のカーブミラーについてなんですけど、質問の要旨というところで、方策の一案として、職員が村内を走行していて、見づらいカーブミラーに気づいたらしかるべき担当に報告することにしてはどうかということをお打ち合わせで言いましたらば、もうそれはやっていますということなんで、それはそれとしてぜひ今後も続けていただきたいというふうに思うんですね。

それで、さっき、やはり波多野議員の質問、これはあれかな、ごめんなさい、さっきの村上議員でしたかね、ちょっとはっきりしないんですけども、ノートを見ますと、メモを見ますと、住民から情報提供してもらうようにするということでしたね、いろいろな問題についてね。だから、そういうことも大切だと思うんです。ただ、住民からそういう情報をお願いしますと住民の方に聞かけると、中にはちょっとしたことで、どう言ったらいいんですか、ちょっとしたもう何かしなくても間に合うようなことでもちょっとその人が不便と感じたらば情報が来るなんていうことも考えられるんでね、その辺はいろいろやり方は検討してもらいたいんですが、ただやはり今申しましたように、今までのように交通安全協会でしたかね、それと区長さんですかね、そういうところをお願いしているという答弁が今まであったんですが、それだけだとなかなかいろいろなこのカーブミラーの不備もフォローしきれないというふうにも思うんです。そういったことで、いい意味での情報提供者を広く求めるということも必要だというふうに思うんです。その辺の考え方についてはどうですか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 午前中、村上議員にお答えいたしました、既にそういった通報をいただいておりますということをお話をさせていただいております。強風、あるいは通行車両の接触等によっ

て、角度が変わって見えづらくなる場合がカーブミラーはございます。そういった場合、近所の方なりですね、気づいた方、あるいは、お話のありました職員もですね、通りがかりにそういったものがあれば担当のほうに通報してもらっていると、これまで、というところでございます。

また、交通安全会が年に1回ではあるんですけども、カーブミラーの清掃、点検を行っていただいております、ふぐあいがあれば当然担当に通報いただいているというような状況でございます、カーブミラー、当然、交通安全施設でございますので、角度が異なっていると、見えないということであれば交通安全、交通に支障を来しますので、通報いただいた際にはすぐに対応させていただいているというところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、言いましたが、確かにそういうことなんです。カーブミラーの不備というのは交通事故にもつながりますんでね、交通事故でちょっとした車の接触ならまだしも、けがや死亡者が出たなんていうことになると、重大なことですからね、ぜひしっかりした対応をしてもらいたいんです。

それで、1つ、これも打ち合わせのときに話したと思うんですが、役場からあそこの前の道を下って行って、榊原機械のところまで十字路になりますね。あそこのカーブミラーがやっぱり私いつも見にくいなと思ったんです。そしてそれを話したら、総務課長が停止線のところでとまればよく見えますということだったので、停止線のところにとまってみました。そうしたら、確かにカーブミラーはちゃんと見えるんです。ただ、あそこ、停止線からいざ出ていくとなると、ちょっと距離がありますよね。だからやっぱりその間に車が来ちゃうんじゃないかという心配して、私もやっぱりとまっちゃうわけです。

もう一つは、あんな手前に停止線があるから、私も気をつけてその後、前の車を見ていたんです。そうすると、結構やっぱりあの停止線ととまらないんです。十字路の近くまで行ってやっぱり点検しているんですよ、みんなね。だから、そういうことを考えた場合に、あの停止線が後ろにあるということは、あその十字路の形状からしてあんまり前に出せないということもあるかもしれないんですけども、そういうことも含めてやっぱりカーブミラーの検討をしてもらいたいと思うんです。停止線のところで見えたとしても、やっぱりそこが距離があると、どうしてもそこでもう一回とまって、見直すということもあるし、もしかしたら、距離があるからじゃ大丈夫だ、で、すーっと行ったらカーブミラーで見えるか見えないかのところに車がいたら、それでちょっとスピード出したらぶつかっちゃう可能性もあるわけですね。そういうことも含めてカーブミラーの点検整備をしてもらいたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 道路交通法上で一時停止というのは、その場所で停止をしていただくということでございますので、停止線をとまった段階でカーブミラーは見えるように調整をしていくということについては、その変更はできないお話でございます。数年前、もうちょっと前だったかと思うんですけども、群馬県警がスリーストップ作戦というのをやっております、確かにその停止線をとまったのでは直接左右は確認できないというような交差点につきましては、カーブミラーも設置はしてあるんですけども、基本的には停止線をとまり、その後に徐行しながら2段階でとまると、最後、自分の目で確認できるところ、そこで安全を確認した上で直進するなり、右左折をしていただくという作戦を群馬県警がやっておりました。ですので、基本的にも一時停止、とまれの標識は、これは遵守していただくということ以外ないかと思っておりますので、そのところで見えないというところであれば、今申し上げたような、徐行して行って、最終的に目視で確認をしていただいた上で安全を確認して、発進をしていただくということの徹底を、住民の皆様にも呼びかけてまいりたいと思います。

また、停止線の位置でございますが、交差点の形状等によって大分手前にあったり、直前というかですね、ばらつきがあるんですけども、基本的には、大型車両が左折をする、あるいは右折するときに、停車している車両があると曲がり切れないとか、そういったことが考慮されておまして、今お話のありました榊原機械のところは大分後ろのほうに停止線が引かれているんですけども、それを前に出してくれといっても、それはやはりできないというところがございますので、交通法規を守っていただいた上で安全運転をしていただくという、これに尽きるんだろうというふうに思います。よろしく願いいたします。

○13番（早坂 通君） 終わりにします。

○議長（南 千晴君） 以上で、13番早坂通議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開を3時20分といたします。

午後3時3分休憩

午後3時18分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位5番山口宗一議員の一般質問を許可いたします。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 皆様、こんにちは。11番議員の山口宗一でございます。

昨日、9月1日は防災の日で、各地で防災訓練が行われたようです。政府は、首都直下地震が発生したことを想定して訓練をやった、そういう記事が載っておりました。この榛東村においては、自

然災害を受けにくい地域かなとは思いますが、やはりそういったいつ起こるかわからないような自然災害に対しては、十分こういうふうには備えというのは必要かなと、そのように考えております。

きょうは、質問で水についてお話をさせていただきます。皆様もご承知のように、地球上にある水の97%余りは海洋にある海水です。よって、この飲み水としてとか、農業用水とか、工業用水とか、そういった含めた淡水と言われる水は2%余りと。私たちが安全にいただいているこの飲料水というのは0.01ぐらいの量だと、そういうふうに文献に書いてありました。そうなのかなというふうなことなんです、海洋に浮いている氷河とか氷床とか、氷山もこの淡水に入ると、そういうことです。

2つ目は、子どもの生活環境、あるいは教育環境について、向上というんですか、質問させていただきます。

以降、自席に戻り、質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 通告に従い、質問させていただきます。

6月の定例会の全員協議会のときに、上下水道課長の山口課長から経営戦略作成業務概要報告書について詳しい説明があったんですが、もう少し理解を深めたく、きょうは一般質問させていただきます。

この概要報告書の中で、村にここに水道管が付されている、その延長数というんですかね、これが約124キロメートル余りというふうに記載されています。これがデジタル化されているというふうなお話なんです、もうちょっとそのデジタル化の内容についてお話をお聞きします。

○議長（南 千晴君） 山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、山口議員よりただいまご質問のありました124キロの管布設の内容についてご説明をさせていただきます。

現在、上下水道課で管理しております上下水道事業、農業用水、農業集落排水、公共下水と4つの事業で管理している管路につきまして、農業用水以外の管路についてデジタル化した図面の中で、管路の位置を道路上ですね、どこに何が入っているということで管理をさせていただきます。また、その図面上で表記されている管路につきましては、布設年代、管種等を確認できているものについて表記、集計できるような状態となっており、この中で整理されているもの、また、毎年水道につきまして決算統計という業務がございます。その中で毎年毎年更新等を行っている管路の延長について、トータルで約124キロということで、総合計画の中の数字につきましては、その決算統計の数字上の延長を記載させていただきます。

また、地図情報の中では、布設されている管種、例えば塩ビ管であるとか、ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管等の管種につきましても、確認できているものについては同じく表記しているような状況

で設定をしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ただいま、山口課長から説明をいただきました。

それで、124キロの年齢がわかったら教えてもらいたいんですが。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） まず、布設されている管路延長の年代ということでご説明をさせていただきますと思いますが、年代につきましては少し細かい内容になってしまうんですが、水道事業の変遷にもかかわってくることでありますので、あわせてお聞きいただければと思います。

本村の上水道施設につきましては、南部の簡易水道、北部の簡易水道という地域の簡易水道の施設を合併しまして、上水道事業として変更を受けたのが昭和46年になります。その後、第1次、第2次、第3次、第4次と4回の拡張工事を行いまして、今現在の水道事業が実施されております。なお、昭和38年、40年の簡易水道時代の施設につきましても、一部そのまま利用されているものがございます。こういった施設につきましては、設置されている年度等が不明なため、不明管ということで整理をされております。昭和50年代に布設されております管路の延長が約10キロ、また、昭和60年代に布設されているもので約19キロ、平成以降につきましては、87キロの布設がございました。布設延長の昭和50年代につきましては、管の布設から約40年を経過しているものとなっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 今、細かい説明をいただきました。それで、その水道管の材質は何でここに付されているのかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 材質につきましては、さまざまな種類のものがございます。一般家庭の宅内につきましては、最近ですと、ポリエチレン管を使って宅内の配水等が多く設置されております。また、古い年代ですと、宅内については鋼管、鉄管が使われており、赤水が出る等の状況はそういったものが原因の一因となっているかと思われまます。

配水本管、道路上に布設されているものの多くは、硬質塩化ビニル管と言われているものが多くを占めております。また、一部については、口径の大きなものについてはダクタイル鋳鉄管と言われているもの、また、一部ポリエチレン管、橋等に転架されているものについてはステンレス管であると

か、内面のコーティングをされた鋼管等、種々雑多いろんな管種で、水道協会にて認可を受けた管種を利用し、整備を行っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） その材質のそれぞれの耐用年数を教えてください。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 耐用年数につきましては、平成24年に耐用年数の考え方が異なりまして、今現在の耐用年数は、一律で40年ということと言われております。それ以前につきましては、硬質塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管等材質がさまざまではありますが、鋼管等については40年、塩ビ管については25年といったように、材質によって耐用年数は異なったような状況で管理をされてきたということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 先ほど、50年代に付されたものが10キロぐらいあるというお話でしたが、この40年経過した中での材質は何かわかりますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 50年代に布設されております材質につきましては、主に塩化ビニル管、硬質ではなく、通常言われている塩化ビニル管というもので、比較的材質としては安価に設置されるもので、接続についてはTS管という工法でのりづけをしているものです。こういったものが主に50年代前半は利用されております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 40年をこういうふう経過しているということで、いろいろここに漏水とか、決算時に有水率というんですかね、不明になる水が20%前後あるとか、そういうことを説明を伺うんですが、この50年代に付された10キロというのはどこにあって、これから対応するとかという、そういうお考えというのはあるんですか、新しく更新する。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） ただいまご説明をさせていただきました昭和50年代に布設されております経過年数が約40年を経過するものにつきまして、布設の計画等でございますが、今現在布設がえ等を行っているものにつきましては、同じ路線上で漏水等の修理が頻発しているものを中心に、布設がえを行っております。また、その布設がえをする際に、管路の実際の布設年代を見ますと、おおよそ60年前半以前の今で言う40年前後経過するものが多くを占めております。

また、修理を行いますと、その布設時の施工方法、施行状況等もうかがい知ることができるんですが、今と管理の方法は異なり、管を布設した際に碎石等、あとは転石ですね、そういったものがそのまま埋められているといった状況も散見することができます。今現在ですと、防護管ということで、砂を一度巻いて、保護した上で布設をしているんですが、その当時の管理というのがそういった方法での管理でよかったのかもしれませんが、そういった事例での漏水原因等も多発しているのが現状です。そういったものも含めまして、漏水頻発しているところの管種、管口径等を考慮し、布設がえ等の検討、また実施に進めていく形をとっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） それで、この村の水源というのは何か所あるのかわかりますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） はい。本村での水源と言われているものにつきましては、主に広馬場地区にある県央の第一水道からの受水、また、地下水としまして、新幹線の湧水対策でくみ上げております新幹線の地下水ですね、こちらのほうが中心となっております。

また、予備水源として、認可時の水量としましては、隣の高崎市、旧箕郷町にございます榛名白川からの表流水、こちらのほうは予備水源ということで、今現在、実際には受水はしておりませんが、権利としては確保している状態です。また、同じく桃泉にございます10万トンの脇にある幕岩猿渡等の表流水、こちらにつきましても、予備水源ということで権利を有しております。

実際に利用しているものの中心は、県央水道の受水と新幹線の地下水となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） この水質というのは、双方そう変わらないんですか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 水質につきましては、県央第一水道につきましては、もとの原水に

つきましては群馬用水、もとをただせば利根川の水を導水しまして、県央において浄水を行い、飲み水としております。地下水をくみ上げています新幹線の井戸水につきましても、水質調査をし、問題のないものに処理をして、行っております。なお、利根水につきましては、水質は井戸水と全く違いますので、県央水道で飲める水にするための浄化処理をした上で受水をしている状況でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） この地下水なんです、新幹線の工事のときの関係でこのような対応になったのかなと考えられますが、これは例えば大きな地震とか何かがあったときに、固結する心配というのは考えていませんか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） さきの震災等もございましたが、今現在、地下水につきまして水量等の変化等は顕著に見られるものはございません。しかし、水量につきましては、榛名中山トンネル推進協議会ということで、本村を含め5市町村から成る推進協議会の中で新幹線の湧水の流量等について調査を行っており、その中での水量の変化等は、今のところ伺っておりません。ただ、地震等災害が発生した時点での問題につきましては、対応策等は今現在考慮しておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 先ほど、漏水の質問をしたんですが、この漏水ということで村のご担当者がここに対応するというんですか、また、村内外の業者さんが対応するこの年間の件数とその費用というのがわかったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時34分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 近年行われました漏水修理等についてご説明をさせていただきます。

今回、私が昨年度から上下水道課長ということで課長職を拝領し、その中で29年、30年の決算の内容を確認した上での数字ということでご配慮いただければと思います。

29年度におきましては、宅内、または道路上での漏水修理等で確認できているものが約400万円でございます。この中で、道路上で本管と思われるものの修理については、24件行ってございます。全体の修理の約3割が道路上での漏水修理と。あとは、宅内の一次側と言われているメーター器の手前ですね、水道料金まで反映できない部分でのものが81件となっております。

平成30年度におきましては、修理額が約750万となっております。そのうちで、道路上等での修理につきましては27件、全体の28%がそういったものの修理となっております。宅内の修理については94件となっております。

29年と30年を比較しますと、宅内の漏水修理が30年のほうが多いんですが、こちらにつきましては、メーター器交換等をした際に、メーター器ボックスの中で染み出ている等の漏水ですね、こういったものが確認できたものの修理もあわせて行っているため、メーター器交換が多い年についてはそういった部分での修繕が複数ふえてくるといった状況でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 29年が400万、それから、30年が750万円、それと、先ほども質問しました不明水による損傷額というのがわかれば教えてください。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 不明水による損失額ということでお話をさせていただきたいと思いますが、不明水につきましては、単純に立米当たり幾らという金額に換算することが困難でございますので、この場では1日当たり何立米ぐらいの不明水が出るかということでご説明とかえさせていただきます。

30年度の不明水につきましては、トータル年間で48万4,729立米、日量で1,328立米となっております。この数字を考えますと、配水量の約3割弱ですね、こちらのほうが不明水というような数字となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ちょっと金額の計算ができないんですが、それは別としまして、この水道水の安定供給を続けるとして、伊勢崎市は料金の、基本料金なんですけれども、値上げをすると改定案を公表しました。来年ですね、2020年の4月から適用するとのことなんです。榛東村でのこの料金改定というのはお考えありますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 料金改定につきましてはさまざまな要因があり、各自治体、事業者間で異なるものと考えております。なお、本村につきましては、水道料金値上げにつきましては、今のところ経営状況で黒字という決算上はなっておりますので、それを踏まえて考慮した際には、将来的なものとしまして、5年ぐらい先を含めての経営等を推計いたした場合の水量、利用料金、また支出等を加味して、料金改定が必要かどうかの検討になるかと思われまます。その際には、当然、施設等の改修、そういった計画を盛り込んだ上での料金改定となるかと思われまます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 今現在、料金改定は考えていないということです。非常に10年ぐらい古い資料しか入手できなかったんですが、榛東村の場合は県内、あるいは国ですかね、この平均よりも低い料金だ、そういうことは承知しております。それで、伊勢崎市では、先ほどの話の続きになるんですが、老朽化した水道管の更新や耐震化などのため、今後10年間で229億円の投資は必要だと、そういうふうに公表しました。榛東村でのこの投資というのは、どういうふうに考えていますか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 先ほど、山口議員より6月の定例会での経営戦略の説明をというお話をさせていただいておりますが、この中でも向こう10年間の施設更新等の計画で年間1億という数字が1つ示されてございます。これにつきましては、管路の更新、施設内の伝送機器等、そういったもののトータルを延長の中に含めての金額での1億となっております。これにつきましては、単純に更新をするものが1億ということではなくて、修繕をするもの、または、新たに必要となる施設、そういったものも含めての金額となっております。そのため、年間必ず1億を投資する、または更新に扱うといった計画のものではございませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） いただいた資料では、年間で約2億5,000万程度を投資するという事から、10年間でトータルすると26億円ぐらいのこの投資になるわけですが、この中で、先ほどから今問題視している漏水とか不明水とか、そういうことを考えていくと、古いものから早く対応していかないと、やはり常に漏水とか何かで職員の対応というんですか、そういうことが必要になってくると。それに、村の業者の対応というのも必要で、費用も経費もかかってくると、そういうことからすると、やはり先ほどのデジタル化云々ということからすれば、どこの水道管をどういうふうに対応し

たらしいか、更新したらいいかということが推測できますので、そういうことも含めて村が将来のことを考えて水道管の布設をやっていくべきだと、そのように考えているんですが、この戦略の中の年間の2億5,000万は維持管理が主になのかなというふうに想像できるんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 2億5,000万円については、中心となるのは維持管理になるかということでございますが、まさにそのとおりでございます。また中には、管の老朽化に伴う布設がえということで、一部は改築、更新の工事に充てられるものもあるかと思われま。費用対効果、また、当然、事業体として持ち出す金額、または、将来的に負担をいただくために起債を借り入れての事業展開等、事業によっては自主財源のみでは実施できないものもございますので、そういったところを含め、検討しながら更新等の事業を行っていかねばと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 今のところは恐らく何とか対応しているということで、安全な飲料水を私たちがここに受給できるような状態にはあると思うんですが、将来、子どもや孫のことを考えていくと、早目早目にこういう予算化をして対応していくことが重要じゃないかと、そのように考えております。ぜひそういうことで水道水の安全な水がいただけるような方策を考えていってほしいと思います。

それで、2つ目のこの維持管理をするためには、やはりいろいろこの水道事業に秀でたそういう担当者というんですか、ここには専門職というふうに書いたんですが、そういう方がここに常時その席にいるというんですか、水道課にすることが大事じゃないかなと。そうしていかないと、やはりどこにどういった部品が必要で、その工事はどのように対応すればいいかというのは、全て業者任せみたいなことになっちゃうとコストにも影響してくるんじゃないかと思うんで、ここに専門職を置くということは、やはり村がこれからいろいろ維持管理していく中で重要な課題じゃないかと思うんですが、その辺をお聞きします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 確かに、議員のおっしゃるとおり、水道の施設維持管理、安全な飲料水を供給するためには重要なことだと思います。本村では、上水道事業を行う上で1人以上の水道技術管理者を置くとともに、水道事業に従事する職員では、複数年を勤務した職員の中から厚生労働大臣の登録を受けた日本水道協会が実施する水道の管理に関する講習を受講させ、受講の後、水道技

術管理者の育成に当たっております。昨年度におきましても、1名の受講を行っております。受講内容につきましては、研修施設における座学が約1カ月、その後試験を受け、協会で指定された水道事業体、他の自治体になりますが、こちらでの実地研修を1カ月受講し、晴れて水道技術者の登録となっております。

今後においても、水道の職員、水道技術管理者取得はもとより、水道事業に従事する職員について種々の研修や講習を受講させ、職員の資質向上、施設の維持管理並びに安全・安心な水の供給について努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ぜひ（1）も（2）に関しても、これから大事な、生きていく上には必要なこういう飲み水なんで、そういうことを考慮して、進めていただきたいと、そのように考えます。

では、次の質問に移ります。

子どもの生活並びに教育環境の向上についてですが、まず、この質問の内容は生活とか教育とあるんですが、中身に関しては、今、いじめとか、それから不登校とか、また虐待というのが常にテレビや新聞でニュースになっています。その中で、村の状況についてお尋ねします。

1つ目はいじめについてですが、これは上毛新聞に載っていたんで、皆さんももうお読みになった方もおと思うんですけども、県内に住む88歳の女性がいじめをテーマに、いじめ克服体験記「いのち尊し」を自費出版した記事が上毛新聞に紹介されていました。女性によると、毎日のようにいじめや自殺という言葉がニュースで飛び交っています。1人でも大切な命を助けたい一心で本にまとめましたということです。全500部を県内の小学校などに寄贈すると、そういう予定だそうです。夏休み明け前後には、いじめや人間関係の悩みから子どもが自殺する傾向があるようです。女性は何があっても力強く生きてほしい、いじめなどに悩む小学生たちに読んでもらいたいと話していたそうです。

そこで、榛東村の小学校、並びに中学校のいじめの実態についてお聞きします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） いじめの実態ということですが、いじめの具体的な内容については、個人を特定することにつながるおそれがあるため申し上げることはできませんので、そこはご理解をいただければと思っております。

いじめの発生件数についてですけれども、平成30年度において村内でいじめとして認知をして、県に報告している件数は16件ございます。これは月例の報告であるため、同じ事案であっても次の月に解消に至っていない場合には、その月ごとに積算をしているものです。これは被害児童生徒の立場に立って考えているため、例えばごめんなさいと言って、そこで終わりにするという簡単な謝罪をもっ

て安易な解決とはしないようにしようということで、これは榛東村に限らず、今、日本中でそのような取り組みが行われております。

内容としましては、悪口を言われたとか、あるいは、嫌なことをされたとか、仲間外れに遭ったなどの内容がございます。また、本人の訴えでいじめが発覚したこともございますし、ほかの子から情報を得たり、あるいは、教師が日ごろの観察などの中で気づいたりということがございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 今、局長から細かいお話を伺いました。それで、高崎市では、いじめ撲滅への子どもが意見交換をしたそうです。各校が取り組むいじめ防止策で、「SNSからのトラブルが起きているので、使い方に関する講座を開く」といった意見が出たそうですが、榛東村でのこういった情報の関係というんですかね、あるのかないのかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 児童の自発的ないじめ防止のための取り組みというのは、榛東村でも平成25年から行っております。榛東村教育委員会としても、そういう児童の自発的な取り組みを支援するために年に1回、榛東中学校を会場に、いじめ防止子ども会議というものを開催して、榛東中学校の子どもたちが司会進行をしながら、北小学校と南小学校の子どもも入って、また地域の方にも入っていただいて意見交流をして、自分たちのいじめ防止の取り組みについて意見交流したり、さらに力強い推進につなげていく取り組みにするための協議を行っておるところでございます。

また、SNSに限らず、携帯電話であったり、あるいはインターネットの問題であったり、今、非常に子どもの扱い方について心配な点もございますので、そこにつきましては、榛東村教育委員会としても青少年健全育成の取り組みの一環として、学校や家庭、地域に向けた、要は、そういう携帯やインターネットの扱いについての通知を発行しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） いじめについては、その大きな問題になるようなところというのがないようですので、次に、不登校についてお伺いします。

不登校の原因や背景を詳細に把握するため文部科学省は、来年度、欠席が続く小中学生から学校などを介さずに聞き取り調査を行う方針を固めたそうです。不登校の児童生徒が5年連続で増加し、過去最多の14万人を超えている中、いじめや家庭状況などの背景を多面的に探ることで今後の対策につなげるとしています。榛東村における不登校の実態についてお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 不登校についてですが、不登校児童生徒という表現をしたときに、これは文部科学省として年間欠席日数が30日以上の子供生徒で、病気や経済的な理由ではない理由で欠席した児童生徒のことを指します。

榛東村についてですけれども、平成30年度において不登校の児童生徒というのは、村内に10人程度ございます。その子供たちの不登校になったきっかけとしましては、家庭の問題であったり、学校での人間関係の問題であったり、あるいは、理由は定かではないんですが、本人の気力がなくなってしまう、無気力という状況であったりと、本当にこの場合はその子供の子によって多様な理由でそのような状況になっているということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ただいまの10人ということなんですが、もういじめ防止対策推進法に基づき、いじめにより児童生徒が相当の期間の欠席を余儀なくされている疑いがあるとき、学校の設置者または学校が認定するいじめの不登校重大事態に相当する実態がありますかというふうな、そういうことをお聞きしようと思ったんですが、そういう実態は今10人おるというふうな、そういうことよろしいんですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今議員がおっしゃった部分につきましては、いじめを起因とした不登校ということだと思わなければならないけれども、村内でいじめをきっかけとして不登校の児童生徒というのは、この10名の中にはおりません。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 要するに、このいじめの不登校重大事態に相当するものはないというふうなことを考えてよろしいと。わかりました。

次にいきます。次が、児童虐待について質問させていただきます。

県内でことしの上半期、ですから、1月から6月ですが、県警に寄せられた児童虐待の相談件数が223件で、上半期ベースでは過去10年間で最多だったとのこと。児童に暴言を吐いたり、差別的な扱いをしたりする心理的な虐待の相談が大幅にふえたことや、相次ぐ虐待事件で社会的関心が高まり、虐待を疑う近隣住民などからの相談がふえたことが底上げしたとしています。榛東村における虐待の実態をお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 児童虐待についてですけれども、この児童虐待というものについては、教育委員会の管轄している幼稚園、小学校、中学校ということではなく、村全体のこととして今回お答えをさせていただきますので、ゼロ歳からの子どもの数も含めての回答とさせていただきます。

児童虐待の村内の件数についてですが、平成30年度において本村で児童相談所に通告をした児童虐待の件数は、全部で17件ございます。これは、兄弟のうち1人に対する児童虐待であっても、それ以外の兄弟の人数も全て件数に数えて報告しているものでございます。

また、先ほど、議員の説明の中でも心理的虐待というお言葉ございましたが、子どもが暴力を受けていなくても、目の前で自分の親がたたかれる、俗に言うDVを目の前で目撃した子どもも、これは心理的虐待に当たるということになるので、この17件の中には含まれております。ということで、この17件についての内容としましては、子どもが保護者などからの暴力を受けたという案件と、あと、目の前で自分の例えば母親がたたかれるところを目撃したなどの心理的虐待などが含まれております。以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ただいま局長からもお話がありまして、質問の内容は児童になっているので、学校現場でここに親からとか、友達とか、これはいじめのほうなんですけど、そういう虐待を受けている子どもさんというのは、学校の現場は児童虐待を発見しやすい場ではないかと考えております。全ての教員が虐待の発見のポイントや虐待の兆候をつかんだ際の対応の流れを熟知することが被害に遭っている子どもの早期保護の支援につながるのではないかと思います。児童虐待対応リーフレット、「児童虐待から子どもたちを守るために」は、平成25年に作成されたリーフレットはことし2月に改訂し、公立学校などの全教員に配付されましたが、その活用状況について教えてください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 児童虐待の研修につきましては、当然、そのリーフレットも活用しながら毎年開催をしておりますのでございます。最近で申し上げますと、8月23日には、村内教職員の悉皆研修として、高崎健康福祉大学准教授の青柳千春氏を講師に、児童虐待防止に向けた取り組みについて、学校や幼稚園の教職員で研修を深めたところでございます。

議員もおっしゃるとおり、学校や幼稚園の教職員は日常的に子どもと長時間接していることから、子どもの変化に気づきやすい立場にあるのは事実です。子どもが保護者などの様子から児童虐待の可能性を見取ったときは、確信が持てなくても児童相談所に通告することになっており、実際に村内の

児童虐待事案の中には、学校や幼稚園が発見したものもございます。とはいえ、学校も注意をして一生懸命見ているんですけれども、なかなか気づきにくいこともあるので、児童虐待の難しさでもあるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 先生同士がこういうふうに横の連絡とか、縦の連絡とか、やはり学校に来て、子どもの様子がおかしいんじゃないかとか、そういうことで、子どもに家で何かあったのかいとか、そういうことを尋ねることというのはありますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 当然、ございます。子どもの様子だけではなく、例えば親と会ったときのお家の方の様子であったり、あるいは、子どもが周りの子との接し方であったり、いろいろなところで気づきというのはあると思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ぜひいじめの問題とか、それに関わる不登校、あるいは、今の虐待ですか、そういうことが本当に村から少しでも減るように、これは学校現場だけじゃなくて、榛東村に住む親が、地域でやはりなくす方向で考えていくことが大事じゃないかなと、そのように考えています。ぜひそういうことで親御さんとか、それも含めて本当にそういった啓蒙をやっていただければなど、そのように考えております。

次の質問に移ります。

最後の質問なんですが、ことし上半期に県警に寄せられた県内の不審情報、これが330件ということでした。県警は、人通りの少ない道を避けたり、防犯ブザーなど防犯グッズを活用し、不審な人物や車に注意するよう呼びかけているということです。榛東村での不審者情報についてお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 村内で不審者の事案が発生した場合には、学校の子どもたち、まだ学校に学習している場合には即連絡して、帰りの会等で周知をする、また、保護者メール等で注意の喚起を促す等の対応をしております。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 20年ぐらい前のことだと思うんですが、「子ども安全協力の家」ということでプレートをつくったりして、警察から保護者、そういうPTAがここに各そういうようにやっていただけるような家を、協力の募集をかけたというんですかね、そういうことをして、村でも子どもが登校、下校のときに安全なこういう登下校ができるような、そういう対応をしたというふうなものがお話を聞いているんですが、その状況が今どういうふうになっているのかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 「子ども安全協力の家」につきましては、榛東村では平成9年から村内に設置しております。これは、平成9年に神戸連続児童殺傷事件、俗に酒鬼薔薇事件という事件がございましたが、それをきっかけに全国的に設置されるようになったものでございます。

榛東村においては、昨年度は186件、村内の方にご協力をいただいているところでございます。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 186件というお話ですが、これは全村にまたがって186が点在しているということでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 基本的に、子どもたちのよく通る通学路を中心に設置をされております。今年度からこの「子ども安全協力の家」につきましては、榛東村の青少年健全育成連絡協議会、青少健と呼ばれる団体がこの「子ども安全協力の家」の取りまとめにご協力をしてくださっております。青少健につきましては、各区の区長代理さんがこの組織に入っているんですけども、それぞれの区の通学路や、新しく家が建ったところ等々の状況を把握されていらっしゃると思いますので、その中で新しい協力をしてくださる方を募集をしてくださっているという状況です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） それで、その青少健というんですか、区長代理さんが中心になって、これから進めるということなんですが、やはりその進めるに当たって、プレートが必要だということなんです。そのプレートというのは、今、どのぐらいのこういう、お金のかかることなんで、進め方というんですか、予算化をしようとしているのかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） この「子ども安全協力の家」を当初平成9年に立ち上げたと

きに、中心になって取り組んでいただいたのは、3校PTAという組織でございます。榛東中と北小学校と南小学校のPTAで構成される組織だったわけですが、現在はなくなっております。

この当時に作成したプレートが今でも若干備蓄がございます。名前は「子ども安全協力の家」、渋川警察署、榛東村の3校PTAという連名になっております。ことしから新しく青少健がその中心の取りまとめ役をやってくださいましたので、ことしいただいた案の中で新しくプレートをつくり直しているところでございます。また、来年度の当初予算に計上して、プレートの数をそろえていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） そういうつきまといとか、痴漢とか、そういうことに遭わないように、そういう逃げ込めるようなところがあったらいいなと、そのようなことを考えております。ぜひ前向きに検討をお願いできればと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、11番山口宗一議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時9分散会

令和元年第3回

榛東村議会定例会会議録

第2号

9月3日(火)

令和元年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

令和元年9月3日（火曜日）

議事日程 第2号

令和元年9月3日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議案第73号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第82号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第83号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第84号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第85号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第86号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第87号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第88号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美君	2番	善養寺 孝君
3番	蜂 巢 實君	4番	村 上 慎一君
5番	川 田 敏彦君	6番	小野関 治義君
8番	清 水 健一君	10番	小 山 久利君
11番	山 口 宗一君	12番	岸 昭勝君
13番	早 坂 通君	14番	南 千晴君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓君	副 村 長	倉 持 直美君
総 務 課 長	清 村 昌一君	企画財政課長	早 川 弘行君
税 務 課 長	岩 田 彦一君	住民生活課長	村 上 誠君
健康保険課長	安 田 睦君	産業振興課長	狩 野 宏記君
建 設 課 長	久保田 邦夫君	上下水道課長	山 口 誠一君
会 計 課 長	浅 見 英一君	教 育 長	阿佐見 純君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一君	代表監査委員	岩 崎 唯雄君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第3回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅見会計課長。

[会計課長 浅見英一君発言]

○会計課長（浅見英一君） まず初めに、議案書1ページをごらんください。

議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。

本議案は、地方自治法第233条第3号の規定に基づき監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

それでは、決算書3ページをお開きください。

平成30年度榛東村会計別決算総括表です。

一般会計についてご説明いたします。

初めに歳入です。

予算額56億4,614万8,000円に対し決算額55億2,843万8,314円。予算額に対する決算額の比較増減1億1,770万9,686円の減、予算額に対する決算額の比率97.92%。

次に歳出です。

予算額56億4,614万8,000円に対し決算額53億3,954万1,106円。予算額に対する決算額の比較増減3億666万6,894円の減でございます。予算額に対する決算額の比率94.57%。歳入歳出差引額は1億8,889万7,208円です。

次に、決算書5ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額55億2,843万8,314円、2、歳出総額53億3,954万1,106円、3、歳入歳出差引額1億8,889万7,208円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中（2）繰越明許費繰越額3,977万2,000円、計、同額でございます。5、実質収支額1億4,912万5,208円、6については該当ございません。

引き続き、6ページ、7ページをごらんください。

一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計について、7ページ。

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読させていただき、説明とさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較は、比較と略させていただきます。よろしく申し上げます。

まず初めに、1款村税、調定額16億1,254万2,706円、収入済額15億4,979万3,990円、不納欠損額1,034万9,202円、収入未済額5,230万9,514円、比較1,909万3,990円。

2款地方譲与税、調定額7,941万6,000円、収入済額、同額です。比較341万6,000円。

3款利子割交付金、調定額279万2,000円、収入済額、同額です。比較20万8,000円の減でございます。

4款配当割交付金、調定額608万1,000円、収入済額、同額です。比較68万1,000円です。

5款株式等譲渡所得割交付金、調定額509万6,000円、収入済額、同額です。比較159万6,000円。

6款地方消費税交付金、調定額2億5,565万1,000円、収入済額は同額です。比較565万1,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,083万5,580円、収入済額、同額です。比較16万4,420円の減でございます。

8款自動車取得税交付金、調定額2,515万1,000円、収入済額、同額です。比較265万1,000円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額7,000万円、収入済額、同額です。

10款地方特例交付金、調定額1,545万3,000円、収入済額、同額です。

11款地方交付税、調定額13億469万1,000円、収入済額、同額です。比較923万4,000円。

12款交通安全対策特別交付金、調定額175万7,000円、収入済額、同額です。比較7,000円。

13款分担金及び負担金、調定額5,370万3,187円、収入済額4,402万4,404円、収入未済額967万8,787円、比較141万7,600円の減です。

14款使用料及び手数料、調定額5,541万4,230円、収入済額3,573万2,242円、収入未済額1,968万1,988円、比較108万1,242円です。

15款国庫支出金、調定額6億9,812万2,382円、収入済額、同額です。比較1,410万3,618円の減。
続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

16款県支出金、調定額4億1,112万9,121円、収入済額、同額です。比較709万879円の減。

17款財産収入、調定額4,884万7,466円、収入済額3,666万7,617円、収入未済額1,217万9,849円、比較20万8,383円の減でございます。

18款寄附金、調定額2億2,073万6,757円、収入済額、同額です。比較461万757円。

19款繰入金、調定額3億421万3,475円、収入済額、同額です。比較1億2,058万8,525円の減です。

20款繰越金、調定額1億3,329万6,303円、収入済額、同額です。比較303円。

21款諸収入、調定額8,712万8,447円、収入済額8,379万8,447円、収入未済額333万円、比較1,387万5,553円の減になります。

22款村債、調定額1億9,400万円、収入済額、同額です。比較807万5,000円の減。

歳入合計でございますが、予算現額56億4,614万8,000円、調定額56億3,605万7,654円、収入済額55億2,843万8,314円、不納欠損額1,034万9,202円、収入未済額9,727万138円、比較1億1,770万9,686円の減ということでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

ここからは歳出の説明になります。

支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外で数値のある箇所を朗読し、説明とさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較は、比較と略させていただきます。各款の合計を朗読し、説明をさせていただきます。

1款議会費、支出済額9,207万6,420円、不用額405万1,580円、比較、同額です。

2款総務費、支出済額7億3,304万927円、翌年度繰越額277万3,000円、不用額3,051万73円、比較3,328万3,073円。

3款民生費、支出済額19億2,667万9,073円、翌年度繰越額1,389万4,000円、不用額6,056万4,927円、比較7,445万8,927円。

4款衛生費、支出済額3億432万9,041円、不用額1,469万959円、比較、同額です。

5款労働費、支出済額512万4,490円、不用額30万2,510円、比較、同額でございます。

6款農林水産業費、支出済額3億8,902万4,606円、不用額1,474万3,304円、比較、同額です。

7款商工費、支出済額1,250万4,742円、不用額47万5,258円、比較、同額でございます。

8款土木費、支出済額5億4,005万7,716円、翌年度繰越額4,225万3,000円、不用額5,207万7,284円、比較9,433万284円。

9款消防費、支出済額2億4,602万8,080円、不用額476万9,920円、比較、同額でございます。

10款教育費、支出済額6億7,484万3,845円、翌年度繰越額1,242万円、不用額4,528万155円、比較、5,770万155円ということです。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

11款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額でございます。

12款公債費、支出済額4億1,583万2,166円、不用額17万4,834円、比較、同額でございます。

13款諸支出金費、不用額1,000円、比較、同額です。

14款予備費、不用額762万2,000円、比較、同額です。

歳出合計になります。予算現額56億4,614万8,000円、支出済額53億3,954万1,106円、翌年度繰越額7,134万円、不用額2億3,526万6,894円、比較3億666万6,894円です。

なお、14ページから189ページまで歳入歳出決算事項別明細書ということでご確認していただければと思います。

なお、190ページから194ページまで財産に関する調書、195ページは地方債について記載をさせていただきます。説明については省略をさせていただきます。

以上、平成30年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、岩崎代表監査委員より決算審査意見の概要報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 改めて、おはようございます。

監査委員の岩崎唯雄でございます。

意見書の3ページをお開きください。

地方自治法第233条第2項の規定により、榛東村長から審査に付された次の会計にかかわる平成30年度歳入歳出決算について、同法の定めるところにより審査を実施いたしました。平成30年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく太陽光発電事業特別会計について行いました。

審査の期間は、令和元年7月16日から7月25日まで7日間であります。

審査の方法であります。歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて関係職員から直接説明を受けるために聞き取りし、審査を実施しました。

また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても本審査の参考といたしました。

審査の結果であります。審査に付された各会計にかかわる歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は、適正に行われていることを認められました。

次に、一般会計の推移でございます。決算額は歳入額は55億2,800万、歳出が53億3,900万、形式収支で1億8,800万、実質収支で1億4,900万、単年度収支で8,900万のおのおの黒字となっております。

決算収支の状況は以下の表のとおりでございます。

次に歳入でございます。最終予算に対する収入率は97.92%。不納欠損が1,000万、収入未済額が9,700万となっております。前年度と比較すると、収入済額で6億6,800万、不納欠損で1,800万、収

入未済額は1,600万、それぞれ減少しております。

歳入決算の概要は表のとおりであります。

次のページにあります款別歳入決算状況について申し上げます。

まず、村税でございます。調定16億1,200万に対する収入率は96.11%でございます。前年度と比較して3,500万の増加でございます。調定に対する収入率は前年度と比較して2.4ポイント増加しております。

次のページでございます。

収入未済額は5,200万、前年度と比較して2,000万の減少でございます。不納欠損額は1,000万で、前年度と比較して1,800万の減少となっております。

税目別の決算状況は以下の表のとおりでございます。

次に、キの寄附金は、収入済額は2億2,000万で、前年と比較して3億8,400万の減でございます。それから、一番下、コが2つありますね。これは誤りでございますが、村債でございますが、収入済額で1億9,400万、前年と比較して700万の増加でございます。

次に、歳入過大・過小についてでございます。最終予算に対して500万以上の差がある科目について審査を実施しました。額の確定は年度末ということで、補正予算に計上することは困難な事案であることを認められました。

次に、収入未済、滞納整理についてでございます。滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。収入未済額は9,700万で、前年と比較して1,600万の減少でございます。引き続き収入未済の縮減に取り組んでいただきたいと思います。

村税について税務課の収納対策は大きな成果を上げており、その取り組みに対して評価するものがあります。収入未済額のさらなる縮減に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、エネルギー・地域力循環創造事業補助金返還金について本年度から新たに収入未済額が計上されております。収入未済額の解消に取り組んでいただきたい。住宅使用料については、収入未済額の増加幅が年ごとに減少しておりますので、非常に成果が上がっておるんですけども、ぜひこれが減少に転じるように頑張ってくださいと思います。収入未済額の状況はこの表のとおりですが、エネルギーと、それから住宅使用料、この2つが新たに、新たにというか増加している現況はこれでおわかりだと思います。

次に、歳出でございます。支出済額は53億3,900万、執行率は94.57%でございます。前年と比較して支出済額は7億2,300万、不用額は3,800万それぞれ減少しております。

決算概況は表のとおりでございます。款別の歳出決算状況は表のとおりでございます。

この中で、総務費が支出済額は7億7,300万で、前年と比較して4億9,800万減少しております。支出済額が最も大きいこの総務管理費を目別で見ますと、企画費が3億7,100万、財政調整基金が1億円それぞれ減少しております。総務費が減少している要因として、ふるさと納付資金の減少、財政調

整基金の減少などが挙げられると思います。

総務費の項別決算事項と総務管理費の目別決算状況は以下の表のとおりでございます。

それから、ウの民生費でございます。支出済額は19億2,600万で、前年と比較して3,900万増加でございます。項別に見ますと、社会福祉費は4,700万減少、児童福祉費は8,600万増加でございます。

民生費の項別と、それから社会福祉費の目別、児童福祉費の目別の決算状況は、以下の表のとおりでございます。これを参考にさせていただきたいと思います。

次のページのク、土木費、支出済額は5億4,000万、前年と比較して8,500万の増加でございます。このうち道路橋梁費は1億1,300万増加でございます。前年度と比較して、増加の道路橋梁費を目別に見ますと、道路橋梁総務費は1,800万、道路新設改良費は7,100万、橋梁維持費は2,700万、それぞれ増加しておりました。支出増加の要因として特定防衛施設周辺整備交付金事業及び社会資本整備総合交付金、ちょっと言いにくいんですが、交付金事業を実施したことによるものだと思います。

土木費の項別、それから道路橋梁費の目別の決算状況は表のとおりでございます。

次に、コの教育費でございます。支出済額は6億7,400万、前年と比較して2億5,100万の減少でございます。教育総務費は9,600万、幼稚園費は900万、社会教育費は900万、保健体育費は1億4,000万、それぞれ減少しております。

教育費の項別決算状況は表のとおりでございます。

次に、高額不用額でございます。事務事業で節単位250万以上の不用額が生じておるものについて審査をいたしました。額の確定が年度末ということから安全値を考慮したことによるものであって、予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、抽出検査であります。消費的事業は以下の項目を行いました。適切に執行されていることを確認しました。

投資的事業については、以下の件について確認いたしました。いずれの事業も適切に執行されていることを確認しました。

現地踏査、それから物品検査について、以下の項目について行いました。いずれの事業も契約事項は適切に履行されていることを確認しました。

次に、交際費であります。議長、村長、教育長及び農業委員会会長の交際費の執行状況について審査を実施しました。いずれについても適切に管理執行されていることを認められました。

次に、53ページに飛んでいただけますか。よろしいですか。

公有財産の状況について申し上げます。土地及び建物でございます。前年度と比較すると、行政財産は土地が2,852平米の増加、それから建物は109平米の増加でございます。

明細は表のとおりでございます。

物権については温泉源であり、移動はございません。有価証券についても前年と同様でございます。

次に、支出による権利等は前年度と同様でございますが、明細は表のとおりでございます。物品に

については、一般会計において軽貨物自動車1台が減少しております。その他について増減はございません。

次に、基金の状況でございます。当年度における全会計の基金残高が54億3,700万、前年度と比較して6,600万の増加でございます。基金の状況は下記の表のとおりでございます。

次に、村債の状況でございます。当年度末における全会計の村債は68億3,000万でございます。前年度と比較して3億1,500万の減少でございます。当年度は発行額が2億8,070万、償還が5億9,600万でございます。昨年も申し上げましたが、63億8,300万が現在の残でございますが、上水の企業債がこのほか3億3,000万残っておることを頭に入れておいていただきたいと思っております。

次に財政分析でございます。これは普通会計について行うということで、本村においては一般会計、それから住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合計から繰り入れ、繰り出し等の重複するものを除去した数字が普通会計であります。普通会計の決算額は、歳入が56億100万、歳出で54億1,200万、形式収支で1億8,900万、実質収支で1億4,900万、単年度収支で8,900万、それぞれ黒字でございます。

歳入の構成でございますけれども、一般財源と特定財源に分かれておりまして73.31対26.69でございます。昨年に比べて一般財源の比率が少し下がっているという状況でございます。

歳出の構成は、義務的経費が22億7,600万、前年と比較して1億800万の減少。投資的経費が5億7,100万で前年と比較して1億1,000万の減少でございます。

次に、主要財政指標でございますが、財政力指数は0.56%で、前年と比較して0.01ポイント増加、経常収支比率は94.2%で、前年に比べて0.4ポイント減少。実質公債費比率は10%で、前年に比べて1ポイント増加でございます。

財政力指数は1に向かうほどよく、また経常収支比率は一般の町村では75%程度は妥当という数字がございます。指数が下がれば向上ということで、少し向上したということと思っております。

実質公債費比率が10%になったので財政課長さんにお聞きしたところ、去年は9%で35市町村の中で29位でございます。隣の吉岡町が10.5%で32位でございましたが、ことしは、やっぱりその辺に並ぶんでしょうかね。3位ながら、1人当たりの起債の残高は、榛東村は35市町村の中で1位の1億8,400万、一番少ないという意味です。それから、隣の吉岡町は2億500万で3位でございました。そういう意味では、実質公債費比率は両方とも高くなっているんですけども、1人当たりの実際の残高は少ないということでご確認いただけたらと思います。

次、審査意見を申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入で55億2,800万、歳出で53億3,900万、形式収支が1億8,000万、実質収支で1億4,900万。単年度収支で8,900万のおおののとおりでございます。

歳入を見ると、一般会計における歳入決算額の28.03%の割合を占める村税の収入額は15億4,900万、収入率は96.11%、前年と比較して2.41ポイント上昇しております。効果的な徴収、新たな対策に取

り組み収入未済額を減少させ、前年度を上回る収入率を達成した実績は大変評価できるものであります。税務課が実施しているクレーム対応研修も他の手本になると思いますので、他の所属においても課長は可能かどうか検討していただきたいと思います。

一方、住宅使用料及びエネルギー・地域力循環創造事業補助金返還金については、収入済額が発生しております。収入未済額の解消に努めていただきたいと思います。

次に歳出であります。53億3,900万ですが、ふるさと納税について若干金額は昨年29年度までの5割から平成30年度は3割に下がったということで歳入への影響はもちろんですが、歳出にも大きく影響して減少の要因となっております。寄附額も、それから申し込みの件数は減少したものの、事務処理の効率化、広報活動によって寄附単価の向上、経費の削減などが図られております。

村の財政は、今後も厳しい状況は続くものと想定されるため、事業の効果・費用対効果を十分検証の上、効果的かつ効率的な事務事業の執行に努め、より健全な財政運営が図られるように努めていただきたいと思います。

次に、財政指標を見ると財政力指数は0.56で、前年と比較して0.01ポイント上昇、経常収支比率は94.2%、0.4ポイント低下。前年に比べてわずかではありますが、財政の硬直化は緩和している状況でございます。実質公債費比率が10%になったのは、臨時財政対策費の借入れについて借入利率を低く設定して、支払利子総額を抑制するために償還期間をこれまでと比べて短く設定している影響から、単年度の償還額が増加ということの影響だと思われれます。また、公営企業債の償還財源に充てる繰出金も年々増加している。今後も村債の償還は続くために指標の推移に十分注意して健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

ここまで見てきた決算状況、財政状況を勘案すると、当年度において適切な財政運営が行われ、財政状況は健全に維持されていると言えます。しかし、過去5年間の財政指標を比較してみると、前年度と同様に、決して楽観視できる状況でないことを示している。限られた財源の中で地域資源の活用を図って、職員一人一人が常にコスト意識を持って創意工夫に励んで、より効果的で、より効率的な執行に取り組んでいただきたい。

最後となりますが、社会情勢、経済情勢を敏感に感じ取り、その変化を的確に把握しながら、第6次榛東村総合計画が示す村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を実現するために、村民の満足度が高まる施策を数多く展開されることを期待して、審査意見といたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、対象は一般会計のみでございます。また、質疑は1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第61号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第61号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前9時42分休憩

午前9時53分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました決算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に清水健一議員、副委員長に川田敏彦議員が就任いたしました。

ここで就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、決算審査特別委員会委員長、清水健一議員、よろしくをお願いいたします。

8番清水健一議員。

〔決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 改めまして、こんにちは。

ただいま決算委員会の委員長ということで選任されました清水でございます。

平成30年度一般会計決算が効率かつ適正に行われているか審査をしていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、副委員長、川田敏彦議員、よろしくをお願いいたします。

5番川田敏彦議員。

〔決算審査特別委員会副委員長 川田敏彦君登壇〕

○決算審査特別委員会副委員長（川田敏彦君） いやあ、参りましたね。決算がぐちゃぐちゃになっちゃわないように、頭の中がぐちゃぐちゃに……清水委員長についていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくをお願いいたします。

◎日程第2 議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決

算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について説明申し上げます。

議案書は2ページをお願いいたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書197ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額16億708万1,889円、2、歳出総額16億633万5,789円、3、歳入歳出差引額74万6,100円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、198、199ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算減額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款国民健康保険税、調定額4億4,731万8,747円、収入済額3億3,188万111円、不納欠損額1,123万3,606円、収入未済額1億420万5,030円、比較1,126万1,111円。

2 款一部負担金、比較4,000円の減。

3 款使用料及び手数料、調定額7,779円、収入済額、同額です。比較6,779円。

4 款国庫支出金、比較1,000円の減。

5 款療養給付費等交付金、比較1,000円の減。

6 款県支出金、調定額9億9,610万8,577円、収入済額、同額です。比較3,705万4,423円の減。

7 款財産収入、調定額53万716円、収入済額、同額でございます。比較2,284円の減。

8 款繰入金、調定額8,671万4,286円、収入済額、同額です。比較5,313万714円の減です。

9 款繰越金、調定額1億8,328万1,239円、収入済額、同額です。比較1,761円の減。

10 款諸収入、調定額867万5,073円、収入済額855万9,181円。収入未済額11万5,892円、比較149万8,181円。

歳入合計、予算現額16億8,451万1,000円、調定額17億2,263万6,417円、収入済額16億708万1,889円、不納欠損額1,123万3,606円、収入未済額1億432万922円、比較7,742万9,111円の減でございます。

次に、201ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額889万5,553円、不用額296万2,447円、比較、同額です。

2 款保険給付費、支出済額9億6,982万3,329円、不用額4,388万6,671円、比較、同額です。

3 款国民健康保険事業費納付金、支出済額4億2,047万7,365円、不用額313万4,635円、比較、同額です。

4 款財政安定化基金拠出金、不用額1,000円、比較、同額です。

5 款保健事業費、支出済額1,492万9,126円、不用額408万2,874円、比較、同額です。

6 款基金積立金、支出済額1億6,312万2,637円、不用額2,281万6,363円、比較、同額です。

7 款諸支出金、支出済額2,908万7,779円、不用額129万1,221円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額16億8,451万1,000円、支出済額16億633万5,789円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額7,817万5,211円、比較、同額でございます。

次に202ページから222ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、228ページは財産に関する調書を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度国民健康保険特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、22ページをお開きください。

特別会計の決算収支について申し上げます。

特別会計の決算額は、歳入で35億9,900万、歳出35億7,500万でございます。形式収支、実質収支ともに2,400万。単年度収支で2億100万の赤字でございます。前年度と比較すると、歳入決算で4億1,900万、歳出決算で2億1,700万のそれぞれ減少でございます。また、一般会計からの繰入金は6億2,200万となっており、前年と比較して2,100万減少でございます。下の表で一般会計からの繰り入れの状況を見ていただくと、特別会計8会計あるんですが、介護保険と、それから下水の公共農集の数を合わせると4億3,100万、約7割がこの介護と、それから下水関係ということになります。

次に、健康保険特別会計について申し上げます。

決算額は歳入16億700万、歳出で16億600万となっております。形式収支、実質収支ともに74万6,000円。単年度収支で1億8,200万の赤字となっております。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

歳入でございます。収入済額は16億700万、収入率は95.4%でございます。不納欠損は1,100万、収入未済額は1億400万でございます。前年と比較すると、収入済額で3億6,800万、不納欠損で80万7,000、それから収入未済額は4,000万、それぞれ減少しております。

歳入の決算概要は下の表のとおりでございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございますが、当年度から中身は大分変わりました。例えば国庫支出金あるいは前期高齢者交付金あるいは共同事業交付金がなくなって、県の支出金が大幅にふえたという状況でございます。

歳入過大・過少について申し上げます。最終予算で500万以上の差がついたものについて審査をいたしました。額の確定は年度末ということで、補正予算に計上することは困難な事例であることを認められました。

収入未済及び滞納整理についてでございます。滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認しました。収入未済額は4,000万の減少でございます。

次に、一般被保険者返納金については、前年度戻入未済であった額は当年度も入金・収入とならなかったために収入未済額は増加しております。収入未済額の解消に取り組むとともに、さらなる増加することのないよう管理、執行に一層努めていただきたいと思います。収入未済額の状況は表のとおりですが、これは次ページまで続いておりまして、全部減少しておるんですが、最後の一般被保険者返納金だけがプラスとなっております。ぜひ管理、執行に十分努めていただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

支出済額は16億600万、執行率は95.36%です。前年と比較すると、支出済額は1億8,600万、不用額は1億900万、それぞれ減少しております。

歳出決算概況、それから款別の歳出決算状況は以下の表のとおりでございます。

次に、高額不用額でございます。事務事業で節単位、250万円以上の不用額が生じているものについて審査をしております。各月の医療費等の請求金額が明らかになるのは翌々月ということから、安全値を考慮したことによるもので、予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については、一般被保険者高額療養費を確認しました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第62号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

**◎日程第3 議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について**

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書229ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億2,330万4,091円、2、歳出総額は同額でございます。3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、230、231ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額8,663万8,000円、収入済額8,570万2,100円、不納欠損額3万6,200円、収入未済額89万9,700円、比較56万9,900円の減。

3 款繰入金、調定額3,678万4,385円、収入済額、同額です。比較156万2,615円の減。

4 款繰越金、比較1,000円の減。

5 款諸収入、調定額65万5,606円、収入済額、同額です。比較6万1,394円の減。

6 款国庫支出金、調定額16万2,000円、収入済額、同額です。

歳入合計、予算現額1億2,549万9,000円、調定額1億2,423万9,991円、収入済額1億2,330万4,091円、不納欠損額3万6,200円、収入済額89万9,700円、比較219万4,909円の減でございます。

次に、232、233ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額143万2,946円、不用額44万4,054円、比較、同額です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億2,181万6,645円、不用額69万5,355円、比較、同額です。

3 款諸支出金、支出済額5万4,500円、不用額5万5,500円、比較、同額です。

4 款予備費、不用額100万円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億2,549万9,000円、支出済額1億2,330万4,091円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額219万4,909円、比較、同額でございます。

なお、234ページから241ページまでは歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より決算審査意見の概要報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、29ページをお願いいたします。

決算額は、歳入歳出ともに1億2,300万でございます。形式収支、実質収支、単年度収支、いずれもゼロ円となっております。

収入済額は1億2,300万で、収入率は98.25%となっております。不納欠損は3万6,000円、収入未済額は90万でございます。前年度と比較すると、収入済額は514万2,000円、収入未済額は2万5,000円増加、不納欠損は1万5,000円の減少でございます。

歳入の決済概要は表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理についてでございます。滞納整理の実施、関連帳票の管理状況は適切に行われていることを確認いたしました。

歳出でございます。支出済額は1億2,300万、執行率は98.25%で前年に比べますと、支出済額は514万2,000円、不用額は163万6,000円、それぞれ増加でございます。歳出の決算概要、それから款別の決算概要でございます。

抽出検査は、徴収費を見ました。適切に執行されていることを確認しました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第63号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について説明申し上げます。

議案書は4ページをお願いします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書243ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額11億5,730万2,241円、2、歳出総額11億3,420万1,817円、3、歳入歳出差引額2,310万424円、5、実質収支額、同額でございます。

次に、224、225ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款保険料、調定額2億7,899万2,890円、収入済額2億7,296万157円、不納欠損額164万3,425円、収入未済額438万9,308円、比較134万157円。

2 款国庫支出金、調定額2億3,837万3,758円、収入済額、同額です。比較296万3,242円の減。

3 款支払基金交付金、調定額2億8,368万5,106円、収入済額、同額です。比較94万1,894円の減。

4 款県支出金、調定額1億5,707万5,234円、収入済額、同額です。比較828万7,766円の減です。

5 款介護予防支援費、調定額817万1,000円、収入済額、同額です。比較5万円の減です。

6 款財産収入、調定額3万443円、収入済額、同額です。比較2万557円の減です。

7款繰入金、調定額1億5,515万442円、収入済額、同額です。比較2,586万3,558円の減。

8款繰越金、調定額4,141万3,392円、収入済額、同額です。比較392円。

9款諸収入、調定額44万2,709円、収入済額、同額です。比較2万3,291円の減です。

歳入合計、予算現額11億9,411万2,000円、調定額11億6,333万4,974円、収入済額11億5,730万2,241円、不納欠損額164万3,425円、収入未済額438万9,308円、比較3,680万9,759円の減です。

次に、246、247ページをお願いします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額2,028万4,992円、不用額150万4,008円、比較、同額です。

2款保険給付費、支出済額10億764万282円、不用額4,854万1,718円、比較、同額です。

3款地域支援事業費、支出済額6,676万7,148円、不用額908万6,852円、比較、同額です。

4款基金積立金、支出済額3万443円、不用額2万557円、比較、同額です。

5款諸支出金、支出済額3,947万8,952円、不用額3万2,048円、比較、同額です。

6款予備費、不用額72万5,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額11億9,411万2,000円、支出済額11億3,420万1,817円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額5,991万183円、比較、同額でございます。

248ページから275ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、276ページは財産に関する調書を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度介護保険特別会計決算の説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 意見書の32ページをお願いいたします。

決算額は、歳入で11億5,700万、歳出11億3,400万、形式収支、実質収支ともに2,300万円、単年度収支で1,800万円の赤字となっております。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

次に、歳入でございます。収入済額は11億5,700万で収入率は96.92%でございます。不納欠損は164万4,000円、収入未済額は438万9,000円でございます。前年と比較しますと、収入済額は1,135万9,000円、不納欠損で69万8,000円、収入未済で75万5,000円、それぞれ減少でございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

歳入の過大・過少についてでございます。最終予算と500万の差が生じている科目について審査を実施しました。介護給付費負担金については、額の確定が年度末ということでこういうふうになりました。また、基金の繰り入れが行われなかったということで、補正予算に計上することは困難だということで確認いたしました。

収入未済及び滞納整理については、滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。滞納処分の執行停止の実施など、新たな取り組みの成果があらわれており、評価できるものであります。財政の健全化及び負担の公平性の観点からも収入未済の縮減に努めていただきたいと思っております。

歳出についてです。

支出済額は11億3,400万、執行率は94.98%。前年と比較いたしますと、支出済額は695万5,000円の増加、不用額は1,807万8,000円の減少でございます。歳出の決算概要、それから款別の歳出決算概要でございます。

次に、高額不用額でございます。250万以上の不用額について申し上げます。事業の支出額が明らかになるのは、事業を実施した翌々月ということで安全値を考慮したことであり、予算管理は適切に行われているものと確認をいたしました。

抽出検査については、消費的事業、それから投資的事業、物品審査についておのおの実施いたしました。適切に執行されていると確認されました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第64号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

続いて、決算書の277ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,136万4,696円、2、歳出総額1,136万4,696円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額ゼロ円です。

続いて、決算書の278、279ページをごらんください。

歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と歳入済額との比較につきましては、比較と省略させていただきます。

1 款県支出金、調定額9万円、収入済額、同額です。

2 款繰入金、調定額220万円、収入済額198万2,382円、収入未済額21万7,618円、比較31万1,618円の減です。

3 款諸収入、調定額4億4,393万6,705円、収入済額929万2,314円、収入未済額4億3,464万4,391円、比較円の28万2,314円です。

歳入合計です。予算現額1,139万4,000円、調定額4億4,622万6,705円、収入済額1,136万4,696円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4億3,486万2,009円、比較2万9,304円の減でございます。

続いて、280ページ、281ページをごらんください。

歳出になります。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額9万7,567円、不用額2万7,433円、比較、同額です。

2 款公債費、支出済額1,126万7,129円、不用額1,871円、比較、同額です。

歳出合計です。予算現額1,139万4,000円、支出済額1,136万4,696円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額2万9,304円、比較、同額でございます。

なお、282ページから285ページまでが歳入歳出事項別明細書になります。286ページには地方債に関する内容を記載してございますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。
次に、監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。
岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、37ページをお開きください。

決算額は、歳入歳出ともに1,136万5,000円でございます。形式収支、実質収支、単年度収支ともにゼロ円でございます。

歳入でございます。収入未済額は1,136万5,000円で、調定額の4億4,622万7,000円に対して収入率は2.55%ということでございます。収入未済額で4億3,486万2,000円、前年と比較いたしますと、収入済額で165万5,000円減、収入未済額で388万4,000円の増加でございます。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます。

次に、収入未済及び滞納整理について申し上げます。

滞納整理は実施されているものの、主たる歳入である貸付金元利収入は減少しております。おかげで一般会計からの繰入金は増加という状況でございます。収入未済額は年々増加しているということでございます。財政の健全化、こういう負担の公平性の観点からも債権管理を徹底して、現在の徴収体制、収納体制等を再度点検の上、収入未済額の縮減に取り組んでいただきたいと思っております。款別の歳入を見ていただくとわかりますけれども、繰入金は前年に比べて増加しております。諸収入、それから元利金は前年に比べて267万5,000円減少しておるという状況でございます。

歳出は1,100万、執行率は99.75%でございます。款別の歳出決算状況は表のとおりで、歳出の大部分は公債費でございます。先ほど款別の歳入を見ていただきましたけれども、諸収入が元利金の収入でございますので、諸収入では公債費が賄えないという状況でございます。ぜひ少なくとも諸収入で公債費が賄えるように努力を願いたいと思っております。

抽出審査については、一般管理費を見ました。適切に執行されていると確認をいたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第65号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

議案書6ページをごらんください。

地方自治法第233条第6項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

次に、決算書287ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3億8,470万5,461円、2、歳出総額3億8,470万5,461円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額は同額でございます。

次に、288ページ、289ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額2,426万3,760円、収入済額2,239万1,760円、収入未済額187万2,000円、比較291万3,760円の増でございます。

2款使用料及び手数料、調定額5,941万5,306円、収入済額5,690万3,922円、収入未済額251万1,384円、比較155万3,922円の増です。

3款国庫支出金、調定額5,600万円、収入済額、同額です。

4款県支出金、調定額250万円、収入済額、同額。比較10万円の増でございます。

5款繰入金、調定額1億5,853万6,944円、収入済額、同額。比較1,457万5,056円の減です。

6款繰越金、比較1,000円の減です。

7款諸収入、調定額167万2,835円、収入済額、同額。比較4,165円の減です。

8款村債、調定額8,670万円、収入済額、同額。比較300万円の減です。

歳入合計、予算現額3億9,771万8,000円、調定額3億8,908万8,845円、収入済額3億8,470万5,461円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額438万3,384円、比較1,301万2,539円の減です。

次に、290ページ、291ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額720万9,984円、不用額16万6,016円、比較、同額です。

2 款建設費、支出済額1億8,050万2,246円、不用額1,086万1,754円、比較、同額です。

3 款管理費、支出済額3,182万2,120円、不用額198万880円です。比較、同額です。

4 款公債費、支出済額1億6,517万1,111円です。不用額3,889円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額3億9,771万8,000円、支出済額3億8,470万5,461円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1,301万2,539円、比較、同額でございます。

次に、292ページから301ページまでは歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

302ページは財産に関する調書、303ページは地方債目的別残高、地方債借入先残高となっておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、40ページをお開きください。

決算額は、歳入歳出ともに3億8,400万、形式収支、実質収支、単年度収支ともにゼロ円となっております。収入済額は3億8,400万、収入率は96.73%、収入未済額は438万3,000円。前年度と比較いたしますと、収入済額は3,400万の減少、収入未済額は11万7,000円の増加でございます。

歳入の決算概況、款別の決算状況は表のとおりでございます。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。

滞納整理の実施、それから関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。収入未済額は、前年度と比較して11万7,000円の増加でございます。受益者負担金の収入未済額は、前年に続いて減少しております。下水道使用料金の収入未済額については、逆に年々増加している状況でございます。さらに効果的かつ有効な取り組みを実施して、収入未済額の縮減に取り組んでいただきたいと思います。収入未済額の状況は表のとおりでございます。負担金は減少して、使用料は増加しているという状況でございます。

次に、歳出でございます。

支出済額は3億8,400万、執行率は96.73%でございます。前年度に比較して支出済額は3,499万

5,000円の減少、不用額は979万4,000円の増加でございます。

歳出の決算概要、それから款別の歳出決算状況は表のとおりでございます。

高額不用額でございます。事務事業の節単位で250万以上の不用額が生じているものについて審査を行いました。額の確定が年度末ということで、安全値を考慮したものであり、予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、抽出審査でございます。消費的事業、それから投資的事業、現地踏査、以下のとおり行いました。適切に執行管理されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第66号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時5分休憩

午前11時13分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

議案書7ページをごらんください。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書305ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

1、歳入総額1億5,434万5,747円、2、歳出総額1億5,434万5,747円、3、歳入歳出差引額ゼロ円、5、実質収支額同額でございます。

次に、306ページ、307ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円以外の数値のあるものを朗読させていただき、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額265万円、収入済額247万円、収入未済額18万円、比較113万1,000円の減です。

2款使用料及び手数料、調定額3,270万4,260円、収入済額3,209万3,262円、収入未済額61万998円です。比較94万8,262円。

3款繰入金、調定額1億1,754万2,909円、収入済額、同額、比較289万3,091円の減。

4款繰越金、比較1,000円の減。

5款諸収入、調定額223万9,576円、収入済額、同額、比較8万4,576円。

歳入合計、予算現額1億5,733万8,000円、調定額1億5,513万6,745円、収入済額1億5,434万5,747円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額79万998円、比較299万2,253円の減。

次に、308ページ、309ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額1,156万7,791円、不用額34万1,209円、比較、同額です。

2款管理費、支出済額4,035万3,252円、不用額264万8,748円、比較、同額です。

3款公債費、支出済額1億242万4,704円、不用額2,296円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億5,733万8,000円、支出済額1億5,434万5,747円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額299万2,253円、比較、同額でございます。

決算書310ページから317ページまでは歳入歳出決算事項別明細書に関する内容を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。318ページは財産に関する調書、319ページは地方債目的別残高、地方債借入先残高となっております。説明は省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。
次に、監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。
岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、44ページをお開きください。

決算額は、歳入歳出ともに1億5,400万でございます。形式収支、実質収支、単年度収支、いずれもゼロ円でございます。

収入済額は1億5,400万で、収入率は98.10%、収入未済額は79万1,000円となっております。前年度と比べますと、収入済額で470万5,000円の減少、収入未済額は13万1,000円の増加でございます。

歳入の決算概要は表のとおりでございます。

滞納整理の実施、関連帳票の適切な管理、いずれも執行されていることを確認いたしました。収入未済額は前年と比較すると13万1,000円の増加となっております。下水道の使用料については、現年度滞繰ともに増加しております。ぜひ収入未済額の縮減に取り組んでいただきたいと思います。

歳出でございますが、支出済額は1億5,400万、執行率は98.10%でございます。前年と比較すると、支出済額は470万5,000円、不用額は87万1,000円、それぞれ減少でございます。

歳出の決算概要、款別の決算状況は表のとおりでございます。

抽出審査を行いました。消費的事業、それから投資的事業、現地踏査、おのおのを行いました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第67号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第8 議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は8ページ。

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書321ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1億2,863万8,561円、2、歳出総額1億2,832万5,065円、3、歳入歳出差引額31万3,496円、5、実質収支額、同額でございます。

322ページと323ページをごらんください。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款事業収入、調定額6,618万4,800円、収入済額6,283万8,070円、収入未済額334万6,730円、比較10万70円。

2款使用料及び手数料、調定額7,500円、収入済額、同額です。比較500円。

3款繰入金、調定額6,539万7,503円、収入済額、同額です。比較585万2,497円の減。

4款繰越金、調定額9,128円、収入済額、同額です。比較128円。

5款諸収入、調定額38万6,360円、収入済額、同額です。比較1,640円の減。

歳入合計、予算現額1億3,439万2,000円、調定額1億3,198万5,291円、収入済額1億2,863万8,561円、収入未済額334万6,730円、比較575万3,439円の減でございます。

次に、324ページ及び325ページをごらんください。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼロ以外の箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額の比較につきましては、比較と略させていただきます。

1款総務費、支出済額5,535万643円、不用額307万4,357円、比較、同額です。

2款事業費、支出済額7,297万4,422円、不用額178万7,578円、比較、同額です。

3款予備費、不用額120万5,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算現額1億3,439万2,000円、支出済額1億2,832万5,065円、不用額606万6,935円、比較、同額でございます。

なお、326ページから331ページまでが歳入歳出決算の事項別明細書、また332ページが財産に関する

る調書でございます。

以上、平成30年度榛東村学校給食事業特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、48ページをお開きください。

決算額は、歳入1億2,800万、歳出1億2,832万5,000円となっております。形式収支、実質収支ともに31万4,000円、単年度収支は30万5,000円の黒字でございます。

収入済額は1億2,800万、収入率は95.72%、収入未済額は334万7,000円となっております。前年に比べますと、収入済額で303万4,000円、収入未済額で14万8,000円、それぞれ減少となっております。

歳入の決算表は以下のとおりでございます。款別の歳入決算表で目立つのは、繰入金は前年に比べて383万7,000円減少していることかと思えます。

収入未済及び滞納整理についてでございます。滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況に審査を実施したところ、事務は適切に行われていることを確認いたしました。前年度と比較すると、収入未済額は14万8,000円減少でございます。収入未済額については前年度も減少しており、その取り組みは評価するところでございます。今後も継続して対策を進め、収入未済額の縮減に努力をされたいと思えます。

次に、歳出でございます。

支出済額は1億2,800万、執行率は95.49%でございます。前年に比較しまして、支出済額は333万9,000円、不用額は14万6,000円、それぞれ減少でございます。歳出決算の概要と款別の決算状況でございます。

抽出検査は、学校給食センター運営費を確認しました。適切な執行をされていることが確認できました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第68号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案書9ページをごらんください。

議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書333ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3,293万5,780円、2、歳出総額3,257万6,466円、3、歳入歳出差引額35万9,314円、
5、実質収支額、同額でございます。

次に、334、335ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきましては、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との
比較の欄がゼロ以外の数値のある箇所を説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款事業収入、調定額3,178万346円、収入済額、同額。比較18万346円。

2 款財産収入、調定額7,034円、収入済額、同額。比較966円の減。

3 款繰越金、調定額114万8,400円、収入済額、同額。比較600円の減。

4 款諸収入、比較20万円の減。

歳入合計、予算現額3,295万7,000円、調定額3,293万5,780円、収入済額、同額、不納欠損額ゼロ円、
収入未済額ゼロ円、比較2万1,220円の減でございます。

次に、336、337ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の合計につきましては、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄が
ゼロ以外の数値のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款総務費、支出済額2,801万8,734円、不用額1,266円、比較、同額。

2款管理費、支出済額455万7,732円、不用額37万9,268円、比較、同額。

歳出合計、予算現額3,295万7,000円、支出済額3,257万6,466円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額38万534円、比較、同額でございます。

なお、338から341ページまでは歳入歳出決算事項別明細書、342ページが財産に関する調書でございます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度太陽光発電事業特別会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、51ページをお願いいたします。

決算額は、歳入3,293万6,000円、歳出3,257万7,000円で、形式収支、実質収支ともに35万9,000円、単年度収支は78万9,000円の赤字でございます。

収入済額は3,200万、収入率は99.94%でございます。不納欠損、収入未済額はございません。前年に比べますと、収入済額で19万1,000円の増加でございます。

次に、歳出でございます。

決算額は3,257万7,000円、執行率は98.84%、前年度と比べますと、支出済額で98万円の増加、不用額は193万1,000円の減少でございます。

歳出の決算概要、それから款別の決算状況は表のとおりでございます。

抽出審査は、維持管理費を行いました。適切な執行をされていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第69号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書10ページをごらんください。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

決算書343ページをお願いいたします。

1、概況について説明いたします。

（1）総括的事項につきましては、記載のとおりでございます。

（2）予算及び決算に係る議会議決等の事項は、表のとおりでございます。

次に、2、業務でございます。

（1）業務内容の主なものにつきましては、給水人口が1万4,611人、給水件数が5,695件、新規加入件数68件、総有収水量164万9,518立方メートル、有収率につきましては77.3%でございます。

なお、この数値につきましては、平成31年3月31日現在のものでございます。

次に、（2）事業収支、損益に関する事項につきましては、経常利益3,322万4,183円、特別損失5,400円、当期純利益は3,321万8,783円でございます。

344ページをごらんください。

（3）一時借入金につきましては、当年度借入れはございません。

（4）議会の議決を経なければ流用のできない経費につきましては、流用はございませんでした。

（5）棚卸資産の購入に関する事項につきましては、執行額477万2,682円でございます。主に量水器の購入費でございます。

（6）その他の事項につきまして、高額なものにつきましてご説明いたします。

消火栓維持管理費収益180万1,000円、他会計負担金144万1,800円。144万1,800円につきましては、30年度に策定いたしました経営戦略策定業務に係る委託費について交付税の相当額を一般会計より負担いただいたものでございます。

345ページをお願いいたします。

3、企業債の概要でございます。本年度償還額2,824万3,391円、本年度末残高3億3,090万8,739円でございます。

4、30年度榛東村上水道事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。款の合計について朗読させていただきます。

1款水道事業収益、予算額の合計3億1,325万1,000円、決算額3億1,102万5,298円、予算に比べ決

算額の増減222万5,702円の減でございます。備考欄の仮受消費税相当額は1,894万4,620円でございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用、予算額の合計2億8,234万5,000円、決算額2億7,587万8,143円、不用額646万6,857円です。備考欄の仮払い消費税相当額につきましては937万4,127円でございます。

346ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。款の合計について朗読させていただきます。

1 款資本的収入、予算額の合計ゼロ円、決算額ゼロ円、備考欄の仮受消費税相当額もゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出、予算額の合計5,186万9,000円、決算額4,999万3,008円、翌年度繰越額144万2,000円、不用額43万3,992円でございます。備考欄の仮払い消費税相当額は157万4,840円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,999万3,008円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額157万4,840円及び過年度分損益勘定留保資金4,841万8,168円で補填をしております。

347ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村上水道事業損益計算書でございます。

下段から3行目の当年度純利益は3,321万8,783円の黒字となっております。前年度繰越利益剰余金631万3,655円を合わせた当年度末未処分利益剰余金は3,953万2,438円となっております。

348、349ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村上水道事業剰余金の計算書でございます。説明は省略をさせていただきます。

350ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、下段の資産合計33億7,957万7,872円でございます。

右側351ページをお願いいたします。

負債の部につきましては、下段の負債額合計17億6,193万499円でございます。

352ページをお願いいたします。

資本の部でございます。下段、負債資本合計額33億7,957万7,872円となっております。

353、354ページは、重要な会計方針に係る事項に関する注記の事項でございます。

355ページは平成30年度榛東村上水道事業キャッシュフロー計算書、356、357ページは平成30年度榛東村上水道事業収益費用明細書でございます。358ページ、359ページは同じく上水道事業の資本的収支明細書でございます。360ページ、361ページは企業債の明細書となっております。362ページにつきましては、固定資産明細書となっております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、平成30年度榛東村上水道事業会計決算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、73ページをお開きください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、榛東村長から審査に付された平成30年度榛東村上水道事業会計決算について、同法の定めるところにより審査を実施いたしました。

審査の期間、令和元年7月22日であります。

審査の方法については、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成され、計数に誤りがないかを確認し、また予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて関係職員から直接説明を受けるとともに、聞き取りをして審査を行いました。審査に当たっては、その事業は経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されていたかについて特に意を用いて行いました。例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても本審査の参考といたしました。

審査の結果でございます。決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成をされており、当年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

業務の概要について申し上げます。当年度における給水人口は1万4,611人で、前年と比較して39人の減、給水件数は5,695件で、前年と比較して55件の増、総配水量は213万4,000立法メートル、前年と比較して8,423立方、総有収水量は164万9,000立方、前年と比較して5,124立方の増加でございます。また、有収率は77.29%で、前年と比較して0.06ポイント減少となっております。

次に、業務概要の表がございまして、ここで見ていただきたいのは、総配水量は213万、総有収水量は164万9,000ということで、48万5,000立法メートルが不明水というか、要するにお金が取れない水でございます。ちなみにこの表の一番右側、26年度の有収総配水量は198万7,000、有収水量は161万4,000で、不明水は37万3,000立方でございました。この5年間で11万立法メートルの不明水が発生しているということでございます。

次に、施設整備状況を確認しました。当年度における主な事業で浄水場緊急時排水設備工事について所内審査及び現地踏査を実施、予算及び関連事務が適切に執行されていること、及び契約事項が適切に履行されていることを確認いたしました。

次に、予算執行状況でございます。収益的収入及び支出でございます。

決算額は3億1,000万、予算に対して収入率は99.29%、収益的支出の決算額は2億7,500万、執行率は97.71%です。前年と比較して、収入全体で731万3,000円の減、支出全体で876万8,000円の増加でございます。

次に、78ページをごらんください。

経営成績の概要でございます。総収益は2億9,208万1,000円、前年と比較して713万7,000円の減少でございます。このうち営業収益は2億3,183万2,000円で総収益の79.37%を占めており、前年と比較して203万9,000円の増加でございます。総費用は2億5,886万2,000円、前年と比較して858万6,000円の増加でございます。このうち営業費用は2億5,128万8,000円で総費用の97.07%でございます。前年と比較して1,251万5,000円の増加でございます。総収益から総費用を差し引いた金額は正数というかプラスであり、その差3,321万9,000円が当期の純利益でございます。当年及び前年の損益計算書は次のページでございます。

次に、営業収益及び営業費用について申し上げます。営業収益は2億3,183万2,000円で、前年に比べて203万8,000円増加、営業費用は2億5,128万8,000円で、前年と比較して1,251万4,000円の増加でございます。これは、配水及び給水における委託料及び修繕費が増加したことが主な原因でございます。なお、受水費、それから職員給与、減価償却、5年間の表を掲載してございます。ご確認ください。

次に、営業外収益及び営業外費用についてでございます。

営業外収益は6,024万9,000円で、前年と比較して917万6,000円減少でございます。営業外費用は756万9,000円で、前年と比較して62万5,000円の減少となっております。これは支払利息の減少によるものかと思われます。特別損失は5,000円、これは不納欠損でございます。

剰余金の計算でございます。当年度の純益3,321万9,000円に前年度繰越利益金631万3,000円を加えて3,953万2,000円となりました。

次に、85ページの経営指標等をごらんください。

経営指標等については、前年度と比較して向上していると思われま。

また、企業債の現況について申し上げます。

当年度の発行はございません。償還額は2,824万3,000円となっており、当年度における未償還残高は3億3,090万8,000円となっております。

水道料金に係る未収金の状況でございます。

本年度の未収金は2,738万5,000円で、前年度と比較して945万2,000円増加しております。

次に、審査意見を申し述べたいと思います。経営成績を見ますと、当年度の総収益は2億9,208万1,000円、総費用は2億5,886万2,000円で、前年度と比較して総収益が713万7,000円の減少でございます。総費用は792万7,000円の増加となっております。純益については3,321万9,000円で、前年度と比較して1,572万4,000円の減少でございます。

水道料金の未収金が前年度と比較して増加している原因として、平成30年度末は週末だったために、3月分の口座振替分の水道料金の収納は当年度を越えたことによるものでございます。滞納繰越金の未収金分は増加しており、収納への一層の取り組みを欠かせないものと考えます。水道料金の収入は

水道事業収益の根幹でございます。効果的な滞納整理、停水執行も含めた収納対策を実施して、未収金の縮減に努めていただきたいと思います。

当年度の有収率は77.29%、前年度に比べて0.06ポイント低下しております。過去5年間見ても、平成26年を最後に80%を超えることができていない要因として、施設の老朽化による漏水及び不明水であると思われませんが、全国と同規模団体平均は80.99%です。本村の現状は乖離している憂慮すべき数値であるということ強く認識して、水道水はより有益に活用されるよう有収率向上の対策を早急に講じていただきたいと思います。投資的事業については、老朽化に伴う施設改修及び配水管の布設替え事業を今後も継続して実施していくことが想定されます。これらの事業の実施に当たっては、多額の費用を要することから、計画的かつ効果的な事業実施と効率的な企業経営が一層求められます。地方公営企業等の改正により新たな基準が適用となった新基準は、公営企業として独立採算による経営の健全化、収益の確保及び経費の節減に常に努めながら今後の経営に当たっていただきたいと思います。

上水道は生活に欠くことのできない極めて重要なライフラインであることから、常に安全で安定した施設の管理・運営が必要であります。先を見据えた水道技術管理の継承及び人材育成に取り組んでいただきたいと思います。平成30年度の水道法改正など、水道事業を取り巻く状況を、変化を十分に認識し、職員一人一人が組織の目標に対して共通認識を持ちながら、今後も安心、安全かつ良質な水道水が安定供給されることを望んで審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第70号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

午後0時3分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。

議案書11ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、平成30年度榛東村上水道事業会計の剰余金3,953万2,438円を建設改良積立金の積み立てとして処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書12ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村上水道事業剰余金処分計算書でございます。

朗読を持って説明とさせていただきます。

当年度末残高、建設改良積立金1億83万2,570円、未処分利益剰余金3,953万2,438円。議会の議決により処分額として建設改良積立金へ3,953万2,438円、未処分利益剰余金3,953万2,438円の減。処分後の残高、建設改良積立金1億4,036万5,008円、繰越利益剰余金ゼロ円とするものでございます。

以上で、議案第71号の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定します。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第71号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第12 議案第73号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第73号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第73号について説明申し上げます。

議案書につきましては、24ページでございます。

説明は、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の4ページをお願いします。

まず、趣旨、目的でございます。福祉医療費に係る対象年齢を拡大することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるむらづくりを実現し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図ることを目的とするものでございます。

改正の概要ですが、まず、第1条関係としまして、現在の15歳までの子どもに該当する者のうち、自立支援医療の精神障害通院医療の区分に該当する者は子どもの区分を優先する。第2条関係としまして、子どもの対象年齢を拡大するため、15歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までを追加するものです。

5ページの新旧対照表をごらんください。

第3条の第7号として、年齢を18歳までに引き上げるというところを追加することと、あわせてその要件としまして、ア、父母またはこれに準ずる者に扶養されていること、イ、婚姻したことがないこと、この2点を満たしていることを追加するものでございます。

4ページに戻っていただきまして、附則関係でございます。

公布の日から施行するものとする。ただし、第2条関係の18歳まで拡大する関係につきましては、令和2年4月1日から施行するものです。

予算措置としましては、令和元年度一般会計補正予算（第2号）に、対象者拡大のためのシステム改修費等の必要経費を計上してございます。

以上で、議案第73号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第73号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第82号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第82号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小池賢一君発言]

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第82号について説明いたします。

議案書は44ページから、議案参考資料は31ページからでございます。

それでは、議案参考資料32ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

改正の概要といたしましては、子ども・子育て支援法の一部が改正され、10月から幼児教育無償化が始まることに伴い条例の名称を変更するとともに、榛東村立幼稚園における一時預かり保育の保育料を定めるものでございます。

議案書46ページ、附則でございますけれども、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

また、経過措置についてですが、この条例の施行日以降に行った保育に係る保育料について適用し、施行日以前に行った保育に係る保育料については従前どおりとします。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第82号 榛東村立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決

することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第83号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第83号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） では、議案第83号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書は47ページ、ごらんください。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1億7,668万4,000円を加え、総額を58億2,800万7,000円とするものであります。

また、第2条におきまして、地方債の補正をお願いするものであります。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入におきましては、前年度繰越金の額の確定及び地方交付税、地方特例交付金等の交付額の確定に伴います増減などがございます。

歳出におきましては、中学校講堂の安全対策や、来年度から行う予定の福祉医療費受給者拡大に係る準備経費、前年度繰越金に係る減債基金への積立金の増額などをお願いするものでございます。

議案書52ページ、お願いいたします。

第2表地方債補正。まず、追加といたしまして、中学校講堂の安全対策に係る事業の財源といたすため、学校教育施設等整備事業債6,230万円を新たに追加し、臨時財政対策債の借り入れ限度額の確定を受けての補正といたしまして、借り入れ限度額を1億7,000万円から1億6,353万1,000円に変更するものでございます。

続いて、議案参考資料の37ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。主だったものを説明いたします。

11款1項1目地方特例交付金、個人住民税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金及び1枠飛ばしていただきまして、12款1項1目地方交付税、これらの増減につきましては、地方交付税等の額の確定または確定通知に、それぞれの確定通知に伴います補正でございます。

その下ですが、16款1項1目民生費国庫負担金、介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金265万7,000円、次のページに移っていただきまして下から2段目です、17款1項2目民生費県負担金、介護保険低所得者保険料軽減県費負担金132万8,000円、これは、介護保険事業におきまして低所得者の保険料を軽減するための国と県からの負担金で、一般会計で収入いたしまして、村負担分と合わせまして特会へ繰り出すものでございます。

同じく38ページ、16款2項7目教育費国庫補助金3,464万3,000円は、中学校講堂の安全対策のための工事に係る国庫補助金でございます。

次のページ、39ページにお移りください。

18款1項1目財産貸し付け収入700万円の減は、6月の議会で可決いただきました民事調停の和解の受諾について、7月10日に和解が成立いたしましたので、貸し付け収入を減額しております。

続いて、40ページ、お願いいたします。

21款1項1目繰越金6,912万5,000円は、30年度からの繰越金が確定したことによるものでございます。

41ページ、23款村債、村債の補正につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債の借り入れ限度額が確定したことによる補正と、中学校講堂の安全対策に係る事業に充てる学校教育施設等整備事業債でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

42ページ、お願いいたします。

2款1項3目財産管理費、25節積立金3,456万3,000円の増額につきましては、決算剰余金の2分の1の額を積み立てるということしておりますが、繰越金が当初の見込より多かったため、減債基金積立金を増額するものでございます。

同じく9目交通安全対策費30万円、続いて47ページに移っていただきまして3款1項1目社会福祉総務費、14節使用料及び賃借料60万円、これらにつきましては、高齢者運転免許返納時における支援内容としてバスカードと福祉タクシー券を加えるものでございます。

同じく3款1項4目福祉医療費242万9,000円は、来年度に予定しております福祉医療費受給者の拡大に係ります準備のための経費でございます。

続いて、51ページ、お願いいたします。

10款3項3目学校建設費1億393万円は、中学校講堂の安全対策に係る工事を行うものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時16分休憩

午後1時18分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 39ページの歳入です。

18款の財産収入で700万の減額があるわけですが、これ先ほど財政課長が説明したように、霞山カントリーの貸し付け料ということで、和解をしたと、そういうご答弁、お話がありました。

今後、霞山カントリーの経営状況が判明したときには、増額する余地というのはあるのかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時19分休憩

午後1時19分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 霞山カントリーとの賃借料、こちらの賃借料の関係につきましては、前回の議会でも少し説明させていただいたんですが、経営状況等ではなく、土地の価値、使用目的その他で賃借料というのを決定されておりますので、今後、土地の価値等が上がれば増額の可能性等がありますが、経営状況等ではないと思われま。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 6月のこの定例会のときに、村上議員のほうからも、値下げをこういうふうに要求していることに対して、これは村の財産を減額するわけですから、やはり経営の状態もここに加味、考慮して決めることが大事なことではないかと質問をあったと思っているんですけども、その辺がこういうふうに考慮なくやられたということは、ちょっと残念だなというふうな、そういうことから質問させてもらっているんですが、今、早川財政課長のお話ですと、土地の評価額というだけでこういうふうに決めたということは、ちょっといかがなものかなと思って質問させてもらっているんですが、やはり経営状態というのを考慮するというのも大事なこういう算定の基準になるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時21分休憩

午後1時22分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ちょっと何度も申し上げさせていただきますけれども、土地の価値とか利用目的、その辺でやっていますので、民民といいますか、相対の契約でやっていますので、こちらの、経営状況が、霞山の経営状況がよくなったということでこちらが申し出たとしても、向こうのほうは、霞山側のほうにつきましては、あくまで賃借料は土地の価値というか使用目的、この辺で、今回も裁判所、第三者のほうの判断といいますか調停案というのも出されていますので、そのとおりに行くかと思えます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

4 番村上慎一議員。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） この問題は、1年前に村長が初めて調停案をという話を説明していただいたとき、たしか村長の言葉では四季報、当然、経営状況を見ないと、前にも述べましたように経営が苦しいから値下げをしてほしいという原因になると思うんです。どんどんもうかっていて、土地の評価額だけで調停を申し込むというのはなかなか考えられません。それなので、私は1年前に、村長は四季報といいましたけれども、この榛東村も商工リサーチがたしか年で契約をしてお金を払っていると思いますので、そういうところを使えば霞山カントリーの今現在、ここ数年の経営状況というのは、調査に生かせるかどうかは別として、大まか判明するところだと思うんです。

この中にも何人か参加されたと思いますけれども、以前、区の、区対抗ゴルフ大会というのがありまして、そこ私も参加して、回りの回ったメンバーの人が、カートコースの非常に整備が悪い、どうもカートのぶつかった後が何回も見える、ティーグラウンドの整備が悪い、皆さん、榛東村の方、ほかの方が言うには、どうも金もうけだけで整備だとかそういうことにお金を使わないんじゃないかという意見をされている方がいっぱいいました。

それで、企画財政課長の説明でいくと、調停の内容でいくと3年後にもまた見直しということが記載されているということなんですけれども、山口議員と同じ意見で、ぜひ経営の内容というのはこれ把握しないと、単純にまた3年後に見直しがあったときには、多分、今のいろんな情勢を見て、あの土地が評価額がアップされるということは基本的にはないんだと思います。となったときには、3年後にはまた調停内容、記載がどうされているかは全部見ていないのでわかりませんが、単純に

評価額が下がったから3年前と同じように値引きをしてくださないと、そういう結論にもうなってしまうということがありますので、それはもうすごい危惧されることなんですけれども。

あと、以前も何度も値引きはされているんですけども、以前、あのゴルフ場は民事再生、簡単に言えば破産ですよね、そのときにおいても、当時の村長が1万四千何がしの貴重な財源だとして、民事再生になった時点でも値引きに応じなかったという事実が多分あると思います。

これ、やはり貴重な村の財源、700万というのはすごい大きな金額だと思いますので、ぜひ3年後の見直しのときに、今、企画財政課長が言ったように、土地の評価額が基本だということだけでなく、もし今回の調停の案に記載されていないのであれば、これは前橋地裁のほうにまた追加で申し込むか何かしていただいて、ぜひそのときの経営状況というのは十分に把握をされて、山口議員が言われたように、もしかしたら値上げも含めた検討が行えないと、これ1万四千何がしの村民の財産、皆さん貴重に使うために今、決算でいろいろ審議されているわけですから、これは十分考慮されて進んでいただければと思いますけれども、村長、どうでしょうか。次の3年後には、評価額だけでなく、ぜひ経営状況というのも十分勘案されて交渉に臨んでいただきたいと思うんですけども、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、村上議員がおっしゃったとおり、経営内容とかそういうものも加味すべきというようなことと、民事再生法のときにそれも下げなかったというような話がありました。

私はたしか、民事再生法は、今の経営者というのは全然関係ないことだと思っております。前経営者とかそういうものが、その民事再生法……。民事再生法になっていないと思う。

〔「ちょっと休憩でいいですか」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、大分前の話だと思うんですけども、私のほうの記憶違いでございました。勝手に値切っちゃったというような、確かに今、思い出したんですけども、そのときに貸したのが三千何百万ですか、3,500万ぐらいで貸したと思うんですけども、たしかそのとき私も、これと下げろとかそういう問題については、全然関係ないということで拒否した覚えがあります。

それのときに、民間の土地がありますので、そちらのほうから攻めてきて、たしか相手は、その民間の人も、民間のほうの貸している金額、それを下げないで役場で貸している金額を下げたどうかにか面倒見ろというような圧力をもらったような私も覚えております。しかし、村のほうとしては、これはあくまでも契約の中でやったので、下げることはしないという結論でずっと来ていたところがございます。その後においていろんな経緯があって、たしか500万とかいうようなものがある、このような経緯を、下がってしまったと。

だから、我々のほうも、今回の裁判になったときも、我々のほうは拒否するというのでずっとやっていたんですけども、裁判所のほうから仲裁の形で、今回のこのような数字が裁判所のほうから出てきたと。それに対して前回に皆さんにお諮りして、これについてどうするかと、仲裁裁定が出たわけですから、これに従うかどうかを前回のときに諮ったところがございます。

今後、経営とかそういうものより、今、出たのが仲裁裁定の中で、裁定の中で、そういう資産としての資産価値、それらを勘案した裁定が出ておりますので、今の会社の経営の状況というものが、裁定の中にも含まれていないということはありますので、ちょっと難しいかなと。経営がいいから、悪いからという、これはそのときにまた経営が何年も黒字でやっているのに下げる、次出てきたときに、下げることはないでしょうということはあるかもしれませんが、難しいかなとは思っております。

我々のほうも、これを下げたいということで、これを下げることによって逆に民間のほうも、村も認めているんだからということが、それも出てくるおそれもありますので、今現在、それも民間の人にそういうことで、半分とかそういうところで相当判こを押してしてしまった民間の人もおります。そういうことが、村が誘導するようなことはやりたくないというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

村上議員、よろしいですか。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。反対討論を行います。

村の決め方には納得いきませんので、この700万の減額に反対し、反対討論とします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） この議案に対して賛成の立場で討論いたします。

村も相当努力していただきまして、当初は交渉に応じないということでやっただきました。最初の当初の霞山カントリーの要望より半額減額という大きなものにならなくて、700万ということで裁判所の和解ということで、妥当だと思い、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 反対討論をします。

先ほどの村長の説明からあったように、裁判所の調停額にのっとり額を決めたということなんですけれども、やはり経営状況等々を勘案しないで、裁判所というのはすごい多忙でして、できればいきなり示談しろというのが裁判所です。それを今回、多分4回ぐらいで裁判所の進める金額に応じたからというんですけれども、これ通常、民間では到底考えられない行為だと思います。やはり、いろんな方面から執行側の、何度も言いますように、これ1万四千何がしの暮らしに直結する予算のことですから、単純に裁判所が進めてくれたから、決めてくれたからじゃなくて、最善の努力をした結果がこれだということには、私も山口議員と同じように、ちょっと到底その思慮にはなりませんので、反対討論とします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 私は、賛成の立場で討論を行います。

執行のほうから説明もありましたけれども、裁判所の調停ですか、最初は拒んでいた、執行のほう、行政のほう、裁判の調停はしたくない、やりたくないということで拒んで減額を拒否していた。こういったことから裁判所が調停案ということで、今回の700万減額ということが案として出てきたわけです。執行のほうは、行政は真摯に調停案を受けとめ、減額をということでしたわけなんですけれども、村長が申しました土地評価額、これを基本にやっっていて、ゴルフ場の経営がよくなったから賃借料を増額してくれ、こういったことはなかなか経営者に対して言えないというか、ことだと思います。村としては、これ以上減額をさせない、こういった立場で対処していただきたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） この補正に、私もちょっと反対の立場です。

これは、賛成したい内容もいっぱいあって、史跡の調査に行く予算がついているとか、そういうのもあります。

しかし、今回のいろんな話を聞いていて、この700万円の減額に応じちゃったというのが、やっぱり私はもうちょっと踏ん張ってほしかったと思います。調停で和解案が出たというのものもあるかと思うんですけども、やっぱり村の収入、大きな700万と、大きな額です。

これは、私もたまたまなんですけれども、議会だよりのやつこの間見ていたら、やっぱり当時の一倉村長のときに、やっぱり同じようなこういう内容があって、そのときに減額に応じなかったというのがあったんです。数百万ぐらいだったんだと思うんですけども、その理由が、1万4,000の村民の財産を守らなければならないと、これは簡単に応ずるわけにはいかないんだと、こういう答弁だったんです。

この間のいろいろ皆さんの答えを聞いていて、例えば財政課が滞納者に話に行くわけです。課長の話で、それはもう本当に大変なところに行って、苦勞して、そして分納するにはどういうふうにするんだとか、そちらはどういうふうに払えるのかというのを、もう本当に汗をかいて滞納者のところに行っているわけですね。それで、何万とかというのを少しずつとってきて、それで村の村税の収納率を高める努力を一生懸命しているんだと思うんです。そういうのを見ると、ここでポンと700万を、それは一生懸命やったというのはあるんですけども、やっぱりもうちょっと踏ん張ってほしかったなというのがあります。そういうのがありますので、これには反対です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

2番善養寺孝議員。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 賛成討論を行います。

やっぱり調停して決めた値段で、やっぱり村から、今ゴルフ場というのはみんなやめちゃって太陽光とかにしているところが多いので、やっぱり1つでも、村に1個残してもらって、村の活性化じゃないんですけども、村のゴルフ人口をふやしてもらいたいと思いますので、賛成討論を行います。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第83号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成7人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第84号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第84号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第84号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は53ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万5,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,199万1,000円とするものです。

今回の補正は、前年度繰越金の額の確定による補正でございます。

続きまして、議案参考資料の58ページをお願いします。

主要事項について説明申し上げます。

初めに、歳入です。

8款1項繰越金、補正額74万5,000円は前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出です。

6款1項基金積立金、補正額74万5,000円は、前年度繰越金を基金に積み立てるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第84号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第85号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第85号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） では、議案第85号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書は56ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,651万5,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,155万5,000円とするものです。

議案参考資料63ページをお願いします。

今回の補正の主なものは、低所得者の第1号保険料軽減強化に係る対応による補正と、平成30年度事業確定による補正でございます。

主要事項として、初めに歳入について説明いたします。

1款1項介護保険料374万8,000円の減は、低所得者の第1号保険料軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料を軽減するものでございます。

3款1項支払基金交付金183万2,000円は、前年度実績確定に基づく追加交付でございます。

7款1項一般会計繰入金532万円は、主に第1号保険料軽減強化によります国・県、村の負担金が増額されて、一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

8款1項繰越金2,309万9,000円は、前年度決算確定に伴うものでございます。

次に、歳出です。

4款1項基金積立金1,338万8,000円は、前年度繰越金から今回補正する額を減じた額を基金に積み

立てるものでございます。

5款1項償還金及び還付金1,310万4,000円は、前年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金、支払基金交付金の額確定に伴う精算を行うもので、超過交付されていたものを返還するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第85号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第86号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第86号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第86号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では平成30年度公共下水道事業特別会計に係る消費税の確定に伴い納税となることから、事業費として不足する額を一般会計より繰り入れるための歳入補正並びに消費税納付となったことから不足する歳出予算について補正を行うものでございます。

議案書59ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万4,000円を加え、補正後の総額をそれぞれ4億8,030万8,000円とするものでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料の71ページをお願いいたします。

主要事項でございます。

歳入予算としまして、5款1項一般会計繰入金、補正額128万9,000円。

7款2項としまして消費税還付金35万5,000円の減。

歳出予算としまして、1款1項一般経費77万6,000円の補正です。

2款1項職員給与費として15万8,000円の増額でございます。

なお、2款1項の職員給与費につきましては、職員の給与費、共済費の増額によるものでございます。

以上で、議案第86号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第86号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第87号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第87号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第87号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は62ページになります。

これは、平成30年度の事業確定に伴い、歳入予算において一般会計繰入金と前年度繰越金の補正をするものでございます。

続きまして、議案書の63ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。

3款1項一般会計繰入金、補正額31万2,000円の減、これは平成30年度の事業確定に伴い、一般会計繰入金を減じるものでございます。

4款1項繰越金、補正額31万2,000円、これは給食費から食材購入に要した残金でございます。

議案第87号の説明は以上です。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第87号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第88号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第88号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案書64ページをごらんください。

議案第88号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万9,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,256万9,000円とするものでございます。

それでは、議案参考資料84ページをごらんください。

歳入、3款1項1目1節繰越金35万9,000円は、前年度繰越金でございます。

続いて、85ページをごらんください。

歳出、1款1項1目28節繰出金35万9,000円は、一般会計繰出金でございます。

以上で議案第88号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第88号 令和元年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第20、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづりにより説明いたします。

陳情受理番号第4号 一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長、仲村覚氏から陳情のあつ

た「日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書」及び陳情受理番号第5号 宜野湾市民の安全な生活を守る会会長、平安座唯雄氏から提出のあった「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」は、資料配付といたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これを持ちまして、令和元年第3回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時58分散会

令和元年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 3 号

9月18日(水)

令和元年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

令和元年9月18日（水曜日）

議事日程 第3号

令和元年9月18日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 発委第 2号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第 3 議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第13 議案第72号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第74号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第75号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第76号 榛東村消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第77号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第78号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第79号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第80号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第81号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 報告第4号 平成30年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第23 報告第5号 平成30年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第24 発委第3号 榛東村議会のあり方検討特別委員会の設置に関する決議
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第27 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第28 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 議員派遣について
- 日程第30 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
8番	清 水 健一 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企画財政課長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住民生活課長	村 上 誠 君
健康保険課長	安 田 睦 君	産業振興課長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久保田 邦夫 君	上下水道課長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君	代表監査委員	岩 崎 唯雄 君
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。



◎日程第1 議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る9月3日、本委員会に付託されました議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、9月5日、6日の2日間にわたり、村長、議長をはじめ、執行及び委員出席のもと、慎重に審査を行いました。

5日は、総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、産業振興課、議会事務局のそれぞれの歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、防犯対策や村のホームページの更新状況、ふれあい館の運営などについて質疑がありました。また、村税については、税務課の収納対策等が大きな成果を上げており、その取り組みは大いに評価するものであります。

同じく、6日は、健康保険課、建設課、上下水道課、会計課、教育委員会事務局の歳入歳出、主要事業の成果について審査を行いました。少子高齢化による医療費の今後の見通しや村営住宅の未収金について質疑がありました。地域経済循環創造事業交付金返還金未収金については、当該事業に係る内閣府総務省、財務省所管会計実地検査から担当した職員及び現在の担当職員等から詳細な経緯や事業者との現在までの対応を聞き、集中的な審査を行いました。

採決の結果、全員賛成により本委員会は平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定することに決定しました。委員会終了後に、委員長、副委員長において内容の整理を行い、委員会として次の7点について改善要望事項をまとめました。

1点目、警察から防犯カメラ記録データの提供依頼時の費用負担について、警察と協議を行うこと。

2点目、ホームページの更新は、最新情報を迅速に提供できる仕組みを検討すること。

3点目、今後ふれあい館の維持管理費が増大される見込みがあることから、当館のあり方を検討すること。

4点目、さらなる農業用水に係る電気料金抑制対策を検討すること。

5点目、地域経済循環創造交付金の返還は引き続き誠意をもって対応し、未収金の早期回収を図ること。

6点目、健康寿命を延ばすための施策をさらに充実させること。

最後に7点目、村営住宅使用料の未収金について、回収方法を検討し、未収金の圧縮に努めること。以上、改善要望事項とし、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、決算審査特別委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する審査の経過及び結果についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第61号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第2 発委第2号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について

○議長（南 千晴君） 日程第2、発委第2号 平成30年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の改善要望事項について、村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

◇

◎日程第3 議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決

算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月12日、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

特定保健指導事業について質疑があり、村内施設を利用することについては、運動器具を使って運動する場合は健康運動指導士等の専門職による指導がないと運動量などの自己管理が難しいと考えられるが、可否も含め検討するとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第62号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第4 議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、9月12日、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第63号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第5 議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月12日、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

村民が健康を維持し、要介護とならないような生活習慣や健康管理を支援するための村の対策について質疑があり、はつらつ教室などの介護予防事業の充実と事業の周知をさらに強化したいと答弁がありました。

審査の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 平成30年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第6 議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入

歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、9月12日、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

収入未済額に対して質疑があり、個々の状況把握に努め、該当者と接触する機会を多くし、収入未済額の縮減に取り組みたいとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第65号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第7 議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

これより、議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを報告をいたします。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月10日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、副村長、関係課長出席のもと慎重に審査を行いました。

工事の進捗に対する質疑に対し、交付金の交付状況により変更が生じる場合がある、また、令和4年度に事業完成見込みであるとの答弁がありました。

また、起債の借入状況に関する質疑では、今後は施設改修に係る借入れが発生することも考えられるが、借入れよりも償還が主になると答弁がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第8 議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月10日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、副村長、関係課長出席のもと慎重に審査を行いました。

収入未済額について質疑があり、上水道と連携を図り、督促状や停水予告通知等の発送、滞納者宅へ訪問するなど手順を踏み、滞納額の圧縮に一層努めるとの答弁がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第67号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第9 議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月12日、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、村長、副村長、教育長、関係課長（局長）出席のもと慎重に審査を行いました。

村内の給食材料提供者である農家との交流について質疑があり、物資購入部会をはじめ、給食を児童生徒と一緒に取る機会を設けるなど工夫しているとの答弁がありました。

採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第68号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第10 議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月10日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、副村長、関係課長出席のもと慎重に審査を行いました。

太陽光パネルに事故があった場合の対応について質疑があり、事故等の異常が発生した場合は、施設管理受託事業者から役場に連絡が来るため、即時対応が可能であるとの回答がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第69号 平成30年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第 1 1 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、9月10日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、副村長、関係課長出席のもと慎重に審査を行いました。

前年度繰越利益剰余金について質疑があり、平成29年度決算後、29年度分剰余金の処分について議決いただいた残額の剰余金について計上、記載されているものであるとの説明がありました。

質疑応答の後、採決を行い、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第70号 平成30年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第 1 2 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告を行います。

去る9月3日、当委員会に付託されました議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、9月10日午前9時より、301会議室において、委員全員及び議長、執行側より、副議長、関係課長出席のもと慎重に審査を行いました。

議案書及び議案参考資料により説明を受けた後、採決を行い、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和元年9月18日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 平成30年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 13 議案第 72 号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第72号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第72号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は13ページ以降、議案参考資料につきましては2ページでございます。議案参考資料により説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正によりまして、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化が図られました。

これに伴いまして、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、条例を新たに制定しようとするものでございます。

全部で33条立ての条例でございますけれども、1条、2条につきましては総則的事項を定めておりまして、第3条から第17条まではフルタイム会計年度任用職員の給与について、第18条から29条まではパートタイムの会計年度任用職員の給与について、第30条及び第31条においては、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めてございます。

第32条、33条は雑則でございます。

附則の関係でございますけれども、附則の第1項でこの条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

また、附則第2項及び第3項で令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における期末手当の特例を設ける旨の規定をしてございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） この会計年度の任用職員につきまして、去年の12月で榛東村議会は、会計年度任用職員制度の施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書、これを提出しました。これは群馬県、県を入れて36自治体のうちで、5自治体がこれを意見書を出しまして、榛東村議

会もその中の一つとなりました。積極的にこの臨時職員、それから会計年度職員の待遇、処遇改善、これを出しました。

24条の質問なんですけれども、フルタイムの会計年度任用職員の期末手当の月数ですかね、これをお聞きします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） すみません、今、フルタイムとおっしゃられたんですけれども、パートタイムということでしょうか。

○議長（南 千晴君） 24条はパートタイムになっていますけれども。

○5番（川田敏彦君） すみません、14条ですね。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時40分休憩

午前9時40分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） じゃ、フルタイムの任用職員の期末手当の月数をお願いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 第14条の第1項におきまして、職員の給与条例の第17条から第17条の3までの規定をフルタイムの会計年度任用職員について準用するというふうに規定してございますので、職員と同等の1.3月でございます。

〔「すみません、一点……」の声あり〕

○総務課長（清村昌一君） 6月、それと12月、それぞれ1.3月、合計で2.6月でございます。

○議長（南 千晴君） 5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 同じ内容で、24条のパートタイムの会計任用職員、これも同じく期末手当、これがちょっと幾つか分かっているようなんですけれども、それをお願いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） パートタイム会計年度任用職員につきましても、原則、職員の給与条例の第17条、それから17条の3までについて準用する旨規定してございますので、原則として先ほどの

フルタイムと同様、6月、それから12月それぞれ1.3月の支給となっております。ただし、パートタイム会計年度任用職員につきましては、その勤務時間が一般職と同等ということではございませんので、今のところ、週当たり15時間30分未満の勤務であるパートタイム会計年度任用職員につきましては、期末手当は支給しないということで予定をしております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第72号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第74号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第74号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第74号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は26ページからとなります。

榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、地方自治法の第96

条第1項1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料6ページをごらんください。

地方公務員法の一部改正により、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化が図られ、これに伴い、会計年度任用上水道企業職員の給与等に関し必要な事項を定めるものでございます。あわせて、字句の改正を行ってございます。

第2条第3項におきまして、「夜勤手当」について「夜間勤務手当」に改め、第4条の次に1条を加えるものでございます。新たに加える条項につきましては、第5条第1項では会計年度任用上水道企業職員として任用される企業職員の給与の種類を定め、第2項で会計年度任用上水道企業職員の給与の基準について定めております。

附則でございます。この条例につきましては、令和2年4月1日を施行期日としてございます。

以上で議案第74号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第74号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第74号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第75号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第75号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第75号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は28ページから、議案参考資料は9ページでございます。議案参考資料によりまして説明を申し上げます。

今回、2つの条例を改正するわけでございますけれども、こちらについては改正理由が大きく2つございます。

まず1点目といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律第44条によりまして、地方公務員法の第16条（欠格条項）及び第28条（降任、免職、休職等）の部分が改正をされまして、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から除かれ、職員が成年被後見人または被保佐人に該当するに至った場合には当然に失職するということがなくなったことなどを踏まえた改正を行うものでございます。

2点目といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の整理を行うものでございます。

この2つの理由による改正でございまして、それぞれの改正法の施行日が異なりますことから、条立てでの改正といたしまして、それぞれの施行日を定めております。

初めに、第1条において改正する榛東村職員の給与に関する条例につきましては、職員が成年被後見人または被保佐人に該当するに至った場合に当然に失職することがなくなったということを踏まえまして、関係規定の整備を行うほか、文言の整理を行ってございます。

第2条の関係でございますけれども、榛東村職員の旅費に関する条例でございますけれども、職員が成年被後見人または被保佐人に該当するに至った場合に当然に失職することがなくなったことを踏まえまして、関係規定の整備を行うほか、文言の整理を行ってございます。

第3条におきまして改正します職員の給与に関する条例につきましては、会計年度任用職員の給与につきましては、他の常勤職員との権衡や、当該会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して定めるものであることを条例で明記すべきものとされていることを踏まえまして、先ほど可決いただきました会計年度任用職員の給与条例を別で定めるという規定を置くものでございます。

第4条において改正いたします旅費条例でございますけれども、パートタイムの会計年度任用職員が公務のために旅行した場合のその費用につきましては、旅費ではなく、同額ではございますが、費

用弁償として支給することとなるため、この条例における職員の範囲にはパートタイムの会計年度任用職員は含まれない旨を明示する改正を行うものでございます。

第1条及び第2条により改正します給与条例及び旅費条例につきましては、本年12月14日から施行するものとし、第3条及び第4条により改正する給与条例及び旅費条例は、令和2年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第75号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第76号 榛東村消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第76号 榛東村消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第76号 榛東村消防団に関する条例の一部を改正する条

例の制定について説明申し上げます。

議案書は31ページから、議案参考資料は16ページでございます。議案参考資料により説明申し上げます。

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項を削るものでございます。

第6条において規定しています消防団員となることができない要件から「成年被後見人又は被保佐人」を削るものでございます。

また、第8条において、失職の要件を規定してございますけれども、その要件から「成年被後見人又は被保佐人」を削るものでございます。

これらの改正規定につきましては、本年12月14日から施行するものとする旨附則で定めております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第76号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 榛東村消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時20分といたします。

午前9時56分休憩

午前10時16分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第77号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第77号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） それでは、議案第77号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は33ページから34ページです。説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の18ページをお開きください。

改正の概要につきましては、本年6月14日、成年被後見人等の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して3カ月を経過した日から施行されます。

今回の整備法により児童福祉法の一部が改正されたことから当該条例に係る引用箇所の整理を行うものです。

19ページの新旧対照表をごらんください。

表の右側が現行、左側が改正案となっています。

条例第23条第2項第2号中、児童福祉法からの引用箇所を整理するものです。

議案書34ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行とするものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第77号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第77号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第77号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第78号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第78号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第78号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は35ページからとなります。議案参考資料にてご説明させていただきます。議案参考資料20ページをごらんください。

議案第78号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、概要でございますが、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、排水設備等の工事の指定工事店の基準に係る条項から成年被後見人等に係る欠格条項を削るものでございます。

関係条例につきましては、条例6条の3、排水設備等の工事の指定工事店の基準に係る条項のうち、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削るものでございます。

施行につきましては、附則として、令和元年12月14日より施行するものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第78号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第78号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第78号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第79号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第79号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第79号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は37ページから39ページ、議案参考資料は22ページでございます。議案参考資料により説明申し上げます。

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。

主な改正点を申し上げます。

第8条の2関係でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

第15条関係では、介護休業取得可能期間を3つの期間に分割して取得できることとするものでございます。

また、新たな条、第15条の2、旧第15条の2は1条繰り下げとなりますけれども、新たな条を設けて、介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のための1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を新たに設けるものでございます。

これらの改正規定につきましては、公布の日から施行するものということを附則で定めてございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第79号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第79号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第79号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第80号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第80号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第80号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は40ページからとなります。議案参考資料によりご説明を申し上げます。議案参考資料26ページをごらんください。

概要でございます。

本条例の改正につきましては、水道法施行令の一部改正に伴う政令により、引用している条項が繰り下げられたことに伴い、整理を行うものでございます。

議案参考資料27ページ、新旧対照表の改正案並びに右側現行を見比べていただきながらお聞きください。

本条例の改正部分につきましては、条例第37条第1項中の5条を第6条に改めるものでございます。附則としまして、この条例は令和元年10月1日を施行期日といたします。

以上で議案第80号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第80号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第80号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第80号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第21 議案第81号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第81号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） それでは、議案第81号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は42ページから43ページです。説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の28ページをお開きください。

改正の概要につきましては、本年4月17日、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、本年11月5日から施行されます。

今回の改正により榛東村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領が改正され、住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものです。

29ページから30ページに新旧対照表を載せてございます。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

旧氏の記載等について追記するとともに、字句の改正もあわせて行う内容となっております。

議案書の43ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和元年11月5日から施行するとするものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第81号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第81号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 報告第4号 平成30年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第23 報告第5号 平成30年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（南 千晴君） 日程第22、報告第4号 平成30年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第23、報告第5号 平成30年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第22及び日程第23を一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第4号 平成30年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について説明申し上げます。

議案書につきましては67ページ、議案参考資料については86ページ、お願いいたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

初めに、実質赤字比率、この比率につきましては、普通会計という区分で求めるものでございまして、本村におきましては一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で求めます。この3つの会計の実質収支につきましては、いずれも黒字またはゼロでございますので、つまり赤字は生じていないということで数値は算出されず、備考にあります、「－」該当なしというふうになってございます。

次に、連結実質赤字比率、この比率につきましては、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字とな

った場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で求められます。平成30年度の全会計におけます実質収支額はいずれも黒字またはゼロでございますので、こちらも赤字は発生しておりません。よりまして、「－」該当なしというふうになってございます。

続きまして、実質公債費比率、この比率は、一般会計等が支出いたしました公債費はもちろんでございますが、繰出金等で一般会計等が実質的に負担した全会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等々の会計ですが、こちらの公債費などの標準財政規模に対する比率で求めます。過去3カ年の平均値であらわしますが、ことしは10.0%ということでございます。

最後に、将来負担比率でございます。この比率は、将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率で求めます。こちらも負担額を上回る充当可能基金がございますので数値は算定されず、「－」該当なしというふうになってございます。

以上の1つでも早期健全化基準値、これ以上となった場合につきましては、議会の議決を経て財政健全化計画を定めるということとなっております。

続きまして、報告第5号 平成30年度決算に基づく資金不足比率について説明させていただきます。議案書は68ページ、議案参考資料につきましては88ページ、お願いいたします。

こちらにつきましても地方公共団体の財政の健全化に関する法律、こちらにつきましては第22条第1項の規定に基づきまして報告するものでございます。

この比率につきましては、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合で求められます。対象となる会計といたしましては、記載のとおり、上水道事業会計のほか、公共下水道事業、農業集落排水事業及び太陽光発電事業の3特別会計でございます。いずれの会計につきましても資金不足は生じてございませんので数値は算出されず、「－」該当なしというふうになってございます。

以上、ご説明申し上げましたとおり、平成30年度決算におけます一般会計、特別会計、企業会計の財政の健全化は十分に保たれてございます。

また、監査委員の審査意見につきましては、平成30年度榛東村決算等審査意見書の90ページに財政の健全化に関する審査が、91ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ記載されております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 内容について説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

◎日程第24 発委第3号 榛東村議会のあり方検討特別委員会の設置に関する決議

○議長（南 千晴君） 日程第24、発委第3号 榛東村議会のあり方検討特別委員会の設置に関する

決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 皆様、こんにちは。

11番議員の山口です。

発委第3号について説明いたします。

発委第3号。

令和元年9月18日、榛東村議会議長、南千晴様。

榛東村議会運営委員会委員長、山口宗一。

榛東村議会のあり方検討特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

榛東村議会のあり方検討特別委員会の設置に関する決議。

下記のとおり榛東村議会のあり方検討特別委員会を設置する。

1、名称、榛東村議会のあり方検討特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、議会議員の定数及び報酬等に関する調査研究。

4、委員の定数、5名。

5、調査期間、本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続調査することができる。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては議会運営委員会からの発委ですので、委員会付託を省略し、直ちに討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第3号 榛東村議会のあり方検討特別委員会の設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4号の規定により、1番波多野宏美議員、4番村上慎一議員、8番清水健一議員、10番小山久利議員、12番岸昭勝議員の5名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、特別委員は、ただいま指名いたしました5名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前10時43分休憩

午前10時48分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました榛東村議会のあり方検討特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に小山久利議員、副委員長に波多野宏美議員が就任いたしました。

ここで就任の挨拶をお願いいたします。

初めに榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長、小山久利議員、よろしくをお願いいたします。

10番小山久利議員。

[10番 小山久利君登壇]

○10番（小山久利君） ただいま、榛東村議会のあり方検討特別委員会委員長のご指名をいただきました小山久利でございます。

16期議員として、次につなげる榛東村議会のあり方、皆さんのご協力をいただきまして、よりよい方向で議長に報告ができればと思っております。一生懸命頑張ります。ご協力よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（南 千晴君） 続きまして、副委員長、波多野宏美議員、よろしくをお願いいたします。

1番波多野宏美議員。

[1番 波多野宏美君登壇]

○1番（波多野宏美君） 今、あり方委員会のほうの副委員長ということで仰せつかりました。今後は委員長の補佐をしっかりと、大事な議場なんでしっかりとやっていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（南 千晴君） よろしくお願ひいたします。



◎日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第26 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第27 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第28 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第28、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第25から日程第28までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第29 議員派遣について

○議長（南 千晴君） 日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。



◎日程第30 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第30、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

小山久利広域議員から報告を求めます。

10番小山久利議員。

[10番 小山久利君登壇]

○10番(小山久利君) 令和元年第3回定例会渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告。

令和元年7月18日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催され、議案4件が上程されました。

議案につきましては、救急車両1台の取得及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例及び渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料条例の一部改正、令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長(南 千晴君) 報告が終了いたしました。本件につきましては、報告のみといたします。

◇

◎議長挨拶

○議長(南 千晴君) 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

9月2日の開会以来、本日までの17日間、5名の議員による一般質問、平成30年度各会計決算の認定、本年度補正予算などについて熱心な質疑、討論がなされ、議決いただき、本議会が閉会できますことに対し、厚く御礼申し上げます。

日増しに秋の気配が深まってまいりました。議員各位におかれましては、季節の変わり目、健康には十分ご留意され、なお一層のご活躍をお祈りし、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長(南 千晴君) 以上で、令和元年第3回榛東村定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 早 坂 通

榛東村議会議員 善 養 寺 孝